

911.123-Y19ウ



1200600788992

第	91	號
冊		
內第	2	冊



始





子安の系集海の家

巻第二



911.123-Y19ウ



I種
W



1200600788992

自序

萬葉集講義卷第一を出版してよりここに四年。この間には篤學の士濟々として出で見るべき研究少からず、萬葉集の學また頗る進展せり。この際にあたりて今この卷第二を世に公にせむとす。顧みれば余が如き門外漢のこの小著の今の世に出づるは或は贅疣を加ふるが如き觀あらむ。しかも他山の石、また玉を攻くべしとせば或は何等かの用に供せらるべき點あらむか。本書に關しての余が態度は既に卷第一の序に述ぶる所なれば、ここに再びいはず。

本書の稿本は東北帝國大學に於ける講義の草案にして昭和四年冬に脱稿せるものなり。かくてこれに基づいて再考を加へ、昭和五年夏にこれを了へて印刷に附せり。印刷に附してより殆ど一箇年昭和六年九月に本文は終了せしかど、索引の調製に多くの時日を費し、この日辛うじてその稿を脱せるなり。ここに出版の顛末を記して序に代ふ。

昭和七年三月二十一日

自序

山田孝雄

例言

- 一、本書の本文は寛永版本を基としたれども、その誤の著しくして他の諸本によりて正字の知らるゝものはこれを訂してその字には左旁に「○」圈を加へたり。
- 一、諸本に通じて用ゐられてある字なれど、誤と認めずしては通じ難きものは左旁に「●」圈を加へて漫りに改むることをせず、解説中に意見を述べたり。
- 一、各首の歌の上に施せる番號は國歌大觀にて加へしものによれり。この番號は近時諸本に用ゐらるれば、本書もこれに倣へるなり。随つて解説中に引ける歌もこの番號によつて示し、從來の卷張數を示す方法をとらず。

萬葉集講義卷第二

山田孝雄述

卷第二の通説

この卷は、講義卷第一の卷首にいへる如く、卷第一と共に一團をなすものなり。この一團全部を通じて見るに、雑歌相聞挽歌の三部門に分てるものにして、卷第一はそのうちの雑歌をあげ、この卷はそのうちの相聞と挽歌との二部門を載せたるものなり。而してその相聞と挽歌との意義は講義卷第一の卷頭と、この卷の各部門のはじめとに説きたれば、ここにこれを説かず。

この卷の相聞は仁徳天皇の朝の歌と傳ふるものをはじめとして、柿本人麿の妻の歌にて終り、挽歌は舒明天皇の朝の歌をはじめとして、寧

樂宮の靈龜元年秋九月の歌にて終れり。即ち卷第一卷第二を通じて見れば、この相聞部のはじめの歌が最も古く、挽歌部の終の歌が最も新しきなり。かくてこの一團は寧樂朝の初期に編纂せられしものならむことを思はしむるものあり。

編纂の方法は既にいへる如く、卷第一、卷第二を通じて一種の特色ありて、明日香清見原宮御宇天皇までは宮號を以て天皇を稱へ奉り、一代毎に標出せるが、藤原宮以後は藤原宮にて持統文武二朝を記し、寧樂宮にて元明元正二朝を記し、なほ年號の明かなるものは年號を掲げて次第せり。

なほこの二卷を通じて見るに、これはその材料となれるものを甚しく主觀を加ふることなくして、本の姿のままにとる主義にて編纂せしものかと思はるるふしあり。その一端は、本講義の二〇七以下の柿本人麿の歌につきて論ぜる如くに、この卷第一、卷第二を通じての人麿の

歌には一種殊なる現象を呈せるに、卷第三以下の人麿の歌と傳ふるものにはさる現象のあらはれたるを見ざるなり。これは人麿の歌を研究する上には頗る重大なる事柄と思はるるが、かくの如き編纂上の方針はその他の部分にも行はれたるべく思はるるなり。

萬葉集卷第二

相聞

難波高津宮御宇天皇代

磐姫皇后思天皇御作歌四首

或本歌一首

古事記歌一首

近江大津宮御宇天皇代

天皇賜鏡王女御歌一首

鏡王女奉和歌一首

內大臣藤原卿。娉鏡王女時鏡王女贈內大臣歌一首

內大臣報贈鏡王女歌一首

內大臣娶采女安見兒時作歌一首

(三)

(三)

(四)

(五)

(六)

(三)

(三)

(六)

(元)

(四)

(六)

- 久米禪師娉石川郎女時歌五首 (四)
- 大伴宿禰娉巨勢郎女時歌一首 (六)
- 巨勢郎女報贈歌一首 (六)
- 明日香清御原宮御宇天皇代 (六)
- 天皇賜藤原夫人御歌一首 (六)
- 藤原夫人奉和歌一首 (七)
- 藤原宮御宇天皇代 (七)
- 大津皇子竊下於伊勢神宮還上時大伯皇女御歌二首 (七)
- 大津皇子贈石川郎女御歌一首 (八)
- 石川郎女奉和歌一首 (八)
- 大津皇子竊婚石川女郎時津守連通占露其事皇子御作歌一首 (八)
- 日並皇子尊賜石川女郎御歌一首女郎字曰大名兒 (八)
- 幸吉野宮時弓削皇子贈額田王歌一首 (九)

額田王奉和歌一首

(九)

從吉野折取蘿生松柯遣時額田王奉入歌一首

(九)

但馬皇女在高市皇子宫之時思穗積皇子御作歌一首

(九)

勅穗積皇子遣於近江志賀山寺時但馬皇女御作歌一首

(九)

但馬皇女在高市皇子宫時竊接穗積皇子之事既形而後御作歌一首

(十)

舍人皇子御歌一首

(十)

舍人娘子奉和歌一首

(十)

弓削皇子思紀皇女御歌四首

(十一)

三方沙彌娶園臣生羽之女未經幾時臥病作歌三首

(十一)

石川女郎贈大伴宿禰田主歌一首

(十二)

大伴宿禰田主報贈歌一首

(十二)

石川女郎更贈大伴宿禰田主歌一首

(十二)

大津皇子宮侍石川女郎贈大伴宿禰宿奈鷹歌一首

長皇子與皇弟御歌一首

柿本朝臣人鷹從石見國別妻上來時歌二首并短歌

或本歌一首并短歌

柿本朝臣人鷹妻依羅娘子與人麻呂相別歌一首

挽歌 竹林樂

後岡本宮御宇天皇代

有間皇子自傷結松枝歌二首

長忌寸意吉鷹見結松哀咽歌二首

山上臣憶良追和歌一首

大寶元年辛丑幸紀伊國時見結松歌一首 (寬永本一字下ケニセズ)

近江大津宮御宇天皇代

(120)

(121)

(122)

(123)

(124)

(125)

(126)

(127)

(128)

(129)

(130)

(131)

天皇聖躬不豫之時太后奉御歌一首

一書歌一首

天皇崩後太后御作歌一首

天皇崩時婦人作歌一首未詳姓氏

天皇大殯之時歌二首

太后御歌一首

石川夫人歌一首

從山科御陵退散之時額田王作歌一首

明日香清御原宮御宇天皇代

十市皇女薨時高市皇子尊御作歌三首

天皇崩時太后御作歌一首

一書歌二首

天皇崩之後八年九月九日奉爲御齋會之夜夢裏習賜御歌一首

(132)

(133)

(134)

(135)

(136)

(137)

(138)

(139)

(140)

(141)

(142)

(143)

(144)

藤原宮御宇天皇代

- 大津皇子薨後大來皇女從伊勢齊宮還京之時御作歌二首 (二七二)
- 移葬大津皇子屍於葛城二上山之時大來皇女哀傷御作歌二首 (二七七)
- 日並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首並短歌 (二八四)
- 或本歌一首 (三三三)
- 皇子尊舍人等慟傷作歌二十三首 (三八八)
- 柿本朝臣人麿獻泊瀨部皇女忍坂部皇子歌一首並短歌 (三七〇)
- 明日香皇女木庭殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首並短歌 (三九三)
- 高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌 (四〇〇)
- 或本歌一首 (五七)
- 但馬皇女薨後穗積皇子冬日雪落遙望御墓悲傷流涕御作歌一首 (五三)
- 弓削皇子薨時置始束人作歌一首并短歌 (五三)
- 柿本朝臣人麿妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌 (五四)

或本歌一首并短歌

- 吉備津采女死後柿本朝臣人麿作歌一首并短歌 (六六)
- 讚岐狹岑島視石中死人柿本朝臣人麿作歌一首並短歌 (六六)
- 柿本朝臣人麿在石見國臨死之時自傷作歌一首 (六八〇)
- 柿本朝臣人麿死時妻依羅娘子作歌二首 (六八四)
- 丹比真人名闕擬柿本朝臣人麿之意報歌一首 (六九一)
- 或本歌一首 (六九五)

寧樂宮

- 和銅四年歲次辛亥河邊宮人姬島松原見孃子之屍悲嘆作歌一首 (六九六)
- 靈龜元年乙卯秋九月志貴親王薨時歌一首 (七〇六)
- 或本歌二首 (七五)

(以上〇ヲ加ヘタルハ古寫本ニヨリテ寬永本ノ誤ヲ正セルモノヲ示ス)

相聞

○これは既にいへる如く卷第一卷第二を通じて一とせるうちの三の部類の隨一にして、雑歌挽歌と相對する一部門なり。相聞は從來戀歌の義に近きやうに説き來れどもさにはあらずして往來存問の義なること既に卷一のはじめにも説き又相聞考に詳述せれば、それに譲りて今はいはず。さてよみ方も「シタシミウタ」などよめるもあれど、ただ古來よみ來りしままに「サウモン」とよみてよかるべし。この時代に字音の語行はれずといふ反證なきのみならず、かへりて字音の語にて行はれしものも存すればなり。

難波高津宮御宇天皇代 大鷦鷯天皇

○難波高津宮御宇天皇「ナニハノタカツノミヤニアメノシタヲサメタマヒシスメラミコト」とよむ。難波は古難波國ともいひて、後の攝津國西生郡及び東生郡の西邊かけての大名にして大阪わたりより住吉にかけての地にあたり、今の大阪市の地域を主とする地方の舊名なりとす。高津宮は仁徳紀に「元年正月丁丑朔己卯都難波是謂高津宮」とあり。古の難波の舊趾は今の大阪城より南方をかけて東高津味原池の邊ならむといへり。而して皇居はその高地の海岸にありしならむといへり。

○大鷦鷯天皇 難波高津宮に御宇ましし天皇の御名大鷦鷯尊と申す。應神天皇の御子にして

後に仁徳天皇と申す。多くの古寫本に小字にせるをよしとす。

磐姫皇后思天皇御作歌四首

○磐姫皇后「イハノヒメノオホキサキ」とよむべし。この皇后は古事記下卷に「大雀命坐難波之高津宮治天下也此天皇娶葛城之曾都毘古之女石之日賣命云々」とある如く、葛城襲津彦の御女にして武内宿禰の御孫なり。日本紀仁徳卷には「二年春三月辛未朔戊寅立磐之媛命爲皇后」とあり、又續紀卷十の宣命には「葛城曾豆比古女子伊波乃比賣命」とあり。これによりて「イハノヒメ」とよむべきを知る。この皇后は履仲、反正、允恭三帝の御母にましますなり。皇后の御名をここに書き奉れるは異例に屬するによりて古來議論なきにあらず。考には「今本にここに御名を書たるは令法に背き此集の例にも違へり」といひて「磐姫」の字を除きて單に「皇后」とのみせり。これ一往は道理ある如くなれば、略解古義などもこれに従ひて、この二字を加へたるは後人のしわざなるべしといへり。然れども古寫本に「一もかゝるものなし。攷證に元曆本にこの二字なき由いへれど、それも妄説なり。この故に古より、かく書けりと見るべし。これにつきては又或は磐媛命は臣下の女にして實は彼時には皇后に立ちまます、妃夫人の列にてありしなるべく、後に尊み崇めて皇后と申しけるなるが昔よりのいひ來りにて御名をも憚らぬならむなどいひ、橘守部などは「こは心に心得となる事なり」などことごとくしき論をなしたれど、いづれも當時の事情を顧みざる僻説なり。先づ磐之媛命を臣下の女といへるは當らず。抑も

磐之媛命は孝元天皇の御子彦太忍信命(子)その子屋主忍男武雄心命(孫)その子武内宿禰(曾孫)その子葛城襲津彦(玄孫)その子磐之媛なれば、孝元天皇六世の孫なり。後世は五世まで皇親の列にしてその以下は臣籍に入れどこの頃は六世にても皇族なりしなるべく、古事記日本紀共上にもいへる如く、命とも書かれたり。凡そ古は皇族以外より皇后を立てられることなかりしことにて、令の制後宮職員として皇后の下に妃、夫人、嬪の三職を置かれしにも臣下の女は夫人に至るを最上級とし、妃は皇族に限られたるなり。而してこの制度は聖武天皇の御世のはじめまでは嚴重に守られたりしなり。かくて臣族より皇后とならるることは聖武天皇の天平元年に夫人藤原光明子を皇后に立てられしをはじめとす。その立后の時にはこの磐媛皇后を以て先例とせらるる由の宣命ありしかど、そは一時權宜の言なること史家の定論たり。この故に當時皇后ならざりし由などいふ説はとるに足らず。抑もこの皇后は仁徳天皇の三十五年夏六月に崩せられ後三十八年に八田皇女を立てて皇后とせられし事なれば、仁徳天皇には前後皇后二人ましまするなり。さればただ皇后とのみ書きおきてはいづれの御方の御歌にか明かならぬ道理なり、この故に御名を記しおきしにこそあれ。さて皇后は天皇の嫡妻を申すこと公式令の義解に「皇后謂天子嫡妻也」と見ゆ。皇后の文字は古今に通ずれど、その訓は古と今と異なり。古は天皇の御妻妾をさして汎く「キサキ」といへるが、正しき嫡妻は唯一人に限り、これを特に「オホキサキ」と申ししなり。「大后」はその「オホキサキ」の語をあらはすに用ゐたるものにして後世の皇太后の義にはあらず。現に古事記の此天皇の卷に「此天皇之世爲大后

石之日賣命之御名代定葛城部とあるにて知るべし。古事記神武卷に「更求爲天后之美人時云々」と見え、その時に求め得たまひしは比賣多多良伊須須氣余理比賣の皇后なり。

○思天皇御作歌「スメラミコトヲシメビタマヒテヨミマセルウタ」とよむべし。

○四首 この二字を考には削れり。されど、目錄にもあり又他の例に準じてもあるをよしとす。

(八五)

君之行氣長成奴山多都禰迎加將行待爾可將待

○君之行「キミガユキ」とよむ。「行は、ユク」を體言化したるにて、ユクコトの義にして今旅行といふにも似たり。御幸の「ユキ」はその「ユキ」に敬意の接頭辭「ミ」を加へるなり。ただ「ユキ」といへる假名書の例は本集卷二十に「和我由伎乃伊伎都久之可波」(四四二)とあり。「君がゆき」といふ例は卷十九に「君之往若久爾有婆」(四三三八)ともあり。卷五に「根美可由伎氣那我久奈理努」(八六七)とあるは今と同じ語の假名書なるなり。

○氣長成奴「ケナガクナリヌ」とよむ。「ケ」は既にいへる如く「キ」への約まれる語にして時間の經過をいふなり。「ケナガシ」といふ語も卷一にいへる如く、月日の多く経たるをいふ語にして久しくといふに似たり。以上第一段。

○山多都禰「ヤマタツネ」とよむべし。西本願寺本に「ヤマタツノ」とよみ、下にいへる如く古事記の歌に「山多豆乃」とあるによりて「ヤマタツノ」とよむをよしとする説多く、美夫君志の如く「禰字」に「ノ」の音ありなどいふ説も生じたれど、従はれず。これは古事記の歌と同じものを誤り傳へ

たるものとは思はるれども、とより古事記の歌を直ちに受けたるにあらねば、異なる説のありしならむと考へらる。かくて、ここにては山を尋ぬる由にとれるなり。かく「尋ね」といひても歌としては格破れたるにあらぬなり。

○迎加將行「ムカヘカユカム」とよむ。「カ」は疑問の助詞にして係辭とせしなり。この「迎へ」は行くの目的を示せる目的準體言なれば、この下に「ニ」助詞あるべき筈なれば、今の語ならば「迎へに行かむか」といふに略同じ。古事記なるは「牟加閉袁由牟加牟」とあり。意は異ならず。

○待爾可將待「マチニカマタム」とよむべし。古事記なる歌には「麻都爾波麻多士」とあるによりてか、本居宣長は「まちにかまたん」にては上に叶はずとて、さにかまたんに直されし由なれど、然しては歌の意も淺く調もあらぬさまなり。もとの如くにて差支なし。何となればかく動詞の連用形を助詞「ニ」にて受けて、下の同じ動詞に重ぬるは、一種の修飾格にして、下の用言の意を強むる作用をなすものなり。その例は、卷四に「如此許三禮二見津禮片思男責」(七一九)「幾許久毛久流比爾久流必所念鴨」(七五二)卷六に「春去者乎呼理爾乎呼里罵之鳴吾鳥曾」(一〇六一)などあり。「まちには」下の「まつ」を修飾して、待つ意を強むるものにして、ただこのままにてはいつまでも待ちをらむかといふ意なり。卷六に「吾屋戸乃君松樹爾零雪乃行者不去待西將待」(一〇四二)といへると詞遣の似通へるを思へ。

○一首の意 この歌二段落にして、第一段はわが君の御幸ありてより後隨分月日を多く經過したり。何とてかく久しき旅をしたまふならむといふなり。第二段はさてかく久しく君を見

ねば、戀しさに堪へねば、山べなどに尋ねて迎へに行かむか。或は又このまま家にていつまでも待ちをらむかと兩端に述べたまへるなるが、婦人の夫を思ひあせりたる情をよくあらはされたりといふべし。

右一首歌山上億良臣類聚歌林載焉

○この左注によりこの歌は後人の加へたるなりといふ説もあれど、すべて左注に「右云々」とかけるはいつも原本に載せたる歌を基としていへるなれば、これはもとより原本にありしなり。即ちこの左注の意はこの歌萬葉集の原本にもとより磐之媛皇后の御歌としてあけたるが、類聚歌林にもしか載せたりといふ義なるべし。類聚歌林はこの巻一卷二の成れりとおほしき和銅の頃よりは後のものなれば、この左注はもとより後人の参考の爲に記入せしものなり。而して類聚歌林にも皇后の御歌としてあけたりしならむ。然らずば、先例によればここに作者の異説あることをとわるべき筈なればなり。

(八六)

如此許戀乍不有者高山之磐根四卷手死奈麻死物乎

○如此許「カクバカリ」とよむ。卷十九に「可久婆可里古非之久安良婆(四二二二)とあるなどその假名書の例なり。

○戀乍不有者「コヒツツアラズハ」とよむ。卷二十に「伊閉爾之亘古非都都安良受波奈我波氣流

多知爾奈里豆母伊波非豆之加母(四三四七)とあるその假名書の例なり。なほ卷四に「如是許戀乍不有石木二毛成盆物乎物不思四手(七二二)又この巻に「遺居而戀管不有者追及武道之阿回爾標結吾勢(一一五)とあり。これは連用形の「ず」に係助詞は「の」つけりとする橋本進吉氏の説をよしとすべく、意は詞の玉緒に「あらんよりは」の意なりと説けるによるべく「云々」といふ事を現にせるがさる事をせずしてむしろそれよりはといふ意のいひまはし方の語なりと思ふ。

○高山之「タカヤマノ」とよむ。童蒙抄には「カグヤマノ」とよみたれど、かへりてよからずと思はる。この高山は或は地名か。然らば、この皇后の天皇をうらみまして宮つくりしてましまししといふ山城國筒城岡の南の地よりつづきてその近き所に大和國平群郡高山といふ地あり。或はただ高き山と宣ひしにか。然らば、陵墓の地の意あるべし。卷三に「石田王卒之時丹生作歌に「高山之石穗乃上爾伊座都流香聞(四二〇)といひ、その反歌に「高山之石穗乃上爾君之臥有(四二一)といひたるなどにてこの意ありしを思ふべく、ことにこの頃の陵墓はいづれも見はるかしのよき地にあり。光仁天皇の御母紀椽姫の吉隠陵の如きは著者自ら参拜せしに、その地極めて高く、西は櫻井町より大和の平原を眺むべく、東は宇陀郡の各地を一望に見わたしうる地なりき。

○磐根四卷手「イハネシマキテ」とよむ。「四」は助詞の「シ」にあてたるにて、強めていふ意あり。「まき」は、上にもいへる如く枕する意なり。卷四に「余衣形見爾奉布細之枕不離卷而左宿座(六三六)などあり。磐根を枕としての意なり。古貴人の葬は石櫛をかまへ、石棺に納め、石枕をして安

置するが故にかくいへるなり。
○死奈麻之物乎「シナマシモノヲ」とよむ。「マシ」は假定する意の複語尾なり。「チ」は嘆息の意をあらはせり。

○一首の意 かほどまでにわが君を戀ひつつあらむよりは一層のこと高山の磐根を枕として死にてしまへばよからうものとなり。その戀ふる意の切なるをうたひたまへるなり。

(八七)

在管裳君乎者將待打靡吾黒髪爾霜乃置萬代日。

○在管裳「アリツツモ」とよむ。卷二十に「安里都都母伎美伎麻之都都云々」四三〇二とあり。「在管裳」とかけるは卷三(三二四)に「在乍毛」とかけるは卷四五(二九)に「有乍」とかけるは卷七(二二九)など例多し。このまゝにありつつもの意なるが、ここにてはながらへありつつの意に説くべし。

○君乎者將待「キミヲバマタム」なり。上の歌をうけて、一旦死なましとまで思はれしが、再びおもひかへしたまへるさまあらはれたり。

○打靡 舊板本「ウチナビキ」とよませたり。かくてはこの語霜の置くにかかる形容となるべきこととなる。されど、ここはさにはあらずして黒髪にかかれるなれば「ウチナビク」とよめる本をよしとす。卷五に「有知奈思久波流能也奈宜等」八二六とあるは同じ趣なるが、それは柳のしたれたるなるをあらはせり。さて従來の諸家これを髪枕詞なりといはれたれど、これは實

際の形容にして枕詞にあらず。女の髪の長きはいふまでもなく、當時は専ら垂髪なりしが故に「ウチナビク」といへるはよくその實際をあらはせるなり。

○吾黒髪爾「ワガクロカミニ」とよむ。

○霜乃置萬代日「シモノオクマデニ」とよむべし。「代」は「ダイ」の吳音にて「デ」の假名とし、「日」は「ニチ」の「チ」を省きて「ニ」の假名とせるなり。古寫本に「シモオキマヨヒ」などあるは、これが音の假名なるに心つかざりしにてとるべからず。これと似たる語は卷十二に「待君常庭耳居者打靡吾黒髪爾霜曾置爾家類」三〇四四とあるなどにて知るべし。これは黒髪の白髪となるをば霜の置くことと歌詞にいへるなり。髪の白くなるを霜のふるになぞらふることは卷五に「美奈乃和多迦具漏伎可美爾伊都乃麻可斯毛乃布利家武」八〇四とも見えたるにても知るべし。しかるに萬葉考にはこれを古歌の様をよく意得ぬ人の書きあやまれるものなりとして「黒髪乃白久爲萬代日」と改めたり。されど、かくの如き本一もなきのみならず、本文のままにて意よく通するなり。まして古歌の趣にたがふふしとてななきものをや。

○一首の意 さて一旦死なましとまで思ひしかど思ひめぐらせば、それも短慮の至なるべし。まづはかくのままに在りながらへつつ君の來まさむを待たむ。たとひ、わが黒髪の白くなるまでなりとも待たむ。君にあひ奉るを得べくば、しか白髪になるまで待たむもいとほじとなり。黒髪の白髪となるまで待たむと君を思ふ情の深くして切なるを見るべし。古の人の人を戀ふる情のあつかりしかの雄略天皇の御世の赤猪子の物語を思ひてもしらるべし。

(八八)

秋之田、穗上爾霧相、朝霞何時邊乃方、我戀將息。

○秋之田「アキノタノ」とよむ。古寫本多くは「秋田之」とかけり。それをよしとす。但このままたてもしかよむにあしからず。

○穗上爾霧相 舊本「ホノウヘニキリアフ」とあり。又「キリアヒ」とよめる本もあり。されど「ホノヘニキラフ」とよむべし。「云々のうへののへ」といへる例は「卷五に比等能比射乃倍和我摩久良可武(八一)○又卷五に烏梅能波奈多禮可有可倍志佐加豆伎能倍爾(八四)○」などの例あり。又「穗上」といへる例は「卷十に秋田之穗上爾置白露之云々(二四六)」などあり。秋の田の稻穂の上の意なり。「霧相」はもと「キリアフ」とよみたれど、契沖の改めたるによりて「キラフ」とよむべし。「キラフ」は「キル」といふ動詞を波行四段の複語尾に再び活用せしめしにて「キル」は既にいへる如く「くもる」「かすむ」などに似て「霧の立つさまをいへる動詞にして「キリ」はその連用形が名詞になれるなり。類聚名義抄には「霧(霧)等に「キル」の訓あり。「霧」は玉篇に「霧氣也」とあり。この「キル」は水蒸氣の多く立つをいへるにて「催馬樂紀伊國に風しもふいたればなごりしもたてればみなそこきりてはれその玉みえず」とあり。「キラフ」はその霧ることの作用の引續き存するをいふなり。日本紀齊明紀に「阿須箇我播瀨儼蟻羅毗都都喻矩瀨都能」などの例あり。この事は「卷一、二九」の「霧流」の下に既にいへり。

○朝霞 「アサガスマ」とよむ。後世にては「カスミ」は春にして秋には「キリ」といふ例となりたれど、

古はこの區別なきのみならず、承暦年中書寫の金光明最勝王經音義には「霧字に、加須美の訓をつけたり。又卷八に七夕の歌に「霞立天河原爾待君登(二五二八)」といふあり。又卷十秋相聞の寄蝦に「朝霞鹿火屋之下爾(二二六五)」ともあり。これは今の語にては朝霧といふべきところなり。朝霞といへるは霧は朝その立つこと殊に深きによりてかくいへるにて、秋田の朝霧立こめて東西も分ち難きさまなるをいひて次の句の下がまへとせるなり。

○何時邊乃方二 「イツヘノカタニ」とよむべし。「何時」は「イツ」にして時の不明なるを示す文字なれど、これを「イツ」といふ假名に用るたり。「イツ」といふ語は今時の不明なるにのみいへど古くはすべて不明なることを示す代名詞なりと見ゆ。これに「レ」を添へて「イツレ」といへばよくその意を示すこと、「ナ」「コ」「ソ」「カ」「ア」がもとより代名詞なるに「レ」を添へて「ツレ」「ナレ」「コレ」「ソレ」「カレ」「アレ」といへば一層その意明なるに同じと知るべし。されば「イツ」にて不明を示す語なるに「方」の意なる「へ」を添へて「イツヘ」といひて「ツ」を濁り「へ」を清むべし今の語にていへば「イツカタ」といふに同じ意をあらはせるなり。「イツヘ」の語の例は「卷十九に霍公鳥伊頭能山乎鳴可將超(四一九五)」とあり。「イツヘノカタ」といふは重言なるに似たれど、今もどちらの方ともいふにおなじ語遣なれば、古とても不審なく用るしならむ。朝霧はやがていづ方ともなく消え失するを以て先づかくいへり。

○我戀將息 「ワガコヒヤマム」とよむ。上に「イツヘノカタニ」とあるをうけて、わが戀のやむべきかと疑の形式を用ゐて嘆息の意をあらはされしなり。

○一首の意 秋の田の面にきりわたれる朝霧はやがて消えうするものなるがそれを比喻にしてわが戀ふる思ひは東西もわかず思ひをはるけむよすがもなきはその朝霧のこめたてあやめもわかぬにも似たるがその朝霧とていつしか何處ともなく消え失するにわが戀の思ひの苦しさはいつ如何にして消え失すべきか。いかにしてもわが戀ふる意をはるけむ由もがなとなり。

以上四首は本文としたる皇后の御歌にして四首連続して一の想をなせること甚だ巧なりといふべし。第一首は起首として先づ君を待つこと久しきをいひ迎へに行くべきかかくて待つべきかの二途いづれによるべきかといひて胸中悶悶の情をあらはされたるなり。第二首は第一首を承けてかくばかり戀ひて煩悶せむよりは一層死してこの苦境を脱せむかといひてその情の最高潮に達せるをあらはせり。第三首は第二首を承けて更に一轉して思ひかへしていやいや短慮はせずいつまでも待ち奉らむといふ事をあらはせるが表面の煩悶は沈靜せる如くに見えて戀々の情一層深刻となれるを示せり。第四首は以上三首の歸結とし特に遙に第一首の二途その一を擇ばむかといへるに對してその悶々の情殆ど處置すべき方途なきを嘆息せられたるなり。一讀再讀その胸中の苦惱を描くこと深刻にして萬葉集中かくの如き至情の流露するもの決して多からず。われはこれを以て集中有数の絶唱として愛吟措かざるものなり。これを以て祭するに磐之媛命は史に傳ふる如く嫉妬の爲に天皇と絶たれし悍き婦人にはあらで寧ろ天皇より敬遠せられて悶々のうちに崩せられしにあらざるか

を疑はしむ。古事記日本紀にこの皇后の御歌數首を載せたれど一首だに似たるものなし。これを以て種々の異説も生じたるなり。若しこの歌眞に皇后の御歌にあらずとせば皇后の御胸中を同情して人のつくれるにてもよし。或は又全く別の歌を誤り載せたりとしてもよし。四首一聯にしてその情の深切にしてその作の巧妙なることは作者のいづれになりたりとて左右せらるべきにあらざるなり。この四首を切りはなし唯一首をとりて論ずる如きはこの御歌の眞の味を知れるものにあらざるなり。

或本歌曰

○これはこの次に載せたる歌は萬葉集の原本にはなくして後の注者の参考として載せるものなり。されば或本歌としたるなるがその或本は左注にいへり。さればこの歌は一字下けてかくをよしとすべきなり。目録を見れば上の四首とこれらとの區別明かなるなり。而してこの歌は上の第三首の「在管裳」の歌に對しての異説としてあけたるなり。

(八九) 居明而君乎者將待奴婆珠乃吾黑髮爾霜者零騰文。

○居明而 舊訓「キアカシテ」とよめり。契沖は卷十八に「乎里安加之許余比波能麻牟(四〇六八)とあるを例にとりて「チリアカシテ」とよむべきかといひ玉勝間には直ちに「チリアカシテ」とよみ美夫君志またこれに従へり。されど「る」といふ動詞は古くよりありたるものにして「乎利

のみ正しといはるべきにあらず。これは音の關係よりいひてもなほあかしてとよみてあ
るをよしとすべし。「あかして」といふ例は枕草紙六に「廿六七日ばかりのあかつきに物がた
りしるあかしてみれば」と見ゆ。夜寝ずに居て夜を明すをいふなり。

○君乎者將待 上の歌におなじ。

○奴婆珠乃 「ヌバタマノ」とよむ。「ヌバタマ」は「ヒアフギ」又は「カラスアフギ」射干といふ草の實を
いふ。その色黒くして小き球状をなせり。よりにて黒き意の枕詞とせり。

○吾黒髮爾 上の歌におなじ。

○霜者零騰文 「シモハフルトモ」とよめり。「オクトモ」とよめる古寫本ありといへども零字は
「フル」とよむべき字なれば従ふべからず。この句は實の霜のふるをいへり。即ち

○一首の意 たとひわが黒髮に霜ふるとも今夜は居明して君を待たむとなり。

右一首古歌集中出

○ これは上の或本云と呼應したる後人の注記なり。その古歌集といふものは今傳はらね
ど、この歌が上のありつつもの歌に似たるによりて参考としてあげたりとなり。

古事記曰輕太子奸輕太郎女故其太子流於伊豫湯也 此時衣通王不
堪戀慕而追往時歌曰

○ これは古事記允恭卷の文を節略せるものなり。

○ 輕太子 允恭天皇の皇太子木梨之輕太子なり。

○ 奸「タハク」とよむべし。不義奸通するをいふ。

○ 輕太郎女 これ太子同母妹なり。この同胞相姦の事によりて太子は廢せられて流された
まひしなり。

○ 伊豫湯 は必ずしも道後の温泉と定めて考ふべからず。温泉郡の或地に流されしならむ。

○ 衣通王 「ソトホリノミコ」とよむべし。輕太郎女の亦の名なり。古事記に輕太郎女亦名衣
通郎女 御名所以負衣通王者と見えたり。然るに日本紀允恭卷には皇后大津比賣命の御妹
其身之光自衣通出也

弟姫の亦名に衣通姫といふあり。同名異人か若くは傳の異なるなるべし。

○ 不堪戀慕而追往時歌曰 これは古事記の文のままなるが追字流布本に遣字をかけたれどそ
は追の誤にて古事記にも追とあり又大抵の古寫本みな正しく追とかけり。

君之行氣長久成奴山多豆乃迎乎將往待爾者不待 此云山多豆者是今造木者也。

(九〇)

○ この歌は上の第一首の歌に對しての異説としてあげたるなり。

○ 君之行 古事記には岐美賀由岐とかけり。意は上にいへるにおなじ。

○ 氣長久成奴 古事記には氣那賀久那理奴とかけり。意は上にいへるにおなじ。

○ 山多豆乃 「ヤマタヅノ」とよむ。古事記には夜麻多豆能とかけり。

○ この歌に注して「此云山多豆者是今造木者也」といへるは古事記の注文をそのままとれるものにして實に「山多豆」といへるものの説明なりとす。この「ヤマタヅ」につきては古來異説多くの類なりなど種々の説ありしが加納諸平が「造木をミヤツコギ」とよみ、その「ミヤツコギ」は和名抄に「接骨木和名美夜都古木」とあるによりて今の「ニハトコ」なりとし、それやがて「ヤマタヅ」なりとせり。「ミヤツコギ」といふ語は色葉字類抄にも「接骨木ミヤツコギ」易林本節用集にも「接骨木」とあれば、近世までも接骨木をかく唱へしことは知られたり。この「ミヤツコギ」が「ニハトコ」と訛りしは古「ミ」と「ユ」とは音互に通ひしことあり。壬生はもと「ミブ」なるが「ニブ」ともいひ、又「苦シ」といふ語を古「ミガシ」といへりし例あり。されば「ミヤツコギ」がいつしか「ニハトコ」と訛りしなるべきなり。この「ニハトコ」が「山多豆」と唱へらるる由はその枝葉共に兩々相對するものにして、草にもよく似たるありて、これを「クサタヅ」漢名萌蘗といへるが殆ど同じさまなればそれにして「ヤマタヅ」とはいはれしならむ。この「ニハトコ」は上にもいへる如く、枝も葉も必ず兩々相對して生ずるものなれば「迎へ」といふ語の縁にて冠して枕詞とせるならむ。卷六にも「山多豆能迎參出六九七二」といふ例あり。

○ 迎乎將往「ムカヘテユカム」とよむ。古事記には「牟加閉袁由加牟」とかけり。この「乎」は感動の意をあらはす助詞にてその意を強むるなり。これが他の語の上に用ゐらるる時は玉緒線分にいへる如く下は未然形をうくる「む」又は命令形にてうくるを常格とす。「迎へ」に往かむよといふなり。

○ 侍爾者不待 舊訓「マチニハマタジ」とあれど古事記には「麻都爾波麻多士」とあるによりて「マツニハ」とよむべきなり。かくて其の意は待つには堪へじの意なりと考へらる。

○ 一首の意 第一首なると大差なし。ただ「山タヅノ」を「ムカヘ」の枕詞とせるを異なりとす。

右一首歌古事記與類聚歌林所說不同歌主亦異焉

○ この左注にいへる趣はかの第一首なる歌の左注に「類聚歌林云々」といへると照して考ふべきものなるが、その類聚歌林に傳ふる歌とこの古事記なる歌とを比較するに歌の上にも作者の上にも所傳の相違ある由をいへるなり。かくてこれを日本紀によりてその疑を決せむとして次の記事あるなり。

因檢日本紀曰難波高津宮御宇大鷦鷯天皇廿二年春正月天皇語皇后納八田皇女將爲妃時皇后不聽爰天皇歌以乞之於皇后三十年秋九月乙卯朔乙丑皇后遊行紀伊國到熊野岬取其處之御綱葉而還於是天皇伺皇后不在而娶八田皇女納於宮中時皇后到難波濟聞合八田皇女大恨之云々

○ これ仁徳天皇の皇后の御事としては如何といふ點を示さむとて日本紀の文を節略して集めてあけたるなり。

亦曰遠飛鳥宮御宇雄朝孀稚子宿禰天皇二十三年春正月甲午朔庚子木梨輕皇子爲太子容姿佳麗見者自感同母妹輕太娘女亦艷妙也云云。遂竊通乃悒懷少息廿四年夏六月御羹汁凝以作氷天皇異之卜其所由卜者曰有内亂蓋親親相姦乎云云。仍移太娘皇女於伊與者。

○ これは允恭天皇時代の事としては如何といふ點を日本紀を節略して集めてあけたるなり。このうち流布本は「羹」を「美」に誤り、「凝」を「疑」に誤れり。「者」は「トイヘリ」とよむ。

今案二代二時不見此歌也。

○ これ注者の斷案なるが攷證に説きて曰はく二代は仁徳天皇と允恭天皇との二御代をいふ。二時は仁徳天皇の八田皇女をめしたまへるを皇后のうらみ給ひし事と輕皇子の輕大娘皇女に通じし事とをいふ。不見此歌とはまへに檢日本紀云々とある文をうけてかけるにて右二代の二時に此君之行云々の歌書紀に見えずといへる也と。即ちかくて最後の斷案を得べからぬ由をいへるなり。

○ 以上二首共に後人の書入なりと考へらるるがそれにつけても此歌は卷頭の歌に對して

の異説にしてこれの上なるは第三の歌に對しての異説なり。かく異説の歌の位置が本文の歌の位置と前後せるは奇怪に見ゆることなり。按ずるにこは蓋しもと裏書にせしものなるべきを後に表に移して書き添へしものなるべきがその卷のままに書きつづけしが故にかく前後するに至りしものなるべし。

近江大津宮御宇天皇代 天命開別天皇

○ この事第一卷にいへるにおなじ。

天皇賜鏡女王御歌一首

○ 天皇 いふまでもなく天智天皇なり。

○ 鏡女王 これは鏡女王とかくべきを誤れるなりと諸家いひ考には本文を改めたり。然るにこの女王の御名この下になほ五ヶ所あるもみな「女王」とありなほ卷四と卷八とに各一處あるも亦「女王」とあり。而してそれらの卷卷の目錄も亦みな「女王」とあり。かくていづれの古寫本にても一處も「女王」とかける本をみざるのみならず古今六帖に引けるにも「鏡女王」とあり。さればこれを「女王」と改むるはなかなかさかしらといふべし。思ふに原本もとより「女王」とありしにて後人の書き誤れるにあらじ。さてこの字面は他の例と異にして一種かはりて見ゆれど「皇女」とかけるに對すれば「女王」とある方かへりて異様にあらずと見ゆ。恐らくは當時由

ありてこの「女王」の名にのみかかる字面を用ゐられしが、そのまま所謂固有名詞の姿として後までも傳はりしならむ。然らば、これを如何によむべきかといふに、これは上述の如く特別の字面なれど、意は「女王」と同じかるべければ、なほ「ヒメミコ」又は「オホキミ」とよむべきなるべし。さてこの「女王」は如何なる方ぞといふに、下の歌に「内大臣藤原卿嬬鏡女王」とあれば、その内室となられし方なること知られたり。興福寺縁起を見るに「至於天命開別天皇即位二年歲次己巳冬十月内大臣枕席不安嫡室鏡女王請曰云々」とあれば、この鏡女王即ち興福寺縁起の鏡女王なること知られたり。按ずるに天武天皇紀十二年「秋七月丙戌朔己丑天皇幸鏡姬王之家、病庚寅鏡姬王薨」となり。諸陵式に「押坂墓鏡女王在大和國城上押坂陵域内東南無守戸」とあり。その後々まで重んぜられしを見るべし。さてこの歌はもとより天智天皇の御代の事なりとす。

○御歌一首　これは卷一の例によらば、御製歌とあるべきなり。恐らくは「製字を脱したるならむ。訓み方は「オホミウタ」といふこと論なし。

(九二)

妹之家毛繼而見麻思乎山跡有大島嶺爾家母有猿尾一云妹當繼而毛見武爾

○妹之家毛「イモガイヘモ」とよむ。妹が家は即ち鏡女王の家なり。上に引ける如く、この「女王」病篤き時天武天皇の臨幸ありし由なれば大和にその家ありしこと疑ふべからず。但し、天智天皇の御字には如何にといふ論もいづべきが、なほ大和なりしならむことは「大島嶺」といはれたるにて知らる。下の「モ」は「ヲモ」の意の場合のもなり。「イモガイヘ」といへる例は卷十七に「伊

毛我伊弊爾(三九五二)とあり。

○繼而見麻思乎「ツギテミマシヲ」とよむ。「繼而」を「タエズ」と訓める古寫本もあれど、従ふべからず。卷四に「吾妹子乎次相見六事計爲與(七五六)卷五に「用流能伊味仁越都伎提美延許曾(八〇七)卷二十に「安吉佐禮婆奇里多知和多流安麻能河波伊之奈彌於可婆都藝豆見牟可母(四三一〇)といへる如く「ツギテミル」とは断えず見る意なり。「マシ」は假想する意をあらはし、「ヲ」は「ものを」の意にて強く感動の意をあらはすものにして「ム」は終止に用ゐる指定する意あり。妹が家をも絶えず常に見むものとなり。以上一段落。

○山跡有「ヤマトナル」とよむ。「山跡」の事は卷一の首にいへり。「有」を「ナル」とよむは「ニアル」の意にとりて約めよめるなり。さてここに「ヤマトナル」とあるによりて大和以外にてよまれしことを思ふべし。

○大島嶺爾 舊訓「オホシマミネニ」とよめるを童蒙抄に「オホシマノネニ」とよみ略解これに従へり。按ずるに「ミネ」といふは「ネ」といふ語を單獨に用ゐる時に接頭辭「ミ」を加へたるものなるが、之を其の名稱を示す語の下に加へて「某ミネ」といふことは古なかりしものと思はる。されど「オホシマミネ」といふ時は音足らざるのみならず「シマネ」といふ語に混すべし。さればなほ「オホシマノネニ」とよむ方によるべし。この山の存する處詳に知り難し。然るに、日本後紀大同三年九月の條に「戊戌幸神泉苑有勅令從五位下平群朝臣賀是磨作和歌曰伊賀爾布久賀是爾阿禮婆可於保志萬乃乎波奈能須惠乎布岐牟須悲太留云々」と見ゆ。この平群氏は大和國平群郡

平郡郷を本居とせる氏族なれば、ここに「於保志萬」とあるもその本居の地にある地名なるべきこと想像するを得べし。されどその地は今の何處に當るかを詳にせず。

○家母有猿尾 「イヘモアラマシヲ」とよむ。「猿字をマシ」の假名に用ゐたるは蓋し古語に「猿をマシ」といへるが故ならむ。普通の説には梵語に猿を「マシラ」といへるによりたりとせり。翻譯名義集には猿を「麻斯吒」とあれど古くより本邦に傳はれる梵語雜名によれば猿は「麼迦羅」玄應の音義も「麻迦吒」にして「ましら」にはあらず。色葉字類抄には猿を「マシ」とのみいへり。されば「ましら」の「ら」は助辭にすぎざるものなりとす。

○一云妹之當繼而毛見武爾 此一書の傳にはこの上句を「イモガアタリツギテモミムニ」とある由をいへるなり。妹が家のあたりを斷えず見むと思ふにといふ意なり。

○一云家居麻之乎 これも一書の傳に結句を「イヘナラマシヲ」とある由をいへるなり。「家居る」といふ語は卷十「山近家哉可居」二二四六卷十二に「里近家哉應居」二八七六卷十九に「多爾知可久伊敷波乎禮騰母」四二〇九などありて、家居してゐるをいふ古風の語遣なり。さてこの「一云の二あるは同じ上二句と下一句とをかへたる一首の歌なるを分ちていへるものなるべし。然らばその歌は

イモガアタリツギテモミムニ、ヤマトナルオホシマノネニイヘナラマシヲ
といへるものなるべし。

○一首の意 天皇は近江に都してまします故に大和なる鏡王女が家を不斷に見たまふこと難

し。大和國なる大島の嶺にわが女王の家のあるならば、近江よりその家を常に見るを得むものとなり。從來この歌を解する人いづれも、大島嶺に家もあれかし、さらば其處にわれ自ら家居して妹が家を繼ぎて見むものをの意として殆ど異説なきなり。されど、この歌の結構を見るに、二段落よりなりて上の「妹之家毛繼而見麻思乎」と下の「山跡有大島嶺爾家母有猿尾」とは意を少しかへたれど、畢竟同意の繰返なることは明かなり。これを繰返と見ずしては上下の打合都合せず。然るに諸家これに心づかでは妹が家をいひ、下は我家をいひてうちあひてあるものと釋せり。かくの如く釋する時は歌の意通らぬに心づかぬにや。從來の諸家ただ木村正辭翁を除く外之を疑へるものなきは何ぞや。若亦舊來の説の如き意とせば、わざわざ大島嶺に家居する如きことよりもその隣などに住まむ方よかるべきにあらずや。なほ木村翁が美夫君志に「一首の意は二の句と結句とのうち合よろしからぬやうに聞ゆれど、云云」といはれたるは、されど、なほ未だし。すべてかく二段落三段落なる歌にて各段落を同様の語にて結べるは同じ意をば繰返したるものなること古今の例なるのみならず、集中にも例多し。現にこの卷の藤原内大臣の歌などいと手近き例なり。かく見ずば、この歌眞に解し得たりとすべからぬなり。この意を以て解すれば、大和なる大島の嶺の上にわが妹子が家もあらましを然らば其の家をわれはたえず見むものとなり。高嶺の上にある家ならば、遠くても望みうべきが故にかくのたまへるなり。さてその大島嶺といふはいづれにありとしても實際上近江の大津宮よりは見ゆべきにあらねど感情の高まりたるあまりにかくのたまへるものなる

べきが、一には又その大島嶺といふは鏡王女の家のあたりにて名高く、その名よりいへば、いかにも高大に聞ゆるによりてかくうたひたまひしならむ。次に一云の方の歌は一段落にして繰返しはあらねど、意は大略異なることなし。

さて玉勝間にこの天皇と王女と戀愛の關係ありてこの歌もよまれたりとやうにいひてより諸家皆これに従へり。然れどもその説全く誤なり。宣長はこの王女の内大臣の嫡室たることを知らざりしと見え、天武紀にその病をとひたまひし事又薨去を記せるは天智天皇の妃なりしが故なりとせり。然れども、これはしかにはあらずして大化改新の第一の元老鎌足公の嫡妻たりしが故なること著しきものなるをや。事實をよくもたゞさずして臆斷以て古人を誣ふるは罪深きわざなり。按ずるにこの御製は前後の例を以て推すに御即位後の歌なること明かなれば、諸家のいへる如き戀愛の關係にあらず。まして雙方とも若年にもましまさぬによりて思ふに、これはかの内大臣藤原岬の薨後鏡女王が大和の故郷に歸りたまひしに、大津宮より贈りたまひし歌なるべし。然見るときはその心いとよくわかるやうに思はれずや。即ち君は故郷に歸り給ひぬれば、また相見むことは容易ならじ。せめて君の家が高山の嶺にだにありせば、ここより朝夕それを望みて君の安否を知らむとなり。

鏡王女奉和御歌一首 鏡王女又曰額田姫王也

○和御歌 「御字目録になきをよしとす。コタヘマツレルウタ」とよむ。上の御製に答へ奉れる

歌なり。

○鏡王女又曰額田姫也 古寫本無きあり。(大矢本、金澤本)有るものも多くは小字にてかけり。これは蓋し後人の追記とおほえたり。恐らくは天武紀に「天皇初娶鏡王額田姫王生十市皇女」とあるによりてかく記せるものならむが、卷四に額田王の歌に鏡王女の和せられしことを載せたれば、まさしく別人にてましますなり。但この二女王は姉妹にてましますべきなり。さればこの注は誤と認むべきものなりとす。

(九二) 秋山之樹下隱逝水乃吾許曾益目御念從者

○秋山之「アキヤマノ」とよむ。元曆本に「アキノヤマノ」とよめれど、従ひがたし。

○樹下隱 舊訓「コノシタカクレ」とよみたるを考に「コノシタカクリ」と改めたり。「カクレ」は古語四段に活用せしによりて考の説をよしとす。古事記下卷顯宗段に「美夜萬賀久理豆日本紀推古卷に和俄於册者彌能訶何理摩須」この集卷五に「許奴禮我久利豆」(八二七)卷十五に「夜蘇之麻我久里」(三六一三)又同卷に「久毛爲可久里奴」(三六二七)などの例にて知るべし。「コノシタ」といふ語の假名書の例は本集又紀記にも見ねど、本集卷八に「足引乃許乃間立八十一霍公鳥」(一四九五)などにて推すべし。古今集以後には甚だ多く見ゆ。

○逝水乃 「逝」字流布本に「遊」に作る。されど誤なること著しく古寫本の多くは正しく「逝」字を用ゐたり。「ユクミヅ」といふ語は集中に例多し。假名書の例は、卷十七に「可多加比能可波能瀬伎

欲久由久美豆能^{ククユクミマメノ}四〇〇三由久美豆乃於等母佐夜氣久^{ユクミマメノオトモサヤキク}四〇〇三などあり。流るる水をいふなり。以上三句は「ます」といはむ料なり。而してこれは一方には秋の山川は木葉のちりつもりてうづもれてありて、そが下ゆく水もうへには見えぬさまなるを婦人の身の萬事つつましく心に思ふことをうちつけに外にはあらはさぬにたとへていひ、一方には夏の水濁れたる川々も秋は水溢るるものなれば、下の「まさる」といふことの序とせるなり。

○吾許曾益目 舊本「ワレコソマサメ」とよみたるを古義には「アコマサラメ」とよめり。されどなほ古のままにてよかるべし。何となれば、これはわが思ひは君の御思ひよりはまさらむといふ意にはあらずして御思よりはわが思の方が、多からむといふ意なればなり。從來の諸家「ます」といふ語と「まさる」といふ語との區別を立てざりしに似たり。「ます」は量の加はるをいふ語「まさる」は比較していふ語なり。「ます」はその君の御思よりも一層多く我は思ふといひて、わが心の作用をいひあらはせるにて君が思よりはわが思はまさりてありと比較していふ語にはあらず。而してここに「マス」といふ語を用るすば上の「秋山之木下隠りゆく水」といふ序には打あはぬにあらずや。水の「ます」といふことはありうべし。

○御念從者 舊訓「ミオモヒヨリハ」とよめり。古寫本には「オモホスヨリハ」「ミオモフヨリハ」などいひ、古義に「オモホサムヨハ」とよみたれど、舊訓の方まされり。

○一首の意 われは秋山の木葉ちりつもれる下を流るる水の如く、下に思ひ奉るなるが、その思ひは、上べからは見えざる様なれども、その思ひこそは秋の川水の増すが如く、君が御念よりは

量多くあらめと思ひ奉るとなり。

内大臣藤原卿娉鏡王女時鏡王女贈内大臣歌一首

○内大臣藤原卿 卿字流布本郷とするは誤なること著し。古寫本の多くは正しく「卿」とかけり。卿は高位の人の尊稱にして中古以來は三位以上に用るたるが、當時は然嚴重なる規定はなかりしならむが、大夫に對して、その上位の人をさすに用るたりと見ゆ。委しくは卷三に論ずべし。訓して「オホマヘツギミ」とよむべきか。日本紀欽明卷に「蘇我卿」とあるもその例なり。こゝはいふまでもなく大織冠藤原鎌足をさす。

○娉鏡王女時 「娉」は説文に「娉問也」と見え、玉篇に「娉娶也」とあり。禮記に「娉則爲妻、走則爲妾」とあり。「娉」は禮を備へて迎ふるをいふ。而して「娉」と「娉」と義通じ、妻とせむとて訪問するをいふ。この故に考に「ツマドヒ」とよめるを當れりとす。その語例は古事記雄略段に「娉物をば、都麻杼比之物」といひ、卷三に「妻問爲家武」(四三二)などかき、又卷十八に「氣奈我伎古良何都麻度比能欲曾」(四一二七)と假名書にせるあり。鏡王女の事は上にいへり。

○鏡王女贈内大臣歌 これ即ち鏡王女の歌にて鎌足の娉問に對して贈れるなり。然るを考に「贈内大臣」の四字を削りて「鏡王女作歌」と改め、守部など之に従へるはさかしらなり。

(九三) 玉匣覆乎安美開而行者君名者雖有吾名之惜毛

○玉匣 「タマクシゲ」とよむ。「匣」は説文に「置也」と見え、廣韻に「箱匣也」とあれば、はこの類をいふ。

これを「クシゲ」といふ語にあてたるは卷四、五〇九に「匣爾乘有鏡成云々」又卷九、一七七七に「匣有黄楊之小梳毛云々」などあるにて見るべし。古笥といひしはすべて物を容るゝ箱の如き器の總稱にして「クシゲ」は櫛笥の義なるが、これは櫛に限らず、婦人の嚴粧の具を納るゝ一種の箱の名なり。日本紀崇神卷には「櫛笥」の字を用ゐたるが、和名鈔には「嚴器」といふ字に對して「俗用唐櫛匣」といひ、その和名を「賀良玖師介」と注せり。さて「タマクシゲ」は玉もて飾れる匣の義なるべきが、又單に玉を美稱といひてもよからむ。さてこの「玉くしげ」といふ語をば「ふた」といふ語にかけたるあり。卷十七、三九五五に「多末久之氣敷多我美夜麻爾月加多夫伎奴」三九八五に「多麻久之氣布多我美山者」三九八七、三九九一なるも略同じ。「み」にかけたるあり。次の歌の「玉匣將見圓山乃」九四又卷七、一二四〇に「珠匣見諸戶山」とある、その例なり。又「あく」といふ語にかけたるあり。卷九、一六九三に「玉匣開卷惜倍夜矣」卷十二、二八八四に「玉匣將開明日」卷十五、三七二六に「多麻久之氣安氣且乎知欲」卷十七、四〇三八に「多麻久之氣伊都之可安氣在卷四、五九一に「玉匣開阿氣津跡夢西所見」卷九、一七四〇に「玉篋小披爾」卷十一、二六七八に「玉匣開而左宿吾其悔寸」などあるこれなり。これらによりて考ふれば當時玉匣といふものには蓋と實とを備へ、その蓋を開きあけて物を出し入れしたるものなること推して知るべし。かくて考ふれば、その蓋は又常は覆ひてあるものなれば、次の覆ふを安みと連りたるなり。諸家多くはこれをおほふの枕詞とせれど、然にはあらじ。

○覆乎安美 舊來「オホフヲヤスミ」とよみ來れり。然るに代匠記には「オホヒヲヤスミ」とよみ、宣

長は「覆」字は誤れるならむといひ、古義は「安」の上に「不」字ありしが脱せるものとし、「カヘルヲイナミ」とよむべしといへり。然れどもいづれの本にも誤寫と見ゆる證なければ、字はこのままにてよむべし。玉匣は上にいへる如く蓋のある器なれば、その蓋を開け又覆ふことあるべきはいふまでもなし。既に「開きあく」といふ方の語を用ゐてあれば、その「覆ふ」といふ方の語を用ゐることあるも當然の事といふべし。「蓋をあく」といふ方のみはゆるさるれど、蓋を覆ふといふ語を用ゐるはゆるされずといふ理由は成立つまじ。然らば、その開闔の安きをいへるに「覆ふ」こと安きはやがて明くることも安き由にて下の「アク」ヲ安ミは「ガ安キニヨリテ」の意なり。といふ語につづけ、上二句を「アケテ」の序としたるなり。かくて「オホヒヲ」といふよりは「オホフヲ」といふ方活動的に聞ゆるによりて古來のよみ方をよしとす。攷證に、名のたたぬやうにおほふ意なりといへるは入ほがなり。

○開而行者 舊訓「アケテユカバ」とよみ、元曆本には「アケテイナバ」とよめり。略解はこれに従へり。いづれにてもあるべしとはいひながら、行字は「イヌ」とはよまぬ例なれば、舊訓のままに「ユカバ」とよむを穩かなりとすべし。夜更くれども、かへらずして夜明けて後行かば、といふなり。○君名者雖有吾名之惜毛 「毛」は元曆本金澤本等「裳」とせり。これの訓み方は古來「キミガナハアレドワガナシヲシモ」とよめり。然るに、古今六帖にこの歌を載せ二所に重出せるが、その二首の詞に多少の差あれどいづれも下句は「我名はありとも君が名をしも」とあり。これによらば、「君」と「吾」とは互に入れかはれりとすべく、後世の語にていはば、六帖の如くなる方意よく通るや

うなり。この故に、ここのを誤なりとする説あり。代匠記はこの説の代表者と見るべく、略解など之をうけていづれも、ワガナハアレド、キミガナシヲシモとよむべしとせり。然れども、古義は之に反對して、君は男にてませば、御名の立たむもさることにはあれど、女の身にしては人に云ひさわがれむは羞しくわびしきわざごと云り」と釋せり。これ人の眞情を露骨にいひたるものとみて、意かへりてとほれり。

○一首の意 以上古義の説によりて按ずるに、鎌足の懸想していひよれるに對して先づ一旦之を拒絶せられしなり。かくて何卒君は今の内に御引取下されよ。夜明けてかへらるる様の事もあらば種々の世評も出づべし。それも君は男にてませば、それにもよからむかはしらねど、私がこまりますといふ程の心もちなりと知るべし。但しこれは新考にいへる如く女王の未だ鎌足になびきたまはぬ時の御歌ぞと知られたり。

内大臣藤原卿報贈鏡王女歌一首

○内大臣藤原卿 「卿は上にいへると同じく流布本郷に誤れり。

○報贈鏡王女歌 童蒙抄に「報贈を、コタヘオクル」と訓せり。考にはこれを和歌の誤とせるは武斷なり。これは前の歌に答へて卿の意を述べたり。

(九四)

玉匣タマコ將見マサミ圓山マツヤマ乃ノ狹名ヒサナ葛カズ佐サ不寐ネム者ハ遂爾スヱニ有勝アツカ麻マ之ノ自ヨリ。或本歌云玉匣三室戸山乃。

○玉匣 上の歌に「玉匣」といへるに答へて之を用ゐたるなるが、ここには「ミモロ」の枕詞とせり。上にいへる如く「玉くしけ」は實と蓋とより成ればなり。

○將見圓山乃 舊訓「ミムマトヤマノ」とよめり。童蒙抄にこれを「ミムロノヤマノ」とよみて後諸家之に従へり。冠辭考には「將見」は「ミム」にして「圓」は「マロ」とよむを「マ」を省きて「ロ」の假名にせるなりといへり。誠にかくよむべきことと考へらるれど、その「圓」を「ロ」といふにつきての説は未だし。玉の小琴は上の「ム」と「マ」と通ふ音なるが故におのづから「みむまろ」とひびくが故に圓字をかけりといへるが、これもいかながなり。按ずるにこの所謂「ミムロ」につきて本集及び古典を通覽するに、本集にては三諸とかけるもの多くして、卷二、三、六、七、九、十九の各卷にあるものいづれもかくかけり。又假名にて「三毛侶」とかけるあり。卷七一〇九三、この外「三室」とかけるもの卷七に一所、卷十一に一所あれど、卷十一なるは一本にありとて引ける方には「三諸」とあり。(これは本行に「三室山石穂」菅とあるに對して一本は「三室山之石小菅」とある由をいへなるが、その差の主點は「穂」菅と「小菅」との差に存すと考へられ、三諸も三室も訓は同じきなるべし。)されば、これらもなほ「ミモロ」とよむものなるべし。さて又古事記雄略天皇の御製なるにも「美母侶」とかきてあり。されば、これらの例によりて「ミムロ」とよまずして「ミモロ」とよむべきものと考へらる。かくて考ふるに「將見圓」は字のままによめば「ミムマロ」といふべきに、これをここに用ゐたるは「ミモロ」の「モ」は「ム」にもあらず、「マ」にもあらず、いづれにもつかぬ中間音の「モ」なりしが故にわざとかかる書きざまをなしたりしなるべし。「ア韻」と「ウ韻」との中間の韻はまさしく「オ韻」な

れば、この事動くまじきなり。さて「ミモロ」の名義は「御室」にて「室をばかかる際に音を轉ぜしか、若くは本は「ミムロ」といひしが、この歌の頃には音の轉ぜしならむ。その「御室」とは神をいつく室の義にしてかの「ヒモロギ」といふものも實は「ミモロギ」にして音の轉ぜしものものならむ。日本紀天武卷に「設齋於宮中御窟院」とあるは神佛の違はあれど、その「御窟」も「ミモロ」なるべし。この故に「ミモロノヤマ」といへるはいづこにても神を祭れる山をさすをうる汎き語にして、また實際は一の山に限らざりしやうに見ゆ。されど、單に三諸の山といへるは、即ち大三輪の神のまします三輪山をさせること本集及び古典に通ずる例なり。崇神紀に「御諸山」といへる即ちその一例なり。されば、こゝも三輪山をさせりと見るべし。

○狭名葛 舊訓「サネカツラ」とよめり。その物は今も「サネカヅラ」といふものに相違なけれど、文字のまま「サナカツラ」とよむべきこと既に代匠記にいひたるに従ふべきなり。これ古言なり。古事記應神天皇條に「春佐那以香」二字「葛之根取其汁滑而塗其船中之箒椅云々」とあるその一證なり。本集にはここの外、卷十一「二九七」に「足引之山佐奈葛」ともあり。又本卷二〇七に「狭根葛後毛將相等」とあるが如く、「サネカツラ」ともいへるあり。されど、こゝはもとより字のままによむべきなり。その「サネカツラ」とは漢名南五味子といふ木質蔓性の植物にして莖より粘液をとるべく、その粘液をば古頭髮に塗る料とせしが故に通俗の名をば「美男葛」といひたり。「五味」といふ植物の名に本草和名に和名「佐禰加都良」と注し和名抄に和名「佐禰加豆良」と注せるもの即ちこれなり。かくて以上三句は次の「サネズハ」といふべき料の序たるなり。

○佐不寢者遼爾 「サネズハツヒニ」とよむ。「サ」は「眞」の意、サヨナカが眞夜中の意なるが如し。されば「眞寢」とは眞に寢ぬといふ義にて「サネズハ」とは眞に共に寢ずはといへるなり。この語の例は古事記中卷倭建命の御歌に「佐泥牟登波阿禮波意母閉杆」又允恭卷の歌に「佐泥斯佐泥豆波」とあり。本集には卷五「八〇四」に「佐禰斯欲能伊久陀母阿羅禰婆」など例少からず。遂には終りの意にして、下の「アリカツマシジ」を修飾せり。或はこれを「サネズハ」の上に廻して心得べしといふ説あれど、さにはあらじ。

○有勝麻之自 舊本「自」を目に作り訓は「アリカテマシモ」とよめり。然るに元曆本「類聚古集」には「目」を「自」につくりて「アリカテマシナ」とよめり。この「目」又は「自」を「ナ」とよまむは由なきことなり。されど、「自」字をかけるは大に注意すべし。按ずるに、こゝは橋本進吉氏が既にいへる如くその「自」字を正しとして「アリカツマシジ」とよむべきなり。「ましじ」といふ複語尾は後に「まじ」となる複語尾として、現實の打消の推量をあらはせる語なり。卷十四「三三四」に「由吉可都麻思自」とある、その傍例なり。又卷二十「四四八二」なる「和須良由麻之自」の「自」も流布本は「目」に作れど、元曆本には「自」とあれば、これも「マシジ」といふべきなり。さて續紀の宣命には第二十六詔第五十八詔に「ましじ」といふ複語尾のありし確證あり。又日本紀齊明卷の歌なる「伊麻紀能禹知播倭須羅庚麻旨珥」との「麻旨珥」も古來「マジニ」とよみ來れど、「マシジ」ともよまるべし。かくして古典にまさしく「まじき」とかけるものは續紀第四十五詔の「得麻之伎」日本紀仁德紀の「豫屢麻志根」との二なれど、續紀の一本に「麻之字岐」とあり。日本紀の前田家本に「麻志士根」とあれば、これも正し

くは、ま、し、じ、き、なりしなるべし。されば、この歌の頃は或は「まじ」といふ形は未だ生ぜざりしなるべく、奈良朝時代を通じて殆どすべて「まじ」を用ゐたりしが如し。さてその上の「かつ」は下二段活用の動詞「勝」にして字の訓をとれるものなるべけれど、又その意をもちて用ゐしならむ。「勝」は堪ふる意の字なるが、こゝも敢へてたふる意なるべし。その語例は日本紀崇神卷に「多誤辭珥固佐婆固辭介氏務介茂」などこれなり。從來この「かつ」かてを難の義とせるはあやまれるなり。さて「アリカツマシジ」とよむべきものはなほ他に少からず、卷四七二三に「有勝益上」卷十「二七〇二」に「有勝申目」自の誤としてなどあるみなかくよみかく解すべき語なり。

○或本歌云々　これは第二句を「三室戸山乃」とせる本ある由をいへるなり。三室戸山といふは山城國宇治にあり。その山をいへるか否か詳ならず。諸家に説々あれど、従ふべきを見ず。

○一首の意　我は君とさねずはこの世に遂に生きて有りうるることかたしといふ意なり。

内大臣藤原卿娶采女安見兒時作歌一首

○内大臣藤原卿「卿」を流布本郷に誤れること上の例におなじ。古寫本の多くに「卿」につくれるをよしとす。

○娶采女安見兒時　采女の號は後漢に興れり。後漢書皇后紀緒論に「六宮稱號唯皇后貴人」といひ「又置美人宮人采女三等並無爵秩歲時賞賜充給而已」と見え、又後漢書鄧皇后紀に「入掖庭爲采女」とある注に「采、擇也、以因采擇而立名」と見えたり。この采女の熟字を本朝にて借用して「うね

め」にあてたるなり。その采女は日本紀孝德天皇卷に「凡采女者貢郡少領以上姉妹及子女形容端正者」とあり。令制略之に同じ。これは古諸國より召し上げられて宮中に奉仕せし女にして、その職は令制にては水司に六人膳司に六十人屬して、天皇の御膳に奉仕するを職とし采女司ありて、その身分を管理せり。後世には神今食新嘗にのみ奉仕する職となれり。この采女は神聖なる職として、之を犯すものは重き罪に處せられたることは日本紀古事記に例少からず。鎌足公が得たりといふ采女は私に得たるものならば、前の采女なりしなるべく、或は公に得たるものならば勅許ありて前采女として賜はりしなるべし。いづれにしても當時采女を得ることは容易の事にはあらざりしなり。「安見兒」はその采女の名なり。その人の傳知られず。「娶」は古來「め」とよめる字にして、考にはかくよめり。さるを古義には歌の詞によりて「エタル」とよむべしといへり。歌の條にもいふ如く、古はかかる場合に「ウ」といふ語を用ゐたれば、古義のよみ方をよしとす。

○作歌　檜孀手はその上に「戯」字ありしを脱せりとせり。されどこれは強言なり。このまゝにてよきなり。

(九五) 吾者毛也、安見兒得有皆人乃、得難爾爲云安見兒衣多利。

○吾者毛也　舊來「ワレハモヤ」とよめり。古義には「アハモヤ」とよむべしとあれど、當時「ワレ」とよまむこと不都合なるにあらず、されど「アレ」といふ方古きに似たり。されば音數の五音なるに

とりて、舊訓を少しく改めて「アレハモヤ」とよむべし。「毛也」は卷一の首歌「コモヨ」の「モヨ」に似たる語にして「ヤ」は嘆息の間投助詞なり。「モヤ」とつづける例は日本紀皇極卷に「伊弊母始羅儒母也」とあり。

○安見兒得有「得有」は下句の「衣多利」に準じて「エタリ」とよむべし。古女を娶りうることをただ「得」といへりしなり。その證は古事記應神段に「故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣皆不得婚」といひ、又「汝得此孃子乎答曰易得也」といひ、又「吾者得伊豆志袁登賣」といへる如きなり。なほこの語は平安朝の物語にも多し。竹取、伊勢、大和等の卷々を見るべし。さてこれにて一段落なり。

○皆人乃 古來「ミナヒトノ」とよめり。古義にては「人皆乃」の誤として「ヒトミナノ」と改めたり。されど、かくかける本は「もなきを以て誤とする説はうけられず。加之「ミナヒト」といへる語は萬葉頃の語にあらずとはいはれず。卷四六〇七に「皆人乎宿與殿金者打禮杼卷七一三」に「皆人之戀三吉野卷八一四八二」に「皆人之待師宇能花」などの例あればなり。「ミナヒト」は人に主點をおき「人皆」は皆に主點をおけば語の意もややかはれり。されば集中別に「ヒトミナ」といへる例存するものありとも、何の妨にもならぬことなり。この故に古來の訓のままにてよしとす。

○得難爾爲云 舊訓「エガテニストイフ」とよめるを童蒙抄に「スチフ」と改め、考に「ストフ」と改めたり。先難は難き意にて「ガテ」とよむなり。その「ガテ」は難の意の「カヌ」と意通へる語なるが、卷二四四〇八に「和可禮加豆爾等比伎等騰米卷十四三三八八」に「筑波爾乃爾呂爾可須美爲須宜可

提爾」など假名書の例あり。「爲」は廣く動作作用をいふ動詞なれば、ここは「思ふ」といふ程の意とすべし。「トイフ」といふも「チフ」といふも「トフ」といふも意は一なり。「トイフ」を「トフ」といへる例は卷一三五の「木路爾有云」の條にあけたり。これによりて「こもしかよむべし」。

○一首の意 この歌二段落なり。第一段はわれ安見兒を得たりとうたひ、第二段は世の人の容易に得難しとせる安見兒を得たりといひて、得意の状をうたへり。元來采女といふものは前にもいへる如く殊に厳しき制ありて、之に姦くるは重き罪となり、之を得るが如きは常人の及びもなきことなりしなり。それを得たれば、得意になりてこの歌ありしものと見ゆ。

久米禪師 石川郎女時歌五首

○久米禪師 この人の事詳ならず。久米は氏なることは論なけれど、この頃に「彌陀」釋迦などいふ名つけたるものあれば、この禪師も名なりや、はた法師といふ義なりやをも知り難し。三方沙彌などは眞の沙彌なり。靈異記中卷第十一條に「字曰依網禪師俗姓依網連故以爲字」とあるは俗姓をとりてつけたるものなるに照して考ふれば、なほ法師の義なるべし。然りとせば、この歌はその在俗の時の詠なるべし。

○娉石川郎女時 石川郎女も傳詳ならず。郎女は日本紀景行卷に「郎姬此云異羅菟咩」と見えたるに準じて「イラツメ」とよむべし。「娉」は上の例によりて「ツマトビセル」ともよむべく、又「ヨバヘル」とよみてもあるべし。

○歌五首　これは久米禪師と石川郎女との贈答せし歌の總數にして禪師のよめるもの三首、郎女のよめるもの二首なり。

(九六)

水薦苺、信濃乃眞弓、吾引者、宇真人佐備而不欲常將言可聞。禪師

○水薦苺　舊板本の訓「ミクサカル」とよめり。元暦本、金澤本、類聚古集、古葉略類聚抄、神田本、大矢本等に「ミコモカル」とよめり。これは古本の訓なりしを仙覺がそれをあかずとして「ミクサカル」とよみしが、今傳はる板本の訓の基なり。しかもなほそれをあかずとして童蒙抄に「ミズカル」とよみ、冠辭考及び考はそれをうけて「薦」を「筥」の誤とし、訓は「ミズズカル」とせり。その證として神代紀に「五百箇野筥八十玉筥」とありといへり。されど、本集のいつれの本にも「筥」をかけるものなく、又日本紀にも古來「薦」をかきて「筥」とかける本一もなし。しかして木村正辭翁の説によれば「筥」は古くはなき字にて金の韓道昭といふもの著したる五音篇海といふ書に見えたるをはじめとすといへり。然るときは之を「筥」の誤なりとするは時代をわきまへぬ説といふべきなり。かく「薦」字を誤にあらすとせば、それを「コモ」とよむが普通なればしかよむべきかといふに、古義にはこれによりて「ミコモカル」とよみ、その「ミ」は眞の義なりとし、これを信濃の枕詞とするは「シナヌ」は「隠沼」にて「コモリヌ」の義なりといへり。されど、信濃が「隠沼」の義なりといふことは古今になきことにして、「コモリヌ」を「シナヌ」といへることも古今かつて人のいひもせず、ききもせぬ事にして、古義一家の私言と思はるれば從ひ難し。さてこの「薦」字は日本紀に

「五百箇野薦八十玉筥」とかきて、野薦を「ヌス」とよませたるにて本邦の古に「薦」を「す」といふ詞にもあてたりしを知るべし。されば、こは文字は本のままにして、訓は日本紀を據として「ヌス」とよむべし。但しこれを濁るは誤にして「ヌス」と清音によむを正しとす。この「ヌス」といへるは竹の一種にして所謂山竹といはれ、稈は高さ一丈許、周圍八九分に達す。色緑にして細く強靱にして節低し、枝は上部のみに生じ、一節一枝なり。葉は潤く大にして、長さ五寸乃至一尺幅八分乃至二寸、一枝に四五枚つく。往々實を結ぶ。その筍は味甘美にして食用に供す。稈は之を割り編みて籠類、行李、箕、帽子、敷物等につくる。この竹は本邦中部より北にわたり、山野に自生し、深山には數里に亘りて生ずといへり。中にも信濃國を以て古今ともにこの竹の最も多き産地とし、遠江駿河甲斐等の山地にも多しといふ。宮城縣にては宮城黒川刈田の各郡を主たる産地とす。余が郷里越中のうち飛驒につづく山地にも多く、初夏の候その筍を膳に上すを常とす。古も之を食せし證は古今著聞集卷十八に鞍馬寺より「すす」を多く得たる由の記事あるにても知るべし。さて「水」を「ミ」とよむことは「ミツ」の語の上の音をとれるものにして「水」を「ミ」の音に用ゐたる例は、卷四「五二四」に「水空往雲爾毛欲成」卷三「二七六」一本に「水河乃二見之自道」などあり。この「ミ」はかの「ミクサカル」といへる場合と同じく、美稱なるべし。さてこの「ミヌスカル」は枕詞にはあれど、單純の枕詞にはあらずして、まことに信濃にこの「ヌス」を多く産したりしによりていへること著し。

○信濃乃眞弓「シナヌノマユミ」とよむ。信濃はいふまでもなく國の名にして、古事記に「科野と

かけり。「マユミ」の「マ」は美稱にして「マユミ」はただ弓の事をさせるなり。或は檀ツギの木を以てつくれる弓なりとも考ふべけれど、その木の名の檀ツギは弓に作る良材なるによりて得たる名なるが、ここは木の名にあらずして弓をいへること明かなり。古信濃國より弓を買れる事は續紀に屢見えたり。文武紀大寶二年三月甲午の條に「信濃國獻梓弓一千二十張以充太宰府」と見え、又慶雲元年夏四月庚午の條に「以信濃國獻弓一千四百張充太宰府」とあるなどを見よ。又延喜神祇式二には「凡甲斐信濃兩國所進祈年祭料雜弓百八十張甲斐國觀弓八十張」と見ゆ。以上を以て推せば、奈良朝以前にも信濃より弓を産せしことを知りうべく、その弓は梓弓なりしなりとも知られたり。ここに至りてこの「マユミ」も檀の材の弓の義にあらざるを見るべし。以上は次の句の「引者」といはむ料の序の詞たるなり。

○吾引者「ワガヒカバ」とよむ。「引く」は心を引くにて、吾に依り靡くか如何と試みにいひよるなり。ここに「引く」といへるにより、それを導き出さむとて上の二句を序とせるなり。

○宇真人佐備而「ウマビトサビテ」とよむ。「ウマビト」といふ語は日本紀神功卷に「宇摩比等破于摩遮苦奴知又仁德卷に「于摩臂苦能多菟屢虛等太氏」と見え、本集卷五にも「美流爾之良延奴有麻必等能古等八五三」など例多し。これは日本紀に君子播紳良家などを「ウマビト」とよみ詩經の「君子」をも古訓に「ウマビト」とよみ來れるが、この「ウマヒト」といふ語の構成は、古ほむる詞として用るし「うまし」といふ語の語幹より「人」につづけて熟語としたるものにして、専ら貴人即ち身分よき人をさすに用るたり。「サビ」は屢々いへる「神サビ」「翁サビ」「乙女サビ」などの「サビ」にして、その

さまに振舞ふをいふ爲の接尾辭なり。かくて「ウマビトサブ」といふ動詞をなせるが、その意は貴人のさまに振舞ふこと即ち今の俗語にせば「貴人ぶりて」といふに近し。

○不欲常將言可聞 舊本「不言」に作りて「イナトイハムカモ」とよめり。又古寫本には「イネト又イサト」といへる本あれど「イナト」といへるをよしとす。但「不言」を「イナ」といふは理當らず。これは古寫本の大多數は「不欲」につくり、又「不知」につくれる本もあり。注釋にては仙覺の注には「不欲」につくり、代匠記は「不許」の誤りとせり。按ずるに「ここは「不言」とあるは義通せずしかれば、古寫本又仙覺の注に「不欲」とかけるをよしとすべく、「不欲」の文字は「我は欲せず」といひて否むをあらはせれば、「イナ」とよむに相應せり。さらば如何にして「不言」と誤りしかといふに、これは恐らくは、その「欲」の字の草體に「き」とかける體王羲之の書に見え、「言」の草體には「き」との如き形あるによりて之を楷書の體にする時にふとあやまりしならむ。「可聞」は「疑」の「カ」に「モ」の添へるなり。

○一首の意 われ君に戀ふる由をいひて君が心を引かむとすれば、君は貴人ぶりて賤しき我の如きものは對手とするに足らじとて否といひ受けがはざらむか。しかも自分の心の有り丈は君に知らせ奉らではあらぬとなり。

○禪師 この歌の作者を注せるなり。小字にかけれる本をよしとす。これは、その五首の贈答作者を注せずば、分明に讀者に歌の意を知らせかねたるによりて注せること著し。然るを、この五首各端辭ありつらむが、落失せしものといひ、その落失せし後に後人の注せしなりといふはかへりて入ほがなり。ただ大らかに古よりかくありしなりといふをよしとす。

(九七)

三薦苺、信濃乃眞弓、不引爲而強作留行事乎、知跡言莫君二。郎女

○三薦苺 上の「水薦苺」と一字異なれど、同じく「ミススカル」といふ語なり。

○不引爲而 「ヒカズシテ」とよむ。上の句をうけて、弓を引かずしてといへるなり。

○強作留行事乎 舊訓「シヒサルワサチ」とよめり。然れども、かくては何の義とも解しかねたる詞なり。ここに於いて代匠記には「強は弦の誤にて作は日本紀に矢作部と書てやはきへとよみたればつるはくるとよむべきか」といひたるより、後「強は弦の誤なるべし」といふこと一般に認められたるなり。今これ以外によき説を知らねば確なる證の出づるまでこの説に従ふべし。さてかく「弦」の誤りとする説は一致すれど、「弦作留」のよみ方はなほ一定せず。童蒙抄には「チツクル」とよみ、考には「チハグル」とよませたり。考の説明に曰はく「矢作てふは造ることなれど、こは左に都良弦取波氣といふ即是にて弓弦を懸るをはぐると云也」といへり。いかにもこの「作」は矢に羽を取り付くるをあらはせる文字にして、この語は「ハグ」といふ濁音を有したる四段活用の語なり。さて下の「都良絃取波氣のハケ」は濁音を有せざる下二段活用の語にして漢字にては「佩又は懸をあつべき語なり。されば、この二語を混じて同語とするは誤なり。然れども、萬葉集には清濁相通はして文字を借用することあれば、これも「作」はもと「ハグ」といふ四段活用の語にあたる字なるを清音にて「ハク」とよむこととし、それを借用して、下二段活用の「ハクル」といへる語の「ハク」といふ部分にあてたるものなるべし。弦を弓にかくるを「ハク」といへる

例は既にいへるが、半に鼻繩をかくるをも「ハクル」といへり。その例卷十六、三八八六に「半爾己曾鼻繩波久例」などあり。「行事」は「ワザ」とよむべきなるが、集中に傍例を求むれば、卷四、四九八に「今耳之行事庭不有」などあり。さて「チハクルワザ」とは弓に弦をかくることをいふ。

○知跡言莫君二 「シルトイハナクニ」とよめり。「君」は「クニ」の上の音をとれる假名なり。「ナク」は打消の「ヌ」に「ク」のつきたる言にして、知るといはぬ事なるに「いふ意」なり。

○一首の意 考には「弓」を引かぬ人にて弦かくるわざをば知つといふ事はなし。其如く、我をいざなふわざもせで「考」にいへるは従ひがたし。なほ又考の説にては「引かずしては、弓を引くことを知らぬ人をさせることとなれるなり。按ずるにこれは弓を引くといふ事を實地にせずしてといふ事なるは明かなり。かくて語のつづきを考ふるには、弓を引かずして弦をはくことを知るといはぬものなるに「いへる」ことは明かなるが、實際につきて考ふれば、弦をはけてその後、にこそ弓を引くことのあるなるに、ここには引くことを先にいひて弦をはくことを後にいへり。さればいひ廻し方によりてかく前後せしめたりやと考ふるに、かかるいひ廻しのあるべくも考へられず。ここに思ふに、上の「引かずしては、弓に弦をかくるには、弓を撓むるわざをせずして」といふ義をあらはせるならむ。すべて「弓」に弦をかくるには、本弭を何かに充て強く押し、弓を撓め木と末とを近づけずば、弦はかけられぬものなり。かくすることは即ちをは

くるわざなり。さてかく弓を撓めて弦をかくるわざをするはそのさま弓に矢をはけて引くときと略似たるなり。即ち弓を引けば弓は本末相近づきて撓むこと弦をかくる時と趣一なり。されば弓は引かすして弦をかくるわざはせられぬものなり。この故に引かすしての下には、はを添へて釋するをよしとす。さて歌の意を按ずるに、眞に人の心を引かむとならば、その引くといふことに相當するわざのある筈なり。眞に人の心を引くといふには、その結果を導くに足るだけのわざなかるべからざるは弦をはくるには弓を撓めねばならぬとおなじ。眞に人を戀ふとならば、眞情を打ちあけてこそ人もその情に感じて、心を合することも起らぬ。君の如く口先ばかりにて、人を試めしなぶるが如き態度にては誰か感じ従ふべき。君の態度は恰も弓を撓めずして弦をかけむとするに似たり。この弓を引き撓むるといふ作業をせぬ人は弦をはくるわざを知れりといふことを得ざるが如く、君の我を戀ふといふことは信ずるを得ず。さやうなる事は眞平御免なりとなり。

但しこの釋は「引く」といふことを弓を撓むといふ語に用るたりといふ事の確證なき限りは確定説とはなるべからず。

○郎女 これも石川郎女の答歌なるを示せるなり。小字にせる本をよしとす。

(九八)

梓弓引者隨意依目友後心乎知勝奴鴨 郎女

○梓弓 「アツサユミ」梓にて造れる弓なり。これは古信濃より梓弓を産したるによりてよめり

とも見らる。但し歌詞としては必ず梓の弓ならでも歌の調にてかくよめること多く、ただ弓と心得てよき所少からず。ここも然るべし。

○引者隨意 隨意の字古寫本「ころに」「ろ」とよみ、又「ねかひに」などよめるもの多けれど、舊板本に「ヒカバマニマニ」とよめるをよしとす。「隨意」を「マニマニ」とよめるは義訓にして、集中には「任意」(卷十一「二七四〇」)をもしかよませたり。この「まにまに」は後世の「ままと」いへる語の本源にして、そがつづまりて「ままと」なれるなり。さてこの「まにまに」は又「まに」を重ねたるにて、その「まに」の「ま」が即ちもとは隨意任意の意ある獨立の副詞たりしなり。即ちこの「まに」又は「まにまに」は後世にては専ら「の」が助詞を上に伴ひ又用言の連體形につきて附屬的のもののみ、の如くなりたれど、古代にては獨立的にも用ゐられしなり。たとへば、卷五「八〇〇」に「保志伎麻爾麻爾」(續紀二十八詔に「已可欲末仁」又本集卷六一「〇四七」に「皇之引乃眞爾眞爾」卷十八「〇九四」に「氣乃麻爾麻爾」卷十九「四二二」に「麻須良乎乃比伎能麻爾麻爾」とあるなどこれなり。即ちここは「まにまに」が、全く獨立の副詞として用ゐられし著しき例なり。されど、今日の語にてはかかる獨立の用法なければ、之を解せむには、引かば引かむままとと釋するをよしとす。さてその引くは既にいへる如く、弓を引くといふ意をあらはしが、ねて心を引き誘ふをいふ。

○依目友 これは古寫本に「よらすとも」かなはめとなどよめるあれど、板本に「ヨラメトモ」とよめるをよしとす。「ム」の已然形に「ども」をつけて用ゐること、古言の格なり。「よるといへるは弓を引けば、兩方の梢の方が相近よるによりてその弓梢の近よるにたとへて、引かば君が方に隣き

依らむといへるなり。「君による」といへる語の例は卷四「今更何乎可將念打靡情者君爾緣爾之物乎」五〇五卷十二「梓弓末者師不知雖然眞坂者君爾緣西物乎」二九八五などあり。

○後心乎「ノチノココロヲ」とよむ。童蒙抄に「スエノコ、コヲ」とよめれど、従ひがたし。「後は、ノチ」とよむ字にして、後に行末の心あるは、卷五「伊比都々母能知許曾斯良米」等例多し。行末までの心を指すなり。

○知勝奴臆「シリカテヌカモ」とよめり。「カテ」といふ語は上の「アリカツマシシ」の「カツ」の未然形にして「カツ」は下二段活用なる動詞なり。この「カテ」が其の未然形なることはここに「奴」といふ打消の複語尾を用ゐたるにて明かなるが、その未然形の「カテ」の傍例は日本紀崇神卷に「飯朋佐介珥菟藝廻煩例屢伊辭務還場多誤辭珥固佐糜固辭介氏務介茂」とあるその證なり。從來この「カテ」に難の意ありとして「ヌ」には何の心もなしと説けるは語法を無視せる説なり。複語尾を無義に用ゐることは古今例なきところなりとす。「カモ」は詠歎の意をあらはせり。

○一首の意 君が我を眞に引き誘ひ給はば、引かるるままに、君が方に靡き依りもせむ。されども、靡き従ひての後は如何あらむ。君が行末まで我を愛したまふか否か。その將來の心をば今より知ることの出来ぬが心もとなきことよとなり。

○郎女 これも郎女の歌にして上と共に二首を同時に答歌としたりと見ゆ。

(九九)

梓弓、都良絃取波氣引人者、後心乎、知人曾引。 禪師

○考にはこの歌の上に、久米禪師重贈歌の題詞脱せりといひ、攷證は、久米禪師更贈歌二首の題詞脱せりといへり。されど、上にいへる如く、もとよりかかることなくして五首といへるにて意明かなり。

○梓弓 これは枕詞にあらず。この弓に、下なる詞の「つら」とりはけも、引くも關係あるなり。

○都良絃取波氣 都良絃を「ツルチ」とよめる古寫本あれど、多くの本に「ツラチトリハケ」とよめり加之「良」を「ル」とよむべくもあらねば、普通の訓に従ふべし。「絃」字元曆本「緒」に作る。いづれにて意義もよみ方もかはらじ。「ツラ」は蔓なり。響を「クツハツラ」とよむが如きその例なり。卷十四に「美知乃久能安太多良末由美波自伎於伎且西良思馬伎那婆都良波可馬可毛」三四三七とある弓絃を「ツラ」といへるなり。「絃」は「弦」なり。「ツラチ」にて弓絃をいへり。「ハケ」は上に「ハクルツ」の所にいへり。弓に弦を佩かしてなり。

○引人者 「ヒクヒトハ」とよむ。梓弓は弓絃を取佩けてそれを引く人といふことなるが、禪師自をたとへていへるなり。

○後心乎 「ノチノコ、ロヲ」これも童蒙抄に「スエノコ、ロヲ」とよみたれど、「ノチ」にてよきなり。

○知人曾引 「シルヒトゾヒク」とよむ。これは「梓弓都良絃取波氣引人」は後の心を知る人なり。かく後の心を知る人ぞ人を引くなどといへるなり。われはわが行末の心をよく知れり、されば君を引くなりとなり。

○一首の意 梓弓に弓絃を取り佩けて引くといふ人即ち君を誘ひ引くといふ人は君が案ぜら

るる如く、心のかはる人にはあらず。その人間は行末までもかはらじと思ひ定めて、かたく思ひつめたる人こそは人を引くものよといひて、上の後の心を知りがてぬといへるに答へたるなり。

○禪師 此は郎女の答歌に更に答へたるなり。

(一〇〇)

東人之荷向遼乃、荷之緒爾毛、妹情爾、乘爾家留香問。 禪師

○考にはここに題詞ありしが脱せるかといへり。されどそれは入りほがの説なること既にいへるとほりなり。

○東人之 舊本「アヅマノ」とよめり。古寫本には「アツマウトノ」「アツマヒトノ」などよみ、考には「アヅマドノ」とよみ、古義は「アツビトノ」とよむべしといへり。按ずるに當時の人名「フビト」は「フミビト」「タビト」は「タビビト」をいひたりし例に照して考ふれば「アヅマビト」を「アヅマド」とよみたりしことなしとせず。さて東人の義は東國の人といふに似たれど、古くより汎く田舎人をさせるが如し。大須本和名抄「邊鄙の注に「阿豆末豆」といふ和名を附し、なほ注して「今案俗用東人二字其義近矣」といへり。この「アツマヅ」といへるは「アツマド」の訛なること著しければ、古くは「アツマド」といへることを推して知るべし。これによれば東人は即ち本義は東國人なることは勿論ながら、後には邊鄙の人の汎稱となれりと思へたり。この故に今考の訓による。

○荷向遼乃、「ノサキノハコノ」とよむ。古寫本に「ニサキノハコノ」とよめるもあれど、「ノサキ」とい

ふ語は古來より存するものなり。「ノサキ」は「荷前」とかくを普通とす。「ノサキ」とは毎年地方より奉れる調物の「はつほをいふ。延喜式祈年祭祝詞に「荷前者皇大御神能太前爾如横山打積置氏」と見え、大神宮九月神嘗祭式には「調荷前絹一百十三疋、一丈二尺云々以上諸國封戸調荷前」など見え、後世までも「荷前」は重き儀として、毎年十二月に先づ神宮山陵等に「荷前使を立てこれを奉らしめられたる重き儀式なりき。さて「荷」を古言に「ノ」といへる例は日本紀神功皇后卷に「肥前國荷持田村」に注して「荷持此云能登利」とあるにても明かなり。「向」は昔の義ある字にして「莊子寓言に「若向也俯而今也仰」とあり。よりに「サキ」といふ訓あり。類聚名義抄字鏡集を見よ。「遼」は「篋」の別體なり。古「匠」を「近」とかける如く「」を「」の形につくれるもの多く、それより又一「」を省きてかくはかけるなり。新撰字鏡之部に「遼口頼反笥也、己呂毛波古」とあり。ここはただ「ハコ」とよむべし。玉篇に「遼」に注して「笥也箱也」とあるにしろし。「ノサキノハコ」とは「荷前」の調物たる絹布などを納めたる笥をいふなり。この笥は如何なるものなりしか。延喜式によれば、調物たる布帛筆墨等多くは韓櫃に盛られたるが如し。

○荷之緒爾毛 「ニノヲニモ」とよむ。古寫本に「かのを」とよめるもあれど、由なきことなり。流布本に「結」に作れるは「緒」の誤にして、古寫本多くは正しく「緒」とかけり。但し「緒」を「結」に作れるものは本集卷七、一三二二に「玉之結」卷十二、二九八二に「紐之結」にこの「結」字を用るたれば、或は當時通用したる事あらむか。「荷之緒」とは調物の荷をば馬に負はする爲に鞍に結びつくる緒なり。延喜式祈年祭祝詞に「自陸往道者荷緒縛堅氏」とあるこれなり。「ニ」は形容せる意を示す「」にて

「にもは」の如くしても「の意に解すべきなり。卷二七九に「稗之穂爾夜之霜落」卷十二三〇四に「秋都葉爾爾寶弊流衣」などいへるに同じ。以上下の「乗るといふ語の形容として用ゐたるなり。」

○妹情爾乘爾家留香問 「イモガココロニケルカモ」とよむ。類聚古集には「コ、ロノ」とよみたれど「爾」のよみ方なければ従ひがたし。考には「イモハ」とよみたるを玉の小琴に之を否とせり。童蒙抄には「乗を寄の誤とし、ヨリニケルカモ」とよみたれど、かくかける本一もなく、「ノリニケルカモ」にて意通すれば従ひ難し。さてこの「妹」は主格なれば「イモガ心」といふ連體格に解すべからず。されば歌の調を顧みずしていはば「心ニ妹ガ」と轉置して見れば心得やすし。これを明かにせむ爲にや、考は「イモハ」といひたれど、なほ「ガ」とよむ方意も強く、調もよしと思はる。「コ、ロニノル」といふ語遣は卷四六九一に「百磯城之大宮人者雖多情爾乘而所念妹又卷十四三五七に「思良久毛能多要爾之伊毛乎阿是西呂等許己呂爾能里氏許己婆可那之家」などある例にて見るべく、又「妹ガ心ニノル」といへる例は卷十一八九六に「春去爲垂柳十緒妹心乘在鴨」卷十一二四二七に「是川瀬瀬敷浪布妹心乘在鴨」などあるが、意はいづれもおなじ。これは妹の事が心に常にありて、即ち忘れかねたることを妹が、わが心を占領するといふやうにとりて妹が我が心に乗るとはいへるなり。

○一首の意 田舎人が、荷前の選を大事にして鞍に載せ荷緒もて堅く結びつけたる如く、わが愛する妹の事が我が心に乗りて、堅くはなれずといひて、我が心はただ君を思ふのみにて他事なしといひて切なる情を最後にうちあけいへるなり。

○禪師 これも贈れる歌ならむ。郎女が二首を以て答へたるによりて禪師もここに二首よめるならむ。考にはこれは贈る意なく、獨り思ふ歌なれば、別に端詞ありしが、落ちたるかといはれたれど、かくよみてかへりて切なる情を通するに足るべきものをや。

大伴宿禰娉巨勢郎女時歌一首

○大伴宿禰 金澤本、元暦本等に注して曰はく、「大伴宿禰諱曰安磨也難波朝右大臣大紫大伴長徳卿之第六子平城朝任大納言兼大將軍薨也あり。安磨卿は大寶元年に既に中納言たり。續紀に「和銅七年五月朔日薨」とあり。考にはこの人を安磨の兄なる御行卿かといへれど、古本の注に従ふべきなり。天智天皇の朝には安磨は未だ公卿ならぬなれば、ただ姓の宿禰をのみいへるなるべし。大伴氏はもと連なりしを、天武十三年に宿禰とせられたり。さればこれは、編者の語なり。

○娉巨勢郎女時 「娉」は上にいへり。巨勢郎女は金澤本、元暦本等に、次の歌の端書所に注して、「即近江朝大納言巨勢人日本紀に「巨勢比等卿之女也」といへり。この人なるべし。

(一〇一) 玉葛實不成樹爾波千磐破神曾著常云不成樹別爾

○玉葛 「タマカツラ」とよむ。玉は美稱にして深き意なし。ただ「かつら」と心得べし。さてこれをば考には「葛は子の成もの故に次の言をいはん爲に冠らせしのみ也。且子の成てふまでに

いひて不成の不^スまではかけぬ類ひ集に多し。』といひ、美夫君志には實の一言にかけたりとせり。されど、次の答歌によれば、この二説ともに當らぬを知るべし。これは新考にいへる如く、「ミナラヌ」にかかれりとすべきなり。さて、其の實ならぬは實の成りがたきをいへるならむが、その玉葛とは何をさせるものか、恐らくは、くすをさせるものならむ。これはその果實の成らぬにはあらざれど、その實は著しからぬものなれば、花の著しきに對して實のならぬものやうに世俗には信ぜられてありしにてもあらむ。なほ返歌の方をも考ふべし。

○實不成樹爾波 「ミナラヌキニハ」とよむ。實のならぬ樹にはといふことなるが古は果實の著しくあらぬものをかくいへりと見ゆ。卷八、一四四五に「實爾不成吾宅之梅乎」といふあり。卷四、五六四に「山菅乃實不成事乎」などあり。實のなるといふことは戀の實に成るをたとへていへるなり。かかる例は集中に少からず。卷七、一三六五に「吾妹子之屋前之秋芽子自花者實爾成而許曾戀益家禮」などあり。

○千磐破 「チハヤブル」とよむ。「いちはやぶる」にて神の枕詞とせりといふ。但し、その意義はなほ考ふべき餘地あり。

○神曾著常云 舊本「カミゾツクトイフ」とよめるを童蒙抄に「ツクチフ」と改め、考に「ツクトフ」とよめり。今上例により考による。實のなるべき樹に實のならぬものあれば神の領じたまふものなりといふなり。これは女の年たくるまで男をもたずやもめなるをばその實のならぬ樹にたとへて神のつきたまふぞといへるなり。

○不成樹別爾 「ナラヌキゴトニ」とよむ。その實の成らぬ樹ごとといふにて第二句の意を繰り返しいへるまでなり。

○一首の意 實の成らぬ樹には古よりその樹ごととに神の依りて著きたまふといふ事のあるを知りたまへりや。女のさるべき時に男をもたぬは神の依りましぬとて大方の人の恐れ近づかずして遂に男を得ることもなくならむぞとおどろかしいへるなり。かくて早く實の心を以てわれに靡きたまへとすすむる心をあらはせり。源氏總角卷に、總角の大きい君の薰大將に心のうつらぬを見て、侍女のいふ所に、大かた例の見奉るに、しわのぶるこちしてめでたくあはれに見まほしき御かたち有様をなどていともてはなれては聞えたまふらむ。何かこれは世の人のいふめるおそろしき神ぞつきたてまつりたらむと齒は打すきて愛敬なけにいひなす女ありなどいひ、又宇治拾遺二に柿木の實ならぬに佛現すといふ俗説ありて、そが天狗なりし物語あり。これらによりて歌の心を知るべし。

巨勢郎女報贈歌一首

○ これ上の返歌なり。考に報贈を和の誤とせるは例の入ほがなり。

玉葛、花耳開而、不成有者、誰戀爾有目、吾孤悲念乎。

○玉葛 「葛」字流布本「萬」とせり。こは活字附訓本の誤植に基づくものにして活字無訓本以前古

寫本すべて「葛」とせるを正とす。「タマカツラ」とよむこと論なし。

○花耳開而不成有者 板本「ハナノミサキテナラズアルハ」とよめり。「不成有者」をば古寫本には「みならずは」ならずあらば「ならぬあるは」などよみたるが、代匠記には「ならざるは」とよめり。これは「誰戀爾有目」の主格なれば「ならずあるは」又は「ならざるは」とよむべきものなり。今音の數よりして「ならざるは」とよむ。玉葛に「花のみさく」といへる由は上の歌にいへると同じ。さてこれは上の歌を受けて、いへるにて「不成有」の上に實を略したるなり。而して花をうはべの言葉にたとへ實を心の誠にたとへ言葉にのみいひて實の心のなきをたとへたるなり。

○誰戀爾有目 舊本「タガコヒニアラメ」とよめるを代匠記に「タガコヒニアラモ」とよみ、童蒙抄に「タガコヒナラメ」とし考、これによれり。略解は「タガコヒナラメ」「タガコヒナラモ」の二説を並べあけたり。されど「アラモ」「ナラモ」などいふ語遣はあるべきにあらねば從ひがたし。次には「タガコヒニアラメ」「タガコヒナラメ」いづれにてもあるべし。今音數の調へるによる。さて凡そ「タガ」の如く誰何等と係りて「メ」と結べるは古言の一格なり。卷三「三九三」に「不見十方孰不戀有米山之末爾射狹夜歷月乎外爾見而思香又卷四「六五九」に「奥裳何如荒海藻卷七「一四一二」に「吾背子乎何處行目跡」などあるにて知るべし。かくてかかる場合は「め」にて後世の「めや」といふに同じく反語をなすこと多し。ここのも誰が戀にかあらむといふに同じ。

○吾孤悲念乎 舊本「ワカコヒオモフヲ」とよめるを童蒙抄に「ワハコヒシノフヲ」とし考に「アハコヒオモフヲ」とし略解に「ワハコヒオモフヲ」とせり。按ずるに「吾」は主格に立てるものなるが「ガ」を連體格のとせずして主格の意とせば「ワガ」「ワハ」「アハ」いづれにてもあるべけれど、ここは「吾」はかく思ふに君の態度は如何と相對的の語遣なれば「ハ」を用ふる方區別を示してよし。その他「アハ」にても「ワハ」にても「コヒオモフ」「コヒモフ」にてもよきことなれど、音の關係よりして姑く略解の説によるべし。

○一首の意 この歌二段落なり。第一段は「玉葛の花のみ咲きて實の成ならぬ」といふ如き言のみ巧にして心の實なきは誰人の戀にかあらむといひて恐らくはそれはかくのたまふ君の自身のことをたまふものならむの意をあらはし、第二段はわれこそは眞實に君を戀ひ慕ひ奉るものといひて、わが心は君の比にあらずといひて、上の歌にこたへたるなり。

明日香清御原宮御宇天皇代 天淳名原瀛真人天皇

○明日香清御原宮 は既にいへる如く、天武天皇の營みたまひし宮城なり。

○天淳名原瀛真人天皇 「淳」字流布本「停」に作るは誤にして、古寫本多く正しくかけり。美夫君志には「停」を「淳」の一體とし、このままにて可なりといはれたれど、それはあまりに辯護にすぎたり。本書卷一及び日本紀また正しく「淳」とかけり。「アメノヌナハラオキノマヒトノスメラミコト」とよむ。天武天皇の尊號なり。さて以下には、天武天皇御宇の歌をあけたり。

天皇賜藤原夫人御歌

○藤原夫人 「夫人はもと支那にての名稱にして、禮記曲禮に天子有后、有夫人」といひ、漢時には天子の妻を夫人と稱したり。「夫人は又先秦には諸侯の妻の號とし、又漢以後常人の正妻の稱とし、又婦人の尊稱ともしたり。こゝも支那の名稱を襲用したるものなれど、職名なりとす。令の制には、皇后の外、後宮に備ふる職員に妃二員、夫人三員、嬪四員あり。而して妃は皇族に限られ、臣族にして出身するものは最上を夫人に止められしなり。「夫人はよみ方に種々の説あれど、音にて「フニン」とよむべきなるべし。この藤原夫人即ちその後宮の職員たりし藤原氏の女なり。天武紀によれば、又夫人藤原大臣女氷上娘生、但馬皇女、次夫人氷上女娘弟五百重娘生、新田部皇子」とあれば、この時藤原夫人と稱する人は二人ありて、いづれも鎌足公の女なりしなり。こゝの藤原夫人はいづれの方ならむかと考ふるに、卷八夏雜歌に藤原夫人歌あり。之に注して「明日香清御原宮御宇天皇之夫人也、字曰大原大刀自、即新田部皇子之母也」とあり。この贈答の歌の趣にては、この夫人は大原に住まれし由に見ゆれば、こゝに大原大刀自といはれたる新田部皇子の母とます五百重娘の方なるべしと思はる。

○御歌 「御製歌」とあるべき筈なり。本書前後の例みな然り。然るに、目錄も亦かくの如くにして、古寫本またかくの如し。蓋し古より誤れるまま傳はれるならむ。

(一〇三)

吾里爾、大雪落有、大原乃、古爾之郷爾、落卷者後。

○吾里爾 「ワガサトニ」とよむ。吾が里とは皇居のある清御原の地をさしてのたまへるなり。

○大雪落有 「オホユキフレリ」とよむ。大雪とは多くふれる雪をいふこと今におなじ。本卷、一九九に「大雪乃亂而來禮」又卷十九、四二八五に「米都良之久布禮留大雪」などいへり。「落有」は「フレリ」とよむべし。「落」を雨雪のふるに用ゐたることは既にいへり。

○大原乃 「オホハラノ」とよむ。大原は地名なり。この地は續紀卷二十六、天平神護元年十月辛未に紀伊に行幸ありし時の條に「是日到高市郡小治田宮」と見え、その翌日の條に「壬申車駕巡歴大原長岡、臨明日香川而還」と見えたる地なるが、今飛鳥村の東南大字小原といふ地ありてそのうち字大原といふ地まさに存す。この地に鎌足公の誕生せられし第宅の舊趾あり。古くは藤原寺といふがありしかど、今は廢して、その趾に藤原神社といふ村社あり、他の一部は田畝に變じり。この地即ち藤原夫人の生地なるべければ、こゝに住まひしてあられしによりて大原大刀自といふ名もつきにならむ。

○古爾之郷爾 「フリニシサトニ」とよむ。卷十一、二五八七にも「大原古郷妹置」などいへり。「フリニシ」とよむ理由は、古「フル」といふ上二段活用の動詞存したりしによる。この動詞の例は卷十七、三九一九に「青丹余之奈良能美夜古波布里奴禮登」などあり。さて「フリニシサト」とは即ち古郷の文字をあつべきものにして、それには人住むこと稀になり、あれたる郷の意もあり、又その人の本郷をいふ意もあり。この集にて例をいへば、卷四、七七五に「鶉鳴故郷從念友」卷十二、二八九に「藤原古郷之秋芽子者」卷十一、二五六〇に「人毛無古郷爾有人乎」などは荒れたる意の方なるべく、卷三に大伴旅人が太宰府にてよめる「萱草吾紐二付、香具山乃故去之里乎、不忘之爲」(三三四)

は本郷の義なるべし。されどこの頃は字義の如く古くして住むこと稀にあらたる郷を主としていへるならむ。ここもその義なるべくして夫人の當時居られし大原里を戯れてかくはのたまひしならむ。古事記傳には卷三十四藤原の語の下この歌をあけて「天皇初此夫人の家に通ひ住賜へりし故に古にし郷とはよみ給へるなるべし」といはれたれど本書には御在位の時の御製としたるのみならず古にし郷の義は上の如き用例あれば従ひがたし。

○落卷者後「フラマクハノチ」とよむ。「フラマクハ」とは降らむことはの意にして若し降らむならばこの後に降らむとなり。

○一首の意 二段落なり。わが大宮のあるこの地には今日大雪ふりて景色の面白さいはむ方なし。大原の如く古きさびれたる里に若し降らむことあらばそはわれらが十分にめではやしての後にこそ降らめとなり。戯れて羨ましめたまはむとの歌と見ゆ。

藤原夫人奉和歌一首

○奉和歌 は「コタヘマツレルウタ」とよむべし。御製に奉答せるなり。

(一〇四)

吾崗之於可美爾言而令落雪之摧之彼所爾塵家武。

○この歌板本に訓をつけず。

○吾崗之 「ワガラカノ」とよむべし。「崗」は既にいひし如く岡の異體字なり。わが岡とは大原里

をさせり。この地丘陵の地なれば岡といふにふさはし。

○於可美爾言而 「オカミニイヒテ」とよむべし。「オカミ」は日本紀卷一に「龍此云於箇美」と注せり。「龍」は委しくは「龍」とかくべき字にして玉篇に「龍力丁切龍也又作靈神也善也或作虺」と見え「龍同上」と記せり。されば支那にては龍神をば「龍」とも「龍」ともいへるなり。本邦には日本紀に「高龍神あり古事記に關於加美神あり。豊後風土記には蛇龍とかきてそれに於箇美」と注せり。いづれも水をつかさどる神なりと信じたりと見えたり。さて水をつかさどるといふよりして雨をも降らしむる神と信ぜられたることは祈雨の神として古來祭られしにて知らるる所なるが、それよりして雪をも降らしむべきものと考へられたるものなるべし。「イヒテ」は言ひ付けてなり。古義は「言を乞」の訓として「コヒテ」とよませたれど證なければ従ひがたし。

○令落 元曆本金澤本には「フラシムル」とよみ類聚古集には「フラシメシ」とよみ又他の本にも多くこの二の訓の間をばいせず。童蒙抄には一按として「フラセタル」とよむべきことを提議し考にはそれによれり。按ずるにここに「有」字なければ「タル」とよむべき理なし。次に「シムル」とよむ説と「シメシ」とよむ説とを比するに既に降りたる雪をいへるなれば「シメシ」とよむをよしとす。代匠記古義などの説これなり。

○雪之摧之 古寫本には「ユキノクダケテ」とよめると「ユキノクダケシ」とよめると二様あり。代匠記には「クダケノ」とよみ童蒙抄には「クダケカ」とするか若くは「之」は「天」の誤ならむとせり。按ずるに「之」を「テ」とよむべき由なければ「ユキノクダケシ」とよむをまされりとす。この「クダケ」は

契沖のいへる如く、物の措けたる片はしの意なれば、體言の取扱をなせるなり。而してその下の「シ」は助詞にして指していへるなり。從來「クダケシ」とよめる人は多く「クダケシモノ」の意にて「シ」までにて體言の取扱をなせりと考へたる人多けれど、さにはあらじ。又契沖などは「クダケ」を體言として取扱ひたるはよけれど、「シ」を助詞と考ふることなかりし故に、「ノ」とか「カ」とかよまむと按ぜしならむ。「シ」はここにては主格につけり。

○彼所爾塵家武「ソコニチリケム」とよむべし。「彼所をソコ」とよむは古語なり。古くは「彼をカ」「カレ」とよまずして「ソ」「ソレ」とよみしなることは肥前の郡名に「彼杵」とかきて「ソノキ」とよめるにて知るべし。「塵」は名詞たる「チリ」をあらはす文字なるを「散る」の動詞の連用形の「チリ」をあらはす爲に借りしなり。しかもその「塵」といふ名詞ももとはこの「散る」の連用形より轉じたるものなるべければ、古人には異様に見えざりしならむ。「けむ」は既に了れることを推量していふ復語尾なり。

○一首の意 私はこの程わが里の龍神に言ひ付けて雪を降らしめたることにて候ふが、その雪のかけらがわが君のましますあたりにも少しは散りたらむと思ひ居候ひしに、君が大雪と仰山らしく仰せらるるは大方そのかけらの降つたる爲にて候ふらむ。さるを大雪などことごとしく宣ふことをかしさよ。雪ならば、私の方が御あたりよりは見事に候ふものとなり。

藤原宮御宇天皇代 天皇諡曰持統天皇

○藤原宮御宇天皇代 元曆本は「御宇」の下に「高天原廣野姫の六字あり。されど例に違へば従ふべからず。藤原宮は持統天皇のはじめたまひし宮にして文武天皇を経て元明天皇の初年までまししなり。されば、この宮にて御宇ましし天皇は三帝ましますといふべし。而して、卷一の例によれば、まさにしかあるべく、この卷の挽歌の條も亦然れば、こも然るべし。

○天皇諡曰持統天皇 藤原宮御宇天皇は持統天皇に限らねど、そのはじめの天皇にましますばかり注せるなるべし。然れどもここにかくかけるは他の例に異なり。卷一及びこの卷の挽歌の條の例によれば、高天原廣野姫天皇とあるべき筈なり。而して金澤本にはこの上に「高天原廣野姫」の六字あり。これによりて按ずるに、もとは「高天原廣野姫天皇」とありしに、諡曰持統天皇の六字を後人の加へしものなるべく、さてその後この度は上の六字を削りて下の八字を存したりしならむ。

大津皇子竊下於伊勢神宮上來時、大伯皇女御作歌

○大津皇子 天武天皇の第三皇子なり。勇武にして文學あり。英邁なりけれど、才を恃みて終を全くせられざりき。天武天皇の十二年に大政に參與せしめられしが、天皇の崩御あらせらるるや不軌を謀りて、朱鳥元年十月二日誅せられき。時に年二十四。

○竊下於伊勢神宮 大津皇子の神宮に參られしこと、日本紀に載せず。「竊」に參られしが故なるべし。考別記に曰はく、天武天皇は十五年九月九日崩ましぬ。さて大津皇子此時皇太子にそ

むき給ふ事、其十月二日にあらはれて三日にうしなはれ給へりき。此九月九日より十月二日までわづかに廿日ばかりのほどに伊勢へ下り給ふ暇はあらじ。且大御喪の間といひかの事おほすほどに、石川郎女をめし給ふべくもあらず。仍て思ふに天皇御病おはすによりてはやくよりおほし立こと有て、其七八月の比に彼大事の御祈又は御姉の齋王に聞え給んとて、伊勢へは下給ひつらん。さらば清御原宮の條に載べきを其天皇崩ましてより後の事は本よりにて崩給はぬ暫前の事も崩後にあらはれし故に、持統の御代に入しならんといへるは大略さる事ならむ。歌の趣を以て見れば秋の頃の事なれば蓋し天武天皇大漸の時伊勢に下り、神宮に祈請したまひし事ありしならむが、その祈請の何事なりしかは知るべからず。或は不軌の望を達せむと祈請せられしならむといひ、或はその事の發覺して禍の及ばむとするを恐れて祈請せられしならむともいふ。いづれかはもとより知るべからねど、その竊に伊勢に赴きて歸京せられて間もなく發覺せし故にこの御代の事として掲げしならむ。

○上來時 京に歸り上られし時をさす。

○大泊皇女 大津皇子の同母姉にまします。天武紀に「先納皇后姉大田皇女爲妃生大來皇女與大津皇子」とある大來皇女これなり。大來皇女又大伯皇女とかけは、齊明紀に「七年春正月丁酉朔……甲辰御船到於大伯海時大田姫皇女産女焉。仍名是女曰大伯皇女」とあるにて知らる。この大伯の地は備前國邑久とある地なり。この皇女は天武天皇の二年に十四歳にて齋王に立ち、翌年十月に伊勢神宮に到りまし、持統天皇の朱鳥元年十一月十六日に任解けて京に還り

ませり。さればこの歌は齋王にて伊勢にましまして弟皇子の至りませる時に別を惜みたまへる御歌と知られたり。其の御歌次にある二首なり。

(一〇五)

吾勢枯乎、倭邊遣登、佐夜深而、鷄鳴露爾、吾立所霑之。

○吾勢枯乎 「ツガセコヲ」とよむ。この語の例は卷一「九」「二」「四三」などにあり。「セコ」は兄子の義にして「セ」は女より男の兄弟を親みていふ語「子」も亦親しみをあらはす語なり。「セ」は「兄」の字をかけた兄に限らざるなり。ここは御弟の大津皇子をさしてのたまへり。仁賢紀の自注に「古者不言兄弟長幼、女以男稱、兄、男以女稱、妹」とあるにて知るべし。

○倭邊遣登 「ヤマトヘヤルト」とよむ。「へ」は助詞にて「邊」はその假名なり。「と」は今の語にては「と」の意に釋すべし。大津皇子の倭へかへりますを送るといふべきを御自らが「かへし遣りたまふ由にいひなしたまひ、これにて分れ難き意をあらはしたまへるなり。

○佐夜深而 「サヨフケテ」とよむ。「サヨ」はただ「夜」といふに同じく、「サ」は音調を添ふる爲の接頭辭なり。日本紀仁徳卷の歌に「瑤用廼虛鳥」といへるもただ「夜床ヲ」といふに異ならず。

○鷄鳴露爾 板本「アカツキツユニ」とよめるを略解は「アカトキツユニ」と改めたり。「雞鳴」はただ鷄の鳴くをいへる語にあらずして「丑時をさす熟字なり。新撰字鏡に「鷄鳴丑時、平旦寅時」と記し、左傳昭公傳五年の杜預が注に「日之數十故有十時。日中當王食、時當公、平旦爲卿、鷄鳴爲士、夜半爲阜、人定爲典、黃昏爲隸、日入爲僚、晡時爲僕、日昃爲臺、隅中、日出、闕不在第」と見えたるにて知る

べし。日本紀推古卷十九年には「五月五日樂獵於鬼田野取鷄鳴時集于藤原池上以會明乃往之」とあれば本邦にても時の名目として用ゐるしを見るべし。日本紀にはこれを「アカツキ」とよませたり。「仁德卷三十八年及び推古卷十九年」されど「アカツキ」といふは後世の訛にして「アカトキ」とよむを古語とす。「アカトキ」は「明時」の義にして新撰字鏡には「拙」字に注して「向曙色也阿加止支」とあり。集中の假名書は「アカトキ」とのみあり。その例多きが「一二をいはゞ、卷十七、三九四五」に「安吉能欲波阿加登吉左牟之卷十八、四〇八四」に「安可登吉爾」などあり。「鷄鳴露は曉の露なるが、これを熟語としたるものなれば、アカトキヅユ」とよむべし。その熟語も集中に例少からず。卷八、一六〇五に「高圓之野邊乃秋芽子比日之曉露爾開兼可聞」又卷十、二一八二に「比日之曉露爾」又同卷、二二一三に「比者之五更露爾」などその例なり。

○吾立所霑之 板本「ワガタチヌレシ」とよみたり。元曆本金澤本等には「ワレタチヌレヌ」とよみ、拾穂抄に「ワレタチヌレシ」とよみ、略解もしかよめり。惟ふにこは板本のよみ方をよしとす。古事記神武卷にも「和賀布多理泥斯」とあり。かく迫りたる語調の時は上に主格に「が」を添へて下を連體形にて結ぶこと古歌の一格なり。「霑」は「ヌル」なるが又「漬」の義あり。「所」は受身をあらはす字なれば「所霑」にても「ヌル」なり。

○一首の意 大和國へかへらむとせらるゝ吾が兄の君(天津皇子)を、さ夜ふけて出でたゞせまるらすとて、見送りまゐらせしほどに我はいつしか曉の露にぬれそほちたる事よとなり。さ夜ふけてから曉まで立ちつくされし趣あると共に露には涙をよせてよまれし點ありとおほゆ。

二〇六

二人行杼去過難寸秋山乎如何君之獨越武

○二人行杼 「フタリユケド」とよむ。二人つれ立ちて行けどもなり。言の道理よりいはば、二人行くともといふべきなるが、これを假想としては弱く感すべきによりてかつて經驗せし事ととり來り、既定の事として述べたる所に深き感情を籠めたるさまあらはれたり。詩人の學ぶべき所。

○去過難寸 「ユキスギガタキ」とよむ。「去」は玉篇に「行也」と注せるにて「ユク」とよむべき字なるを知るべし。「寸」の古言「キ」なるを假名にかりしなり。

○秋山乎 秋の山は落葉風の音、鹿の音などにてあはれに物淋しくして、二人つれ立ちて行けどもなほ行き過ぎ難きものなり。その如き秋山をばといふなり。

○如何君之 板本「イカデカキミガ」とよみ諸家大方かくよみたれど不可なり。童蒙抄に「イカニカ」とよめるをよしとす。その故は本集中に「イカニ」「イカト」と假名書にせる例は多かれど、「イカデ」と假名にかける例一もなし。「イカデ」といふ語は恐らくは平安朝に入りて生ぜしものならむ。この事は余が奈良朝文法史に論ぜしが、新考またしかよむべしとせり。

○獨越武 舊來「ヒトリコユラム」とよみ來れるを考には「コエナム」と改めてより諸家多く之に従ひ、攷證は「良武」なりしが、脱せりとし、美夫君志はそのまま舊訓によるべしとせり。さて「コエナム」と讀む説は「武」の上に「良」字なきが故に「ラム」とよむべからずといふ意見なるべけれど、しかい

はば、奈字なきに「ナム」とよまむも同じ理にて従ひかぬる譯なり。されば、字の面よりはいつれとも定むべき事にあらずして、所詮は歌の意により決すべきなり。按ずるにこの二の御歌は送別の歌とはいひながら、非常の事の伏在する時の事にして、新考にもいへる如く、別れたまひし後に皇子の御身の上をおほしての御歌と見えれば、今頃は一人淋しく秋山を越え給ふらむかと現前の事を推量してよまれたりと見るべきなり。されば「ナム」とよまむよりは「ラム」とよまむかたその感直接におこるなり。若し「コエナム」にては如何でか一人にて山を越えたまふべき。越え給ふことあたはじの意となる。さるによりてとるべからず。この故に今舊訓に従ふ。

○一首の意 二人打語ひつつ行きたることありし時にも淋しかりしあの秋の山路をば、我が親愛なる弟の君が、心をうちあげ語ふ人もなく越え行き給ふことよ。如何さまにも淋しからむ。今はいづこのあたりを行き給ふらむ。あはれなることよとなり。

○以上二首底に悲哀の情を含めり。これ或は事の破れむを豫想せられたるにや、或は又生きて再び逢ふを得じの御思ひよりや出でけむ。よみ來ればあはれ深し。

大津皇子贈石川郎女御歌一首

○大津皇子 上に見ゆ。

○石川郎女 この石川郎女といふ名上の久米禪師と贈答せる人に名は同じけれど、別人なるべ

(一〇七)

足日本乃山之四付二妹待跡吾立所沾山之四附二

しといふ。而して、この次に石川女郎とあるはこの人と同じきか異なるか、そは不明なるが、その石川女郎はこの巻の末に大津皇子侍石川女郎とあるに同じかるべく見ゆるが、ここは郎女とあれば、必ずしもそれと同じといふべからず。この人の傳知られず。

○足日本乃 「アシヒキノ」とよむ。山の枕詞なり。語の意は種々の説あれど、従ひがたく、なほ研究を要する語なり。

○山之四付ニ 「ヤマノシヅクニ」とよむ。山の草木などより落つる雨露の滴をいふ。語意これより「所沾」につゞくなり。

○妹待跡 「イモマツト」とよむ。妹即ち君を待つとての意なり。

○吾立所沾 舊訓「ワレタチヌレヌ」とよめるを童蒙抄に「ワレタチヌレシ」とし、考には「ワガタチヌレヌ」と改めたり。されど、強ひて改むべき理由なければ舊訓に従ふを穩なりとす。「沾」字は史記滑稽傳優旃傳に「秦始皇時置酒而天雨陛楯者皆沾寒」などありてぬるの義あり。

○山之四附二 最後の句上の第二句をくりかへして意の切なるをあらはせるなり。

○一首の意 わが愛する郎女に逢ひもするかとて山の草木の露滴をもちとはす、立ち待ちて吾れは身もしとどにぬれたるよとなり。

石川郎女奉和歌一首

○奉和歌 は答へ奉る歌なり。

(二〇八)

吾乎待跡君之沾計武足日本之山之四附二成益物乎。

○吾乎待跡 舊訓「ワレヲマツト」とよめり。契沖は「吾は。わとひと文字にも讀むべし」といひ考には「アヲ」をよむべしといへり。「アヲ」と書ける例は卷十二「三〇一三」に「安乎忘爲莫卷十四三四五六」に「安乎許登奈須那三四五七」に「安乎和須良須那」などあり。「ワヲ」を書ける例は卷十一「二四八三」に「和乎待難爾卷十四三五六三」に「和乎可麻都那毛卷十六三八八六」に「和乎召良米夜等」あり。されば「ワヲ」とよまむもあしきにあらず。今姑く考に従ふ。

○君之沾計武 「キミガヌレケム」とよむ。上の御歌の詞に因みていへるなり。

○成益物乎 「ナラマシモノヲ」とよむ。「ましは豫想假設したるをいふ複語尾なり。

○一首の意 吾を待つとて君が山の雫にぬれたまひけむことこそ忝けれ。あはれそのしづくに我はならましものを。さらばその時君が御身にもそひ奉らまし。かく君が我を思ひたまへるを知らずしてすごししことの口惜さよとなり。

大津皇子竊婚石川女郎時津守連通占露其事皇子御作歌一首

○竊婚時 「シヌヒアヒタマヘルトキ」とよむべきか。ここに竊婚とあれば、この石川女郎は正しくは大津皇子にめさるべき人にてはあらざりしなるべし。この事はなほ次の歌の條にいふべきことあり。

○津守連通 この人の事は和銅七年正月に正七位上津守連通に従五位下を授けられ十月に美作守となれり。續日本紀に「養老五年正月甲戌詔曰文人武士國家所重醫卜方術古今斯崇宜擢於百僚之内優遊學業堪爲師範者加賞賜勸勵後生因賜明經第一博士……陰陽從五位上大津連首從五位下津守連通……各絶十疋絲十紵布二十端蹶二十口……」と見ゆ。さればその頃の陰陽道の達人なりしを見るべし。この人同七年正月には從五位上を授けられたり。津守氏は新撰姓氏錄によれば二流あり。一は津守宿禰にして火明命の後、一は津守連にして天香山命之後なりと見ゆ。ここはその連姓のなり。

○占露 「ウラヘアラハシシカバ」とよむべし。「ウラヘ」といふ語は「ト合へ」の略まれるにて古事記に「下相日本紀に「ト合」などかけるこれなり。今「うらなふ」といふ詞におなじ。「露」は露顯の義なり。

(二〇九)

大船之津守之占爾將告登波益爲爾知而我二人宿之。

○大船之 「オホフネノ」とよむ。「津守」の枕詞とせり。大船の泊つる津にかけたるなり。契沖は「住吉につもりものうらあれば通が氏よりうらなひまでにかけたまへり、又津をもるものは船の

出入をかながへてみだりなることあらしめねばかれこれ心かよへり」といへり。攷證にはこの説にもとづきて「占を浦にとりなしてことばのあやを爲せる也」といへり。或はさる事もあ
るべし。

○津守之占爾 舊訓「ツモリノウラニ」とよめるを考に「ツモリガウラニ」と改めてより諸家之に従へり。されど、いづれにてもありなむ。津守連通が占トにといふことなり。「ウラ」は本義「心」にて神慮を伺ふわざをするをもいふ。卷十四「三七四」に「麻左氏爾毛乃良奴伎美我名字良爾低爾家里」と見ゆ。何の爲にかゝる事を占ひしか、公の命によりてか、又私の爲にか、その點は明かならず。

○將告登波 舊訓「ツケムトハ」とよめるを童蒙抄に「ノラムトハ」とよみ、考以下これに従へり。按ずるにかく「の」といへるは、卷十四「上掲の歌」に「武藏野爾宇良散可多也伎麻左氏爾毛乃良奴伎美我名字良爾低爾家里」とあるなどより考へしならむが、この「の」は君が名を宣る意にしてトがその名を宣るといへるにはあらず。その他卷十一「二五〇六」に「占正謂妹相依」とある「謂」をも「の」とよめる本あるがいづれもこの例より考へつきたるに止まれり。もと「告」字は「の」とも「つぐ」ともよまるべき字なるが「の」と「つぐ」とは國語としては意ややかはれり。「の」は特定の對者に對する性質の語にあらずして、神又は君などの御心の發表をいふに止まり、若し對者ありとせば、一般世人を對者とすといふべし。問ひに對しては「つぐ」といふべきものなり。然るに、略解には「トには「の」といふが定なり」といひたれど、その證なし。卷十三「三三一八」の長歌に「夕

ト乎吾問之可婆タト之吾爾告良久」とある、告良久は「ノラク」「ノルラク」にあらずして「ツグラク」とよむべきなり。又「ツグラク」といへる語の例は卷十三「三三〇三」に「里人之吾丹告樂久」などあり。ここは人より問ふに對して神意のトの告ぐることにして今も神の御つけといへるは古語のこれなるならむ。「つぐ」といふ語は卷十七「三九五七」に「白雲爾多知多奈妣久等安禮爾都氣都流」又「四〇〇〇」に「伊末太見奴比等爾母都氣全」などあり。

○益爲爾知豆 舊訓「マサシニシリテ」なり。然るに童蒙抄には「爾は、久の訓かといひて「マサシクシリテ」とよみ、本居宣長は「爲は、氏の誤にして「マサテニシリテ」とよむべしといひ、略解「古義には「益は兼の誤、爲は而の誤、爾は乎の誤りとして「カネテヲシリテ」とよむべしといへり。されど、爾字の古葉略類聚鈔になき外、諸本に文字の異なるなし。而して「まさしにシリテ」とよみて不當なるにあらねば、舊訓のままなるべし。「まさしは「まさしき」といふ形容詞の語幹にて體言の如く用ゐられ、事狀の正しきをさし、意をあらはす。從來の諸説にこの「まさし」を占にいふ術語の如く説けるはあたらず。これは契沖が既に代匠記に於いて「まさしには正しくなり。西行もまさしに見えてかなふ初夢と立春の歌によまれたり云々」といへる如く必ずしも占に限らぬ語なり。古今集俳諧に深養父の歌「おもひけん人をぞともにおもはまし、まさしやむくいなかりけりやは」とあり。かく「まさし」はその事の争ふべからざるをいふ語なるが「まさし」はこれに「助詞を添へて修飾格に立たしめたるものなり。

○我二人宿之「ツガフタリネシ」とよむ。語の例は古事記中神武天皇の御歌に「阿斯波良能志祁

去岐袁夜邇須賀多多美伊夜佐夜斯岐豆和我布多理泥斯」とあり。

○一首の意　かの津守連通が占に我等が事を告げむといふことは即ちこの事のいつかは露顯すべき事はかねて正しくしかあるべしと心得てありながらもわれらは相ひ合ひつることよと、その占ひあらはしたる事に争ひたまはぬ心をあらはせり。

日並皇子尊贈賜石川女郎御歌一首 女郎字曰大名兒也

○日並皇子尊　卷一柿本人麿の安騎野の長歌の反歌四首の末の歌に「日變斯皇子尊」といへる御方これなり。即ち草壁皇太子にして文武天皇の御父にませり。日並皇子尊と書けるにつきて考には、知字を加へて日並知皇子と改めたり。これは續日本紀にしか書けるによりていへるなるべし。されどこの卷の末なるにも日並皇子とありて知字なし。こは本來栗原寺鑑盤銘に「日並御宇東宮」とあり、又本朝月令に引ける右官史記に「日並所知皇子命」とある如く正しくは「御宇所知」の文字にて、「シ」の語のあらはされたるものなれば、しかかくべきを「知」一字とせるは既に略せるなり。かくて又更に今の如くに略せる書きざまも古くありしなるべければ、これを誤なりとはすべからず。この御名の義は既に述べたり。

○贈賜石川女郎御歌　目錄には「賜字のみありて贈字なし。古寫本中にも細井本神田本には然あり。活字無訓本も亦然り。そのなきをよしとす。この石川女郎は恐らくは上の大津皇子の竊に婚したまひしといふ人なるべく、この人正しくは皇太子にめさせたまひしなるを大津

皇子の邪にとりたまひしなるべし。大津皇子が皇太子に反抗せむの意ありて、わざとさるわざしたまひしか、或はこの女の事を基として遂に反意を起したまひしか、いづれにしてもこの女の事は大津皇子と皇太子との間に起りし違ひ目の主なるものなるべし。然らずば上の文に「竊」といふ文字を用ゐる所以なし。

○女郎字曰大名兒也　これは注文なるが、板本「女郎字曰」の四字に止まれるは文を爲さず。脱字あること明かなり。活字無訓本には全くこの注文なく、元曆本金澤本等の古寫本にはこの下に續けて「大名兒也」の四字あり。目錄にもしかあり。この注文なくば全くなかるべく、あらばこれまであるべきなり。字は本名の外に世に稱する名をさせり。大名は大名持命の大名と同じ意なるか。「兒」を女の名の下に添へていふこと上の「安見兒」卷十六に「櫻兒」「鬘兒」などあり。今もこの風残れり。

(一一〇) 大名兒、彼方野邊爾、苜草乃束間毛、吾忘目八。

○大名兒　もと「オホナコヤ」とよみたるを仙覺が「オホナコヲ」とよみ改めたるなり。拾穂抄には「オホナコガ」をよしとし、代匠記には「オホナコヤ」ともよめり。按ずるにこれは末句の「忘る」の對象となる語なれば、「ヲ」とよむべきものなり。

○彼方野邊爾　「ヲチカタヌベニ」とよむ。「彼方」を「ヲチカタ」といふは日本紀神功卷に「烏智箇多能阿羅々麼菟麼邇」などその例なり。「遠近」とかきて「をちこち」とよむによりて往々「ヲチ」に遠き意

ありとするは誤なり。ただこちらに對してあちらといふ程の意なり。又「ナカカ」を地名の如くに心得るもよからず。ただあなたの邊といふまでの意と知るべし。

○刈草乃 舊板本「カルカヤノ」とよみ來れるが、元曆本、金澤本などには「カルクサ」ともよめり。按ずるに「カヤ」といふは屋を葺く料としての名なるに、ここにてはその「カヤ」とよむべき特別の理由なければ、ただ「クサ」とよみて足れり。一概に「刈る」とつづくる場合はみな「カヤ」とよまむは極端なり。秣草として、野の草を刈ることは置を刈るよりも普通の事なるを見よ。さて「刈りたる草は束ねて運ぶものなるによりて、次の「束」といふ詞につづくるものにして、以上二句は下の「束」の序詞とす。

○束間毛 「ツカノアヒダモ」とよむ。卷十一「三七六三」に「紅之淺葉乃野良爾刈草乃束之間毛吾忘渚菜」とありて、この歌と詞の趣似たり。又卷四「五〇二」に「夏野去小牡鹿之角乃束間毛妹之心乎忘而念哉」とある如く「ツカノマ」といへるもあり。さてこの「束」は上よりの關係にて見れば「刈りたる草を束ぬる由の詞なれど、この實際の意は短きことをいへるなり。その短き意なる「ツカ」は手にて握む意のつかにして、四の指を並べてつかみたる長さをいふ。これ古への長さを計る一種の單位にして八握鬚十握劍などいふ握これなり。單に「ツカ」といへるは即ち一握にして甚だ短きことをいふ代表語たり。されば「ツカノマ」は今の暫の間又は一寸の間などいふに似たる心持をあらはしたる詞と知るべし。

○吾忘目八 「ワレワスレメヤ」とよむ。「ツカ」とよめる本もあれど、それにては語の調あはず。「ヤ」

は疑問の助詞にして、ここには「む」の已然形を受けて反語をなせり。かくの如きは古語の一格なり。その意は決して忘れはせじと治定するなり。

○一首の意 かの名高き大名兒をば、われは暫しの間も忘れむことあらむや決して忘れはせじとなり。

幸于吉野宮時弓削皇子贈與額田王歌一首

○幸于吉野宮時 持統天皇の行幸ありし時に弓削皇子の供奉ありしなり。持統天皇の吉野離宮に行幸ありしは卷一にもいへる如く屢なるが、こは何時の行幸なりしか詳ならず。されど、「ほととぎす」をよまれたれば、四年五月か、五年四月かのうちなるべし。

○弓削皇子 この皇子は文武天皇第六の皇子にますこと、續日本紀文武天皇三年七月その薨去の記事に見えたり。日本紀文武天皇二年條に「次妃大江皇女生長皇子與弓削皇子」とありて、長皇子の同母弟にます。持統天皇七年に位「淨廣武」を授けられたり。

○贈與額田王 「贈與」は「オクリアタフ」とよむべきか。目錄には「與」字なし。或は二字にて「ただオクリタマヘル」とよみてもあるべし。額田王は卷一にいへる如く、詳ならず。されど歌の趣にては文武天皇にめされし事ある額田王なるべく思はる。

(一一一) 古爾戀流鳥鳴弓絃葉乃三井能上從鳴渡遊久

○古爾戀流鳥鳴「イニシヘニコフルトリカモ」とよむ。童蒙抄に「ムカシカクワフルトリカモ」とよみたれど従ふべからず。されど、かくよみかへたるは「古にこふる」といふ語法の今と違へるに心づきし爲ならむ。さて契沖は「古に戀るは古を戀るなり」といへり。攷證はこれに基づきて「いにしへにのにもじはをの意にて君にこひ妹にこひなどいふにもじと同じ」といへり。されど、これらはいづれも今の語法を以て古の語法に對していへるまでにして眞にその意を説けりとはいふべからず。この「に」は「に對しての意ありて、その對象をさすなり」。「戀ふる」といふ語に對する對象を「に」にて示すは古語のさまなり。卷四「六九六」に「家人爾戀過目八方」卷六「九六一」に「湯原爾鳴蘆多頭者如吾妹爾戀哉時不定鳴」などあるにて知るべし。今の語にて何を戀ふるといふと結局は同じ事をさせるに相違なけれど、考へ方は違へり。「を」は動的の目標をさし、「に」は靜的の目標をさせばなり。さてこの鳥は何なりしか。歌の上にては明かならず。次の奉和歌を見れば、ほととぎすなりしなり。「ほととぎす」は支那にて蜀魂などいひ、蜀王の死してその魂のなれる鳥にして、常に古を思ひては鳴くといふ傳説あり。その傳説はやく本邦にも傳はりて古を戀ひてなくとは信ぜられしならむ。古今集の壬生忠岑の歌に「むかしへや今もこひしきほととぎす古郷にしもなきて來つらむ」といひ、平家物語大原御幸に「郭公花橘の香をとめてなくは昔の人やこひしき」といふ朗詠集よみ人しらすの歌を引けるなど皆この思想なり。「鴨は感動の「カモ」といふ助詞にあてたるなり。

○弓絃葉乃「ユヅルハノ」とよむ。「絃」字京都大學本、大矢本に「弦」に作れり。普通には「弓ヅル」に「弦」をあつるものなれど、「弦」も同字なれば不可ならず。略解に「弦」に改めたれど、必ずしも改むるに及ばず。「ユヅルハ」は今「ユヅリハ」といふ植物にてその葉を新年の飾に用ゐるなり。古「ユヅルハ」といひしことは卷十四「三五七二」に「阿自久麻夜末乃由豆流波乃」とあるなどにて知るべし。

○三井能上從「ミキノウヘヨリ」とよむ。三井は御井の義なり。この「ユヅルハ」を名に負へる御井は蓋しその附近にこの木ありしが故なるべし。古の井のほとりには然るべき樹を植ゑしことは既にいへり。さてこの御井は吉野離宮の御用にあてしものにしてその附近にありしものなるべけれど、今詳ならず。然るに、その地と稱するもの二所ありて一は六田村に一は大瀧村にありと大和志にいへり。されど、それらは古の吉野離宮の地より頗る隔りたる土地なれば、いづれもあらぬ所なるべくして信すべからず。「從」は「ヨリ」の助詞にあてたるなり。この「ヨリ」はその地點を經過して行く由をあらはす。

○鳴渡遊久「ナキワタリユク」とよむ。即ち他より鳴き來りその御井の上を通りて他にわたり行く由をいへるなり。「なきわたる」といふ語は集中に例多し。今一々あけず。

○一首の意 この鳥は古に戀ふる鳥なるか。弓絃葉の御井を通りて鳴き渡り行くとなり。こは父帝の古皇太弟を辭してこの宮に入りましし事、又御即位の後も屢行幸ありし時の事などの、その鳥又はその御井によりて思ひ出でらるるふしありて、額田王も亦天武天皇の御ゆかりの人なれば古を思ひ出でたまふよすがともあらむとて贈られしならむ。

額田王奉和歌一首

○奉和歌「コタハマツレルウタ」とよむべし。但し、和を「コタフ」とよむは唱和の和にして應答の答にあらず。

○元暦本金澤本西本願寺本その他に、一首の下に「從倭京進入」と注せり。從ふべきなり。之によれば額田王は行幸に供奉せず都に止ましまりしなり。かくて倭京にて上の御歌を受け、それに和してこの歌を吉野宮なる皇子の許に奉られしなり。

(一一二)

古爾戀良武鳥者、霍公鳥、蓋哉鳴之、吾戀流其騰。

○古爾戀良武鳥者「イニシヘニコフラムトリハ」とよむ。童蒙抄はここをもムカシカクワフラムトリハ」とよみたれど從ひ難し。「ラム」は終止形を受けて現實の推量をあらはす復語尾。君が古に懸ふる鳥かものたまひしその鳥、即ちその古に戀ふるならむとわが君の言をききて推量するその鳥はといふ義なり。

○霍公鳥「ホトトギス」とよむ。霍公鳥の字面その出典を知らず。或は郭公鳥を書きかへたるものなるべく、その郭公鳥は本來その鳴聲をとりて名づけしものにして形は「ほととぎす」には酷似すれど、別なる鳥なり、されど本邦にては古くよりこの字を「ほととぎす」にてあてたり。本集卷十七に「思霍公鳥歌」と題して三首ある歌いづれも、保登等藝須をよめり。以て證とすべし。

さてこの「ほととぎす」は上の語と下の語とに各別なる關係を以て兩屬せる語にして、上に對しては「ほととぎす」ならむの意をなして、賓格兼述格の位地に立ち、下に對してはその「ほととぎす」はの意をなして主格の地位に立てり。

○蓋哉鳴之 古來「ケダシヤナキシ」とよめり。童蒙抄には「アカサヤ」とよみたれど、その理由なし。從ふべからず。「けだしは若し」といふに似て疑ひ推測する意の副詞なり。新撰字鏡に「儻設也若也偶也太止比又介太志」とあり。本集卷十五、三七、二五に「和我世故之氣太之麻可良婆思漏多部乃蘇低平布良左彌又卷十八、四〇、四三」「安須能比能敷勢能宇良末能布治奈美爾氣太之伎奈可須知良之底牟可母」とあり。さて「ヤ」は疑の助詞にして、これが係となりてあるが故に下を「ナキシ」と結べるなり。

○吾戀流其騰 古來「ワガコフルゴト」とよみ來れり。「其」字又「基」(金澤本「基」(神田本)に作れるあり。いづれにしても「ゴ」とよむに差支なし。「戀」字元暦本、金澤本等には「念」字をかけり。これによらば「ワガオモフゴト」とよむべきなり。いづれも意通らずといふことなければいづれをよしと定め難し。今は流布本に従ふ。「ゴ」は「如く」の語幹にして古くはかく用ゐること少からず。

○一首の意 この歌上にいひし如く「ほととぎす」が上下に兩屬し、これを中心として二段落をなせる歌なり。即ち、古に戀ふらむ鳥はほととぎすにて一段落をなす。その意は君が古に戀ふる鳥と仰せられし鳥は定めてほととぎすにて候ふべしとなり。次に「ほととぎす」だけだしやなきしわがこふるごとを第二段落とす。その意はその霍公鳥は恐らくは私が古昔を戀ふる如

くに鳴きしならむとなり。かくいひてわれもその鳥の如くに古を戀ひ奉りて都に泣き居るよといふ意をあらはせるなり。

從吉野折取蘿生松柯遺時額田王奉入歌一首

○蘿生松柯 「蘿は和名抄に松蘿一名女蘿和名萬豆乃古介一名佐流乎加世とある植物にして、今もさるをがせ又「さがりごけ」といひて深山の松杉などの樹枝にかかりて長く垂れてあり。ここにては、松に對していへるなれば、ただ「ごけ」とのみよむべし。「生はムセル」とよむべし。本卷、下二二八に「子松之末爾蘿生萬代爾」とあるその例なり、「柯は玉篇に「音哥枝也又斧柄」と見えたり。「松柯は、まつかえ」とよむべし。

○遺時 「遺字元曆本、金澤本等多くの古寫本に、遺に作れり。さては遺字を正しとすべきに似たれど、いづれにてもあるべし。「遺字ならば、贈遺の義なれば、オクルル」とよむべく、「遺字ならば、ツカハセル」とよむべし。さてこの松枝を贈れる人は誰なるか、明記なしといへども、上の歌のつづきによりて弓削皇子なるべく思はる。

○奉入歌 「タテマツレルウタ」とよむべし。考に「イレマツル」とよみたり。されど、この「入」字は尊敬の意をあらはす爲に添へてかけるなり。延喜式祝詞に「齋内親王參入時」その他參入進入など古書にその用例多し。吉野より弓削皇子が蘿むせる松枝をめづらしとて贈られたるにつきて額田王の奉りし歌なり。

(一一三) 三吉野乃玉松之枝者波思吉香聞君之御言乎持而加欲波久。

○三吉野乃 卷一にいへり。

○玉松之枝者 「タママツガエハ」とよむ。「玉は美稱に止まりて深き意あるにあらず。本居宣長は玉勝間十三卷に於いて、萬葉集に「玉」とあるは、山の誤なること多しといひて、この「玉松も、山松の誤なりとし、玉松とかけるはこの一のみにして、しかも玉松といふことはあることなしといひたり。されどこれは岸本の攷證にも既にいへる如く、ただ一所のみなりといひて誤りとせば古書の貴重なる例證などはすべてとられぬ事ならむ。「玉を美稱として物名に冠すること」は古の風にして植物の名に冠せる例は、玉葛(卷三以下)、玉藻(卷一以下)その他後のものには、玉簪、玉椿、玉柳、玉柏、玉藤などいへること頗る多し。(本居翁自身の著述には玉の小櫛、玉の小琴、玉の緒、玉勝間、玉あられど、玉を好みて用るし人のかかる説あるは奇なりといふべし。玉松の枝といはずして、玉松が枝とよむはこの頃に、松が枝といふが普通のいひ方なりしが故なり。その證假名書なるは卷二十四四三九に「麻都我延乃都知爾都久麻渥」とあるにて知るべし。

○波思吉香聞 「ハシキカモ」とよむ。「ハシ」は愛すべき意をいふ古き形容詞にして、その假名書の例は卷三四七四に「波之吉佐寶山」又四七九に「波之吉可聞皇子之命乃安里我欲比云々」卷十八四一三四に「波之伎故毛我母」卷十九四一八九に「波之伎和我勢故」卷二十四三三一に「波之伎都麻良波」四三九七に「波之伎多我都麻」などあり。この卷二二〇に「愛伎妻等者」とかけるも、ハシキツマ

ラハとよむべきなり。「香聞」は「カモ」にして感動の助詞なり。

○君之御言乎 キミガミコトヲとよむ。御言は御ことばといふ事なるが、ここは恐らくは御文をさせるならむ。古は文歌などを木の枝などに結びつけて贈答せしなり。

○持而加欲波久「モチテカヨハク」とよむ。「モチテ」は上にいへる如く、松の枝に文歌などの結びつけられてあるをば、松がみづから持ち來れる由にいひなせるなり。「カヨハク」の「ク」の「事」の意の古言なるべく、「通ハク」はここにては「通ふことよ」といふほどの意なるべし。「通ふ」は往き來することをいふなり。

○一首の意 この吉野の玉松の枝はさるをがせなど生ひて面白きものなるが、さても愛すべきものなるかな。さるは、そのさまの面白きのみにあらず君が御言を持ちてここに通ひ來れることの故に一層愛すべく思はるとなり。これは松枝がわが君の御言を持ちてはるく、ここに通ひ來しことよといひて、贈り賜ひし君の好意を謝する意をわざと松にかこつけていへるなり。

但馬皇女在高市皇子宫時思穂積皇子御歌一首

○但馬皇女 天武天皇の皇女にして、御母は藤原鎌足の女氷上娘なること、日本紀天武天皇二年の紀に見ゆ。續紀に「和銅元年六月丙戌三品但馬内親王薨天武天皇之皇女也」と見ゆる但馬内親王これなり。

○在高市皇子宫時 高市皇子は天武天皇の皇子にして御母は智形君德善が女尼子娘なること日本紀天武天皇二年の紀に見ゆ。されば、この皇女とこの皇子とは異母兄弟にてましますなり。さて高市皇子はこの持統天皇の朝四年に太政大臣となり、十年七月に薨じたまひぬ。日本紀天武二年紀には「高市皇子命」と記し、又同紀持統十年紀にこの皇子薨去の條には「後皇子尊薨」と記し、又懷風藻なる葛野王の傳中に「高市皇子薨後皇太后引王公卿士於禁中謀立日嗣」とあるより推せば、草壁皇太子の薨後、皇太子としておはせしものと見えたるが、史にその立太子の事を佚せるものと見えたり。さて但馬皇女が高市皇子の宮におはせしはただにおはせしにあらで、妃としてましますべき爲なりしなるべし。古は異母兄妹の婚を認めたり。

○思穂積皇子御歌 穂積皇子は天武天皇の第五皇子にして御母は蘇我赤兄大臣の女大薨娘なり。この皇子は續日本紀によれば、靈龜元年正月に一品に叙せられ、同七月に薨せられしなり。「御歌」の字元曆本、金澤本等には、御作歌に作り、目錄にも「作字を加へたり。さてこの御歌はただに思ひ慕へるにあらで、竊に心を通したまひし趣に思はる。

(一一四) 秋田之穂向乃所縁異所縁君爾因奈名事痛有登母

○秋田之「アキノタノ」とよむ。秋の實れる田をさす。

○穂向乃 舊本「ホムケノ」とよみたり。契沖は「ホムキノ」とよむべきかといひ、童蒙抄は「ホナミノ」とよめり。これは既に契沖が傍證とせる卷十七、三九四三に「秋田之穂牟伎見我底利」の例によ

りて「ホムキ」とよむをよしとす。「ほむき」は稻穂の熟するにしたがひて一方に靡きより傾くことをいへるなり。

○所縁 舊本「ヨスル」とよめるを契沖は「ヨレル」と改むべきかといひ、上を「ヨレル」とよみ、下を「カタヨリニ」とよめば上下打合ふ由にいへり。「縁は元來「ヨル」とよむべき字にして「所」は「ル」の假名にあてたるものにして、その穂向はおのづからに穂の片方によるものなれば「ヨスル」とよむべきことにあらねば「ヨレル」とよむ方に従ふべし。

○異所縁 舊訓「カタヨリニ」とよめり。童蒙抄は「異」を「コト」とよみて、如の意とし、所縁を「ヨリシ」とよみたり。按ずるに卷十二(二四七)に「秋田之穂向之所依片縁吾者物念都禮無物乎」といふありて、上三句全く同じと思はれたれば、それによりて舊説に従ふをよしとす。但し「異所縁」を「カタヨリ」とよむことは攷證にいへる如く義訓たるに相違なけれど、その據は未だ明かならず。「カタヨリ」とは片方に向になびくことを「カタヨル」といふを體言にしていへるなり。上三句の意は秋田の實れる稻穂の穂向の片よりて靡くが如くの意にして、下の句を導く爲の料なり。

○君爾因奈名 「キミニヨリナナ」とよむ。古義には「ヨラナナ」といふ或人の説ありといへるが、それは古義も既にいへる如く従ふべからず。「ヨラナ」といへば「ナ」は既に終止すべき助詞にして、その下に再び「ナ」あるべきにあらず。「ヨリナナ」の末の「ナ」は卷一の最初の歌にある「キカナ」などの「ナ」と同じく用言の未然形を受けて冀ふ意をあらはす助詞にしてここには自らの希望をいふに用ゐるたるなり。而してその上の「ナ」は「な、に、ぬ、ぬる、ぬれ、ね」と活用する完了決定又は確め

の復語尾の未然形にして、その「な」の復語尾は、用言の連用形に屬するものなれば「ヨリナナ」といふべきものたるなり。さてこの「な」は中世以後の詞にては「よりなばや」といふに似たる語なり。さてこの上の「な」は確めの意あるものなれば「よりなな」は、必ず依り従はむと思ふといふ程の意なり。君は穂積皇子をさす。

○事痛有登母 舊訓「コチタカリトモ」とよめり。童蒙抄に「コチタカアリトモ」とすべしといへり。いづれにてもよかることなれば舊訓を改むるに及ばざらむ。「コチタク」は「コトイタク」の約なるが「コトイタク」は「言甚ク」にして甚く言ひ騒ぐさまをいふ。これを約めて「コチタク」といへる例の假名書にせるものは本集には見えねど、下なる同じ人の歌(一一六)に「人事乎繁美許知痛美」とあるに照してかくよまむことの無理ならぬを思ふべし。なほ「こちたく」は下にいふべし。この一句は反轉法によれるものにして、文理のままならば、最も上にあるべきなり。

○一首の意 秋の田の熟れる稻穂の一方に片より靡く如く、われも一向に君のみを頼み奉らむ。たとひ人言がいかにかにうるさくやかましく、世間の人が彼是といひ騒ぐとも。われはそれらを顧みることなくひたすらに君に心をよせ奉るとなり。

勅穂積皇子遣近江志賀山寺時但馬皇女御作歌一首

○遣近江志賀山寺時 遣字流布本遣に作れるが、そは誤寫にして、元曆本、金澤本、京都大學本其他多くの古寫本并に目錄に「遣」につくれるをよしとす。志賀山寺は續日本紀卷二に大寶元年八

月甲辰太政官處分近江國志我山寺封云々と見え又卷十三天平十二月乙丑幸志賀山寺禮佛とも見えたり。この寺は天智天皇の建立にして志我山に建てられしよりの名なるが本名を崇福寺といひ大寺として古に名高かりしが後に遷して園城寺に合せたり。その遺趾は見世村(今南滋賀村)の邊にありといふ。中世の歌に志我山越といへるも白川よりこの寺に詣づる道なりしなり。さてこの皇子をこの寺に遣されしこと史にのせずその理由も知りたきことなり。考に左右の御歌どもを思ふにかりそめに遣さるる事にはあらじ。右の事顯れたるに依て此寺へうつして法師に爲給はんとにやあらんといへり。されど必ずしもかく斷すべからず。攷證には造立の事かまたはさるべき法會などありて勅使に遣はされしなるべし。といへり。これも亦證なきことなれど或はこの方ならむ。

(一一五) 遺居而戀管不有者追及武道之阿回爾標結吾勢

○遺居而 古來オクレキテとよめるを童蒙抄にノコリとよめり。されど古來の訓に従ふべし。遺は通例ノコルとオクルともよむなり。これをオクルの義にとることは古言に旅などに行くと人に對してあとに遺りて居ることをオクルといへばなり。その例は卷第九一七七二に於久禮居而吾波也將戀卷十七四〇〇八に無良等理能安佐太知伊奈婆於久禮多流阿禮也可奈之伎とあるが如きこれなり。

○戀管不有者 コヒツツアラズハとよむ。戀ひつつ居らすしてそれよりはの意なり。かかる

際のズハの意は既にこの卷八六の下にいへり。

○追及武 舊訓オヒユカムとあり。契沖が及字をば日本紀及び本集にシクとよめるによりてオヒシカムとよむべし。いへるに従ふべし。そのシクは及ぶ意なり。古事紀上卷に亦云其追斯伎斯此三字而號道敷大神と見え又同仁德卷に夜麻斯呂邇伊斯祁登理夜麻伊斯祁伊斯祁阿賀波斯豆摩邇伊斯岐阿波牟迦母とあり。このイシクのイは所謂發語にしてそのシクはこの及字にあたり。このオヒシカムは今の語にてはオヒツカムにあたる。以上第三句までにて一段落なり。

○道之阿回爾 回を元曆本金澤本京都大學本等に廻の體につくれるも意はかはらず。さてこれを舊訓ミチノクマワニとよめるを攷證にクマミニとよむべしといひ卷五八八六の道乃久麻尾爾とあるを證とせり。回をミとよむことは卷一四二の荒島回乎の下に述べおきたれば往きて見るべし。阿は玉篇に曲也又水岸也と注せるによりてクマの義あるを知るべし。クマミにて結局隈々といふに同じかるべし。

○標結吾勢 シメユヘワガセとよむ。シメユフといふ語は本卷一五一に大御船泊之登萬里人標結麻思乎一五四に爲誰可山爾標結卷三四〇一に其山爾標結立而などあり。シメには後世いふシメナハの意もあれどここはしるしをいへるにて標の字の義よくあたれり。その意のしめの假名書の例は卷十八四〇九六に大伴能等保追可牟於夜能於久都奇波之流久之米多底比等能之流倍久とあり。さてこのシメは路しるべのしるしをいへるにてシメユフとはその

道しるべのしるしをば道の曲り所又は分れ路などの木などに結びおきてその道の行く手を後に來る人に知らしむるにて世にいふしをりといふにおなじ。そのシメをゆひおきてわが追ひ行かむに道のまがはぬやうに示しおきたまへとなり。わがせはよびかけて宣へるなり。せは女より男をよびていふ語なり。

○一首の意 君におかれてゐて戀ひつづつ苦みてあらむよりは一層のことわれは君のあとを追つかけて追ひつき奉らむ。さらむが爲には道の迷ひぬべき所々にしるしを結びおきてわれに知らしめたまへわがせの君よとなり。この歌は二段落にして三句切れの歌なり。然るに萬葉集に三句切の歌あるべからずとして強ひておひしかむ道とつづく意に説ける人あり。強ひ言といふべきのみならずかくてはこひつづつあらむよりは標結へといふ意になりて歌の意全く通らずなるべきなり。従ふべからず。

但馬皇女在高市皇子宮時竊接穗積皇子事既形而御作歌一首

○但馬皇女在高市皇子宮時 上にいへり。

○竊接穗積皇子事 竊接はヒソカニミアヒマシシコトとよむべし。接は説文に交也廣韻に合也會也とあり。

○既形而 代匠記にこの下に後字脱すとせり。目録には後字あり。按ずるにこの字あるをよしとす。形はアラハルルなり。大學に此謂誠於中形於外とあるその例なり。

人事乎繁美許知痛美己母世爾未渡朝川渡

○人事乎 ヒトゴトヲとよむ。人言の義にて人のいひ騒ぐをいふ。卷十四三四六四に比登其等乃之氣吉爾余里氏三五五六に佐宿都禮婆比登其等思氣志とあり。

○繁美許知痛美 シゲミコチタミとよむ。卷十二二八九五に人言乎繁三言痛三我妹子二去月從未相可母といふ歌あり。似たる趣の歌なり。これは人言をしけみ人言をこちたみといふべきを重ね略したるなり。しけみは繁く思ひにしてこちたみはこちたく思ひなり。しけくは頻繁にいはるるをいふ。こちたくは上にいへる如くこといたくの約まれるものにしてこの語の假名の例は未だ集中に見えず。卷七一三四三に事痛者左右將爲乎又卷十二三二二に甚毛不零雪故言多毛天三空者隱相管をこちくはこちたくもとよみたるなど同じ言の例とすべし。こちたくのことは言にしていたくは甚くの義なり。かくてもとはことによりさくいはるる義なるべきが言に限らずうるさき状をいふに用るたりと見ゆ。されば本集卷十二二九三八に人言乎繁三毛人髮三我兒子乎目者雖見相因毛無に毛人髮三をこちたみに用るたるもその義によれりと見ゆ。毛人は蝦夷人にしてその毛深きによりてかく古よりいへるがその毛人の髪が多くてみるからにこちたくありしより毛人の髪をこちたしと感じたるまま形容詞に借り用るしならむ。さて人言をしけみこちたみは人にしけくうるさくいひさわがるるによりての意なり。

○己母世爾 舊本「オノカヨニ」とよめり。然れどもこのままにてしかはよみ難きなり。契沖は「イモセニ」とよみたれど意通ぜず。考には「オノモヨニ」とよみ長々と説を立てたれど、要するに解すべからず。ここに於いて誤字説起り、略解は「母は、我の誤にて、オノガヨニならむといひ、宣長は「爾は、川河又は、水の誤にして、イモセガハならむといひ、守部は「母は、介の誤にしてその下に「流を脱せるにて、己介流世二ならむとし、古義には「己母は、生有の誤にして同じく、イケルヨニ」と訓めり。しかれども、かく二三字までも改めて己がよみに従はしめむとするは古書を取扱ふ態度としては最も忌むべきわざなり。或は字のまま、オノモヨニ」とよむこと攷證の如くすべきか、オノモ」とはいはれざるべきにあらねど、未だ例を知らねば決し難し。按ずるに、元暦本、類聚古集、古葉略類聚鈔、神田本、西本願寺本等には、母字なきなり。この字なしとせば、舊訓のままにてよきなり。されば、今姑くこれに従ふ。さて「世」とは人の生ける間をいふ。「竹のよ」とは節間をいふ如く、人の生れ出でてより死ぬるまでの間を「よ」とはいふなり。ここの「己が世」とは己がこの世に生れ出でてより今までの間をいへるなり。

○未渡 「イマダワタラヌ」とよむ。「未だ渡りしことなかりし」の意なり。「渡るは河を渡るをいへるものなるが、男女の逢ふ瀬を河を渡るにたとへていへること古に多し。本集卷四、六四三に「世間之、女爾思有者、吾渡痛背乃河乎渡金目八」

○朝川渡 「アサカハワタル」とよむ。「朝川渡るは川を朝渡るをいふ。語の例は卷一、三六に「船並氏旦川渡舟競夕河渡卷三、四六〇に「佐保河乎朝川渡春日野乎背向爾見乍」とあるを最も適切とす。

これにては「朝川渡る」といふ一の熟語の如くなれり。この意を考に「事あらはれしにつけて朝明に道行給ふよし有て皇女の慣れぬわびしき事にあひたまふをのたまふか」といへるをよしとす。守部は「今日迄知らぬ世のうき瀬を渡りて潔身し給ふよしなるべし」といへるが、それは例の強言なり。

○一首の意 われは此度の事によりて人にうるさくかれこれといひさわがるるによりて、自分が生れてから経験したる事もなかりし事をして川を朝疾く徒渡したることよとなり。蓋し、一時いづれにか身をかくしたまひし折の御歌なるべし。

舍人皇子御歌一首

○舍人皇子 即ち舍人親王にして、天武天皇の第三皇子御母は新田部皇女なり。日本紀の撰者にして、養老四年知太政官事となり、天平七年薨す。此皇子の御子大炊王天平寶字二年に即位あり。淳仁天皇これなり。かくて天平寶字三年六月この皇子に追號ありて崇道盡敬皇帝と稱し奉られたり。

○御歌 他の例によれば、御作歌とありて然るべき所なれど然あらず。これによりて補へる學者あれど、かくかける本一もなく、目錄にもしか見えぬ。されば古よりかくありしならむ。又考にはこの上に「贈與舍人娘子」の六字を加へたり。これもしかありてよき所なれど、それも諸本に見えねば、加ふるも強事なりとす。

(一一七)

大夫哉、片戀將爲跡、嘆友、鬼乃益、卜雄尙戀、二家里。

○大夫哉「マストラヲヤ」とよむ。「大夫をマストラヲ」とよむことは卷一にいへり。「ヤ」は疑の係助詞にして、こゝは反語を起せり。

○片戀將爲跡「カタコヒセムト」とよめり。片戀とは獨自ら思ふのみにて對手に通ぜぬ戀をいふ。片戀の文字は本卷一九六卷三三七二卷八一四七三等に屢見ゆ。又卷十一二七九六に「獨戀耳年者經管」とある。獨戀もカタコヒにしてその文字よくその意をあらはせり。又卷十二二九三三に「肩戀丹吾者衣戀君之光儀」とある。肩戀はその讀み方を示すものといふべし。さてせむは上のやに對しての結にして、大夫や片戀せむといふなる一句をなすものなるが、その意は「大丈夫たるものは相も思はぬ人を片戀すべきことかはすべきことにあらず」といふなり。「跡」は假名にして助詞トをあらはせり。

○嘆友 舊本「ナゲクトモ」とよめり。然るに「ナゲクトモ」と細井本にある由なれど、然る時は下に打合はず、舊本のままにてあるべし。

○鬼乃益下雄 舊板本「シコノマストラヲ」とよめり。然れども、元曆本金澤本等に「オニノマストラ」とよみ、契沖また「オニノマストラ」をよしとせり。これはもと「オニノマストラ」とよみたりしを仙覺が「シコノマストラ」とよむべく、按出せし所にして、契沖は古點にかへしたるなり。童蒙抄は又「鬼は思の誤かといひて、モヒノマストラ」とよめり。されど、その證を知らず。契沖は「鬼と

はみつから罵訓なり」といひたれど、かかる事は證なし。契沖の證とせる遊仙窟の「窮鬼故調人」とある。窮鬼はわが所謂おにの意にあらずして、俗にいふ貧乏神にして、他を罵る語なればこれを證とするは不當なり。次に「シコ」とよむべき事は如何と考ふるに、「シコ」といふ語の假名書の例は、卷八一五〇七に「志許霍公鳥」卷十一九五二に「慨哉四去霍公鳥」卷十三二七〇に「少屋之四忌屋爾」卷十七四〇一一に「多夫禮多流之許都於吉奈乃」卷二十四三七三に「意富岐美乃之許乃美多豆等」等あれば、かかる語ありしを見るべし。そのしこといふ語の義は古事記上卷に「豫母都志許賣」とかけるを日本紀卷一には「泉津醜女」と書き、その自注に「醜女此云志許賣」とあり。されば「志許」といふ語は「醜」字にあたるものと思はる。然るに、こゝに「鬼」字をかけるは如何。集中「鬼」字を「シコ」とよむべき所はこの外にもあり。卷四七二七に「萱草吾下紐爾著有跡鬼乃志許草事」二思安利家理」卷十二三〇六二に「萱草垣毛繁森雖殖有鬼之志許草猶戀爾家理」又卷十三三二七〇に「少屋之四忌屋爾」又「鬼之四忌手乎指易而」などこれなり。これらは「鬼」が「シコ」とよまるべくば「シコ」ノ「シ」何と重ねていへるものといふべきなり。この「鬼」字を「シコ」とよむべしとせば、それは「醜」字と相通するものなるべしとは何人も思ひ及ぶべき所なるが、然らば何故に通用しうるか。普通の見地にては「鬼」は「醜」の略字なりといふなり。古事記傳卷六には「本書を引いて」これらの「鬼」字を於爾と訓るは非なり。こゝは「醜」字の偏を略るか又「醜」女の意を得て「鬼」とは書かいつれにまれ「志許」なり」といへり。按ずるに「醜」を略して「鬼」とせる例はいまだ知らねば、「醜」女の意にて「鬼」を用ゐしならむ。和名抄に「日本紀私記云醜女志古或説黃泉之鬼也」とあり。日本紀通證

には神代記の醜女を注せるうちに「欽明紀魃鬼訓志古女則鬼之爲醜女可以知也」といへり。されば今いふ「オニ」といふことは古語「シコメ」なりしこと著し。今の「オニ」といふ語は元來漢語の「隱」の音より出でしことは和名抄に「鬼に注して和名於邇或説云於邇者隱音之訛也」といへるに明かなり。されば「オニ」といふ語この頃既にありとしても、元來は漢語なるなれば、鬼字即ち古語「シコメ」といひしなるべきが、それを「醜女」とかけるは醜に「シコ」の義ありてその「メ」は「女」の義としてあてしならむが、「シコメ」といふ本語に女の義ありしか如何は疑はしけれど、「醜女」とかけるによりて女性のものたるやうに思はれ易く、かくて「シコメ」即ち「女鬼」なるやうに思はる可ければ、女性ならぬ「シコメ」は「鬼」とかくやうにもなりしならむ。かくて「鬼」は「シコ」にあたるものといふやうになりしならむ。かくてその「シコ」の「鬼」字をばここにいふ「醜」字の義の「シコ」に假り用るしならむ。日本紀孝徳卷大化四年條に「高田醜之渠」とあるをも思ふべし。さてその「シコ」の本義をあらはす「醜」字に「ミニクシ」と普通に訓するは玉篇に「貌惡也」とあるに一致すれど、説文には單に「可惡也」とあれば、必ずしも貌にかけてのみいふ語にあらざるなり。かくて國語の「シコ」はその「可惡」の意にて、他に對しては物を罵りていふ語となり、自らに對しては或は自ら卑下し或は自ら嘲りていふ語となれりと思し。(諸注に自ら卑下する意と専らにいへるは不十分なり。)さてここは自ら嘲りていへることは明かなり。この「シ」の用法を上諸例にていへば、卷八卷十の「シコホトトギス」卷十七の「シコツオキナ」卷四卷十二の「シコノシコ草」は他を罵りていへる例にして、卷二十の「シコ」のミタテは自ら卑下していへるもの、この歌及び卷十三の「チ

ヤノシコ屋」「シコノシコ手」は自ら嘲けるものといふべし。「益ト雄」は「益ト」を「マスラ」「正ト」の義とよむによりて「雄」を加へて「ますらを」にあてたるなり。

○尙戀二家里「ナホコヒニクリ」とよむ。「なほは」やはりの意なり。

○一首の意 大丈夫たるものは片戀などすべき事かとは自ら勵ませども、やはり片戀に戀にてあることよ。ああ、われは眞の丈夫にあらずしてこのますらをなるよとなり。この御歌の片戀の相手たる戀人は歌には明かならねど、次の和歌によりて舍人娘子にありけりと知らる。しかも、これは片戀を嘆き給ふ由に宣ひ、又自ら嘲りて「し」のますらをとば宣へども、内實はその娘子の心を引き試みむ料によみたまへるなりけり。

舍人娘子奉和歌一首

○舍人娘子 この女の歌は卷一にもあり。事蹟はそこにいへり。舍人皇子の御名を以て按ずるに皇子の乳母即ち舍人氏にして、その女この娘子なるべければ、俗に所謂乳兄弟なりしが故に親しみもまししならむ。

○奉和歌一首 上にいへると同じ。

(一一八) 歎管大夫之戀禮許曾吾髮結乃漬而奴禮計禮

○歎管「ナゲキツツ」とよむ。語勢は下の「戀禮」につづくなり。

○大夫之 舊訓「マストラヲノコノ」とよめり。「ますらをのこ」とは異なる訓み方なる如くなれどかくよむべき例集中に少しくあり。卷九「一八〇一」に「古之益荒丁子各競」とある「益荒は、ますら」丁子は「をのこ」なるを以て「マストラヲノコノ」とよむべきなり。

○戀禮許曾 舊本「戀亂許曾」とあり。しかも「コフレコソ」とよめるは「亂」を「禮」の誤字なりと認めたるによる。古寫本につきていへば、金澤本、西本願寺本、大矢本、京都大學本に「禮」を「か」けり。これによりて「亂」は「禮」の誤なりと認むべし。元曆本には上の句とこの句とにて「ますらをのかくわふれこそとよめり。されど、かくといふ語をあらはせる文字なし。又古寫本中には「戀亂」にして「コヒミダレ」と旁訓せるもあれど、かくては「コソ」の處分に窮すべし。契沖はこの二句をば「マストラヲノコヒ、ミダレコソ」とよむべき由いへり。これ「マストラヲノコ」といふ語を無理なりとしての案なれば、傾聴すべき説なれど既に「マストラヲノコ」といふ語の例證あり、又「亂」は「禮」の誤寫なるべき證あれば、普通の説に従ふを穩かなりとす。さてこの「コフレ」は已然形にして「こ」は下の句に對して條件を示すものなるが、かかる場合に今ならば、接續助詞「ば」を添ふべきにこれを添へざるは古語の一格なり。而してその條件と下の句との結合は、た思想上の強度を支配する爲にその已然形の下に係助詞「ぞ」「こそ」等を添ふること亦古語の一格なり。この事は既に卷一藤原宮役民の歌の條にいへり。

○吾髮結乃 舊訓「ワガユフカミノ」とよめり。古寫本には或は「ワガモトユヒノ」とよめるもあり。この歌を古今六帖に引けるには「ワカモトユヒノ」とよめり。「髮結」は「ユフカミ」とよまるべき語

にあらず。童蒙抄は「結髮」の誤として「ユフカミ」とよませたり。されどこはなほ文字のままに「カミユヒ」とよむか若くは契沖のいへる如く六帖の訓に従ひて「モトユヒ」とよむべきなり。「モトユヒ」とは髮の本即ち髻を結ふといふ義より出でたる語にして和名抄に「髻音活和名以組束髮也」とあり。「束髮」を日本流にかけば「髮結」ともなるべければ之を「モトユヒ」とよまむも無理にはあらじ。「もとゆひ」は今「もとひ」といふ。髮を結ぶべき料の絲にして昔は紫色の組絲を用ひしなり。古今集戀四に「君こそすばねやへもいらじ。こむらさきわがもとのゆひに霜はおくとも」とあり。「もとゆひ」は正しくは「髻結」とかくべきなり。延喜式の神宮式の大神宮裝束のうち「髻結紫絲八條長五尺」とあり。さればここをも「髻結」とかくべきを誤れるなれば「髮」を「髻」と改むべしといふ説もある由なれど、必ずしも改むるに及ばず。さて「モトユヒ」は又「本結」ともかけり。延曆の皇太神宮儀式帳には「荒祭宮、月讀宮の裝束中には紫本結」と見え、瀧原宮の裝束には「紫本結糸」と見え、瀧原並宮、伊雜宮の裝束には「紫御本結糸」と見ゆ。これらによりて古「もとゆひ」が紫の組絲なりしを思ふべし。近き頃までも絲の元結は紫を用ゐたり。さてこの「もとゆひ」を延曆の皇太神宮儀式帳なる太神宮の御裝束物中には「御加美結紫八條長三尺」とかけり。これによれば「カミユヒ」ともいひしなり。されば、ここをも、文字のままに「カミユヒ」といひて、本結と同じ意を示したりしならむとも考へらる。然れどもその用例のなほ他に存するを發見するまでは通説に従ふを穩かなりとす。さてこの「もとゆひ」を釋して「髮」を結ぶべき料の絲なるが、やがて「髻」の事ともなれる也といひて、直ちに髮をさせりとやうにいふ説契沖古義などもあれど、し

か用ゐたる例を知らず。されば、こはなほ字のままに、實際の「モトユヒ」をさせりとすべし。
 ○漬而奴禮計禮「ヒヂテヌレケレ」とよめり。「ヒヂ」は上二段活用にして漬りぬるる意をあらはす動詞なるが集中假名書のものを見ず。古今集以下には例多し。この語は「ひづち」とは別の語なるを諸家混同して説けるは無用の事なり。「奴禮」は下二段活用の動詞にして普通には今いはゆる濡るる意の語なるが、ここには上に「ひぢて」といひたれば重言なるに似たり。按ずるにこの語は下の歌に「多氣婆奴禮多香根者長寸妹之髮」(二三)といふあり。又卷十四「三三八」に「伊波爲都良比可婆奴流奴流同卷三四一六」に「伊波爲都良比可婆奴禮都追」などあると同じ趣の語なりと見ゆ。これにつきて考には「さてここにあぶらづきてぬる」としたる髪をいふ。ぬれとはたがねゆひたる髪のおのづからぬる」ととけさがりたるをいふ。此下に多氣婆奴禮とよめる是也といへり。新考には膏づかば髪は却りてとけさがらざるべし。されば古義にいへる如くヒヂテヌレケレはただぬるる事にて云々といへり。されど、ただぬるる事とせば、ここにてはあたらざるにあらねど、たけぬれにはあたらす、況んやいはひづらの引かはぬるぬるといふには全く當らず。加之、全く今のぬるると同義とせば、ひぢてと同義たれば重言たるべし。重言はこの集に全くなしとはいはねど、歌としては拙なりといふべきに至らむ。按ずるにこのぬれも上述のその他のぬるも同一の語にして本義は今ぬるぬるすることといふ動詞なりしならむ。即ちその水分を多く含みたる意は本義にあらすして、ただ粘り滑るやうの義をあらはしたるにあらざるか。而して今ぬるぬるといふもこの動詞の終止形を

重ねていへるにて、ひぢてぬれければ今の語にていひてば、ぬれて「ヒヂテヌラする(ぬれれれ)といふ如き意なりしならむ。その他の語もしか説くべきならむ。かくて今のぬるといふ語はその本義より一步轉じ、分を多く含みたるものは多くぬらぬらするよりぬる即ちその義となりしならむ。かくてここはその本義の方を用ゐたるならむ。さて又かく本結のひぢてぬるるにつきては、考に「且鼻ひ紐解などいへる類ひにて人に戀らるれば、吾髪縮の解るてふ諺の有てよめるならん」といへり。今はこの縮の解くといふ説に従ひ難けれど、その趣は同じく本結のぬれてぬらぬらすることあるは人に戀ひられたるしるしなる由の諺のありしによりてかくよめるなるべし。末の「げれは上の「コッ」に對する結なり。

○一首の意 わが元結の濡れたるは何故ぞと思ひてあれば、大夫とます我が君が歎きつつ戀ひたまひつればにこそありけれとなり。

弓削皇子思紀皇女御歌四首

○弓削皇子 上にいへり。

○思紀皇女御歌 紀皇女は天武天皇の皇女にして御母は穗積皇子に同じくて妹にますこと日本紀に見えたり。されば弓削皇子と異母の兄弟にまします。考には御歌の御の下に「作字あるべし」として補へり。されど目錄もこの如くなれば、古よりなかりしならむ。

(一一九) 芳野河逝瀨之早見須臾毛不通事無有巨勢濃香毛。

○芳野河「ヨシヌガハ」今の吉野川なり。

○逝瀨之早見 舊訓「ユクセノハヤミ」とよめり。然るに金澤本には「ユクセヲハヤミ」とよみ、守部も亦しかよみ、之は「乎」の誤なりとせり。然れども諸本いづれも「之」にして異なる本なければ誤字説は従ふべからず。古義は「見」字なき本によらば「ハヤク」と訓すべしといへり。その「見」字なきは古葉略類聚鈔のみなれば必しも従ふべからず。さらばよみ方はいかにすべきかといふに「の……」(形容詞の語幹)といふ形のいひ方なくば、このよみ方無理なりともいふべきが、卷十五「三六四六」風波夜美於伎都美宇良爾夜杼里須流可毛などを必ずしも要するものにあらねばこのまゝにてよかるべし。さて「逝」は説文に「往也」といひて「ゆく」の訓あり。「ゆく」は流れゆくなり。「はやみ」は體言にとりなしていへれば、流れ行く川瀨の水の早きさまをいへるなり。以上二句は次に對する譬喩なり。されば「……」の如くと釋すべし。

○須臾毛 舊訓「シハラクモ」とよめり。略解には「しましくもとよみ、攷證は「シマラクモ」とよめり。「シマシク」といふ例は本集卷十五「三六〇一」に「之麻思久母比等利安里宇流毛能爾安禮也」同卷「三六三四」に「思末志久母見爾婆古非思吉又三七三一」に「之末思久毛伊母我目可禮且」とあり。「シマラク」といふ例は卷十四「三四七一」に「思麻良久波爾都追母安良牟乎」といふ例あり。然れども「シバラク」と假名にてかける例なければ、これは後世の語なるべければ、かくはよむべからず。

されば「シマシクモ」「シマラクモ」のいづれかによるべきが、今「シマシクモ」とよむ。意は文字の示す通り少時の間をさす。

○不通事無 舊訓「タユルコトナク」とよめり。契沖は「ヨドムコトナク」とよむべきかと案を出したりしが、略解以下之に従へり。「不通」を「ヨドム」とよめる例は卷十二「三〇一九」に「河余杼之不通牟心思兼都母」の「不通」は舊訓「タエザラム」とよみたれど、歌調をなさず。上の語の関係より「ヨドム」とよむべきは動くまじ。水の流れ通らずして滞りてあるを「よどむ」といふこと卷一「三一」にいへり。

○有巨勢濃香毛 「アリコセヌカモ」とよめり。かゝる語遣の例卷五「八一六」に「烏梅能波奈伊麻佐家留期等知利須義受和我霸能會能爾阿利己奴加毛」又卷六「一〇二五」に「千年五百歳有巨勢奴香聞」などあり。この「コセ」は今も「おこす」といふ語の上略にして、その未然形なり。「ヌ」は打消の意をあらはし未然形に屬する複語尾なり。「ありこす」は有りてくれるといふ意にして「ぬ」にてそれを打消したるなり。「かも」は疑の助詞なるが、こゝは反語にて希望の意をあらはせり。即ち「ありてくれぬのか、何卒ありてくれよ」といふ意となる。

○一首の意 芳野河の流れ行く瀨の早くして滞らぬが如く我等の相見むことも暫くも滞る事なくありてほしきものなり。即ち「はやく相見たし」となり。

(一二〇) 吾妹兒爾戀乍不有者秋芽之咲而散去流花爾有猿尾。

○吾妹兒爾「ワギモコニ」とよむ。

○戀乍不有者 上にある「戀管不有者」と同じく「コヒツツアラズハ」とよむ。意もおなじ。

○秋芽之「芽」字板本「芽」に作るは疑なく誤にして、多くの古寫本「芽」につくれり。契沖も亦これが誤字なる由をいへり。かくてよみ方は古より「アキハギノ」とよみ來れるは「芽」字としてよめること明かなり。「芽」を「ハギ」に用ゐることは集中例甚だ多く、攷證には百首ばかりある上にいへり。さてこの「芽」字につきては和名類聚鈔に「鹿鳴草爾雅注云秋音秋一名蕭音蕭波岐今案牧也國史用芳宜草楊氏漢語抄又用鹿鳴草並本文未詳」と見えたり。これによれば「芽」は正しくは「芽」なりとなる。この「芽」は廣韻に「芽胡護切草名」と見え玉篇に「莖胡故切草名」とある。「莖」字と同じ字なる由は掖齋の既にいへる所にして「互」と「芽」とは本來同字たるものとす。さてこの「莖」字は本草によれば常山の一名「互草」とあるに相當するものなるべきが、その常山は本草和名に「久佐岐一名宇久比須乃以比爾」とあり。その「クサギ」はわが萩とは似もつかぬものなれば「互草」の「莖」を「ハギ」にあてたるは怪むべしとす。さて又本集及び新撰萬葉集なるも近世の學者の意を以て改めたるものゝ外はいづれも「芽」とかきて「芽」とかけるものを見ず。これによりて木村正辭翁は「芽」は「莖」と別の字にして、もとより「芽」字の形をなせるものなり。されど支那の本來の萌芽の「芽」にあらずして本邦にて新につくれる文字なりといへり。そは「ハギ」の花の形は「キバ」に似たる故につくれる本邦の造字にして會意の文字なる由なり。この説一わたりはいはれたるやうなれど、よく考ふれば當らざるを見る。何となれば辨色立成にこの字を載せたる由なるが、

その辨色立成は本來漢籍なるに和訓を加へたるものと見ゆれば、本邦の造字といふ説は成立つべからず。さりとて「莖」字の通用なりといふことも亦成立つべからず。なほ箋注和名抄の注に新撰萬葉集を引けるには「芽」字新撰萬葉集上卷三見といへるは説き得て未だ詳ならずといふべし。この書に用ゐたるは「芽」の體のみにして「莖」の體のなきは既にいへる如くなるが、この書には和歌のみならず漢詩にも屢用たり。その例をいはゞ、上卷に

白露之織足須芽之下黃葉衣丹遷秋者來藝里(これは歌)

秋芽一種最須憐半萼殷紅半萼遷落葉風前碎錦播垂枝雨後亂絲牽(これは詩)

の如し。この外「蘂芽」「芽花」又下卷に「芽華」「秋芽」等見ゆ。されば、この頃「芽」字を「ハギ」に用ゐて漢詩にさへ詠ぜりしを見るべし。さて按ずるに本集には「芽」一字を「ハギ」にあててもあれど、多くは「芽」の二字をあてたり。この「芽」は蓋し、本草に「牙子」とあるに艸冠を加へしものならむ。この草は一名「狼牙」とも「犬牙」ともいはれたるものにして、本草和名に「うまつなぎ」といへるものなるが、この當否は今知るべからぬが、その植物の本草家の説明によれば、葉は三葉一帯にして蛇莓に似たりといへり。その三葉一帯なる點萩と似たれば「古牙子」を誤りて本邦の「はぎ」にあてしならむか。かゝる例は古今に少からず。この説は山本章夫の「萬葉古今動植正名」にもありされば「芽」とも「かきしが後」「芽」一字を用ゐるに至りしならむか。「ハギ」は秋花さくものなれば「秋芽」といひて花さける芽を言外にあらはせるなり。

○咲而散去流「サキテチリヌル」とよむ。萩の花の咲きてまもなく散りてしまひたるをいふ。

○花爾有猿尾 舊訓ハナニアラマシヲとよめり。考にはハナナラマシヲとよめり。いづれにてもあるべし。「ましをは上にいへり」。

○一首の意 吾妹子に戀ひつゝかく苦みてあらむよりは秋の萩の花咲きてさてとく散るその花の如く一層の事一思ひに死に失せなば心安からむとなり。上の高山のいはねしまきて云云の御歌と趣似たり。

(二二二)

暮去者鹽滿來奈武住吉乃淺香乃浦爾玉藻刈手名

○暮去者 舊訓ユフサレバとよめるを契沖ユフサラバとよむべしといへり。下の「來なむ」に對しての語なれば契沖の説に従ふべきなり。

○鹽滿來奈武 「シホミチキナム」なり。鹽は宛字にして潮をさせり。夕潮の滿ち來るならむとなり。以上にて一段落。

○住吉乃 「スミノエノ」とよむ。古寫本往往「スミヨシノ」と訓せるものあれど、そは平安朝以後の語なれば、本集には用ゐるべからず。この事は卷一「六五」に既にいへり。

○淺香乃浦爾 「アサカノウラニ」とよむ。「アサカノウラ」は攝津志に「淺香丘在住吉郡船堂村林木綠茂迎春霞香西臨滄溟遊賞之地」とあるその淺香丘といふは住吉神社の南なる細江の南にありし由なるが、その西の方の浦をあさかのうらといひしならむ。

○玉藻刈手名 「タマモカリテナ」とよむ。玉藻はたゞ藻をいへるに止まる。「ナ」は未然形に附屬

して、希望をいふ助詞なり。「テ」は「ツ」の未然形なり。その意は藻をからばやといふに略おなじきが、その句の上に「早く」といふ意を含めて解すべし。

○一首の意 夕暮にならば、夕潮みち來るならむ。かくては玉藻を刈ること能はざらむ。玉藻を刈らむには、引潮の間に手早くすべきわざなれば、早く住吉の淺香の浦の名の如く、水の淺きうちに玉藻を刈りてむとなり。これ比喩にして時おくれなば妨もあらむ。故障の出で來ぬ間に早くわが戀を成し遂げはやといふなり。

(二二三)

大船之泊流登麻里能絶多日二物念瘦奴人能兒故爾

○大船之 「オホフネノ」とよむ。下の「はつる」の主格たり。

○泊流登麻里能 「ハツルトマリノ」とよむ。古寫本に往々「トマルトマリ」とよめるもあれど、非なり。舟やどりするを「ハツ」といふは古語にして卷一に「フナハテスラム」とある條にもいへり。

ここに一二の例をあけむ。卷十五「三六九七」に「毛母布爾乃波都流對馬能安佐治山」又「三七二二」に「大伴乃美津能等麻里爾布爾波豆多都多能山乎伊都可故延伊加武」とあるなどこれなり。「泊」をこの「ハツ」といふ下二段活用の動詞にあてたる例は少からぬが、地名の「ハツセ」を泊瀬とかけるが多きは最も見易く且動くまじき證なり。「とまり」はその船のやどる所をいふ。上の卷十五の歌にも見ゆ。上二句は次の「タユタヒ」を導く序なり。

○絶多日二 「タユタヒニ」とよむ。「タユタヒ」といふは「タユタフ」といふ動詞の連用形を名詞にし

たるなり。卷四五四二に「常不止通之君我使不來今者不相跡絶多比奴良思又七一三に「垣穗成人辭聞而吾背子之情多由多比不合頃者」卷七一〇八九に「大海爾島毛不在爾海原絶塔浪爾立有白雲」卷十一二七三八に「天船乃絶多經海爾重石下何如爲鴨吾戀將止二八一六に「浦觸而物魚念天雲之絶多不心吾念魚國」卷十二三〇三一に「天雲乃絶多比安心有者吾乎莫恐待者苦毛」卷十五三七一六に「安麻久毛能多由多比久禮婆九月能毛美知能山毛宇都呂比爾家里」卷十七三八九六に「家爾底母多由多敷命浪乃宇倍爾思之乎禮婆於久香之良受母」などはその用言としての例なり。この動詞は動き揺れ靜まり定まらぬをいふ。こゝにては昔の大船は順風などなくば、沖へも出しがたく、さりとて邊にもよりがたく、波の上にゆらくとして、定まらず、しかも出づるにも入るにもとかく手間どるものなればいふ。このたゆたひはそれを體言にして原因の補格に用ゐたり。かくてこれまで三句は大船の泊りにはてむとて彼是たゆたふ如くに我もさまさまよと心をなやましさまよふによりての意なり。

○物念瘦奴「モノオモヒヤセヌ」とよむ。物を念ひて我が身は瘦せぬとなり。卷四七二三に「念二思吾身者瘦奴」卷十五三五八六に「和我由惠爾於毛比奈夜勢曾」などいへり。

○人能兒故爾「ヒトノコユエニ」とよむ。人の子といへるは多く人の妻なりといふ説あれど、必ずしも然らず。こゝに人の子とは皇女が未だ誰人の妻ともなりたまはぬによりていはれたりとおほし。この「ゆるゑ」なるものといふ意也とする説あれど、ゆるゑはいづこまでも原因理由をいふ語にして、古來の釋の不當なることは卷二二二にいへり。こゝも然り。即ち人の子

によりて「人の子に戀する故に」といふ義なりとすべし。古の語遣の今と異なる點は其故をば今は抽象的に「理由原因」といふ形式的の語とするに對して、古は其理由原因たる具象的事實をも含みたる意に用ゐたりと考へらる。されば古語の「ゆるゑ」は戀ならば「戀の故」他の事ならば「その事の故」といふ意をあらはしたるものなるべし。さてこの句は反轉して置かれたるなり。○一首の意 人の兒即ちわが知れる皇女を戀するにより彼や是やとたゆたひ物念ひする間にわれは身も瘦せぬとなり。

以上四首また一種の連作と見えたり、而して四首を連ねて一意をなすことは、卷一の安騎野の反歌、本卷の磐姫皇后御製とこれとここに三種あり。而してこれら連作がいづれも四首なることはかの絶句四句の起承轉結の法に倣へるものならむと思はる。しかも、この作はその法によく合せりとも思はれず、以前のものに比すれば劣れりとすべし。

三方沙彌娶園臣生羽之女未經幾時臥病作歌三首

○三方沙彌 この人傳詳かならず。諸家多くは之を日本紀持統天皇六年に十月壬戌朔壬申授山田史御形務廣肆前爲沙門學問新羅とあるその三形之僧たりし時の名とせり。攷證には「三方は名沙彌は僧なりしほどの官也」姓氏錄その外の書にも三方といふ氏の見えざるにても三方は氏ならざるをしるべし。又沙彌滿誓を四丁に滿誓沙彌とかけるにても三方は名なる事明けし」といへり。然れどもこの説は必ずしも首肯すべからず。先づ沙彌を官名の如

くいへるは不當なり。沙彌の義は下にいふべし。次に滿誓沙彌は滿誓は俗名にあらねば、これを沙彌の上に冠するは然るべき事にして後までも屢見る所なり。然れども三方の如き俗名をその上に冠せる例を知らず。又笠沙彌の如く氏を上にするは例稀ならず。これらによらば「三方」は氏なるべく考へらる。考には「三方」は氏沙彌は常人の名なること上の久米禪師の下に云り」とあり。然れども、この沙彌はなほ本義の沙彌にして名にはあらざるべし。攷證には「三方」といふ氏なしといひたれど、續日本紀桓武天皇延暦三年正月に従五位下を授けられたる人のうちに「三方宿禰廣名」といふあり。されば「三方」といふ氏なきにあらざるなり。なほ續紀聖武天皇天平十九年十月に「春宮少屬御方大野」といふがありて、姓を賜はらむといふその情願に對しての勅を載す。そのうちに「然大野之父於淨御原朝庭在皇子之列而緣微過被廢退朕甚哀憐。所以不賜其姓也」と見ゆ。さればここにも三方といふ氏ありといふべし。但し、契沖は上の御方大野の事を引きて「今、此に依に磯城皇子の事後に見えねば、此皇子廢せられ給へるか。沙彌と云者は若それなとにや」といへり。されど、其大野の父なる皇子が磯城皇子なりし由はこの勅にては明かならざるのみならず、磯城皇子は天武天皇崩御の前月に封二百戸を加へらるる由も見ゆれば、この皇子にあらざるは明かなり。惟ふに、前代の皇子にして、この大野の父たりし人ありて、天武の御代に罪ありて皇族の籍を除かれし人ありしならむ。それも、微過とあれば、國家皇室に關する罪にあらざりしならむ、しかも皇親籍を除かるるほどなれば、また甚しく輕微の事にもあらざりしならむ。而してこの御方大野の父とあれば、その人の時

既に臣籍に入りて三方の氏を稱したりにてもあらむ。かくて自ら佛門に歸し、三方沙彌と稱へしことなしともいふべからず。以上はいづれも證なき事にして強く主張すべき事にあらねど、三方といふ氏の存したりしこと、又三方沙彌といひうべき境遇の人のこの御世に在りと考へ得べき由をいへるなり。次に沙彌をば、攷證には僧の官名の如くいへるは甚しき誤なり。沙彌は十戒を受けて未だ修行熟せず、比丘となるまでの男をいふものにして、真正の僧にあらず。況んや僧の官などにはあらざるなり。この故に沙彌は沙門とは意義異なり。史に山田史御方の前身を「沙門」とかければ、ここに沙彌とあるとは一致せず。されば、山田史の前身なりといふ説はうけ難しとす。

○娶園臣生羽之女「園」は氏、臣は姓、園臣は日本紀應神卷二十二年に「即以苑縣封兒浦瀨別是苑臣之始祖也」とある氏にして、吉備稚武彥命の裔なり。「苑縣」は後の備中國下道郡曾能郷なり。本集卷六、一〇二七の歌の左注に「但或本云三方沙彌戀妻苑臣作歌」と記せるあり。蓋し、これと同じ人の同じ時の歌たる由なり。この歌の事は次にいふべし。「生羽」は「イクハ」とよむ。古語的「イクハ」といへり。この義をとれる名ならむ。この人の事他に所見なし。

○未經幾時臥病作歌三首「イクホドモヘズシテ云々」とよむべし。この三首は沙彌一人の歌にあらず、園臣女と贈答せるなり。而して當時の婚姻のさまとして、男先女の家に行き通ひたるなるべし。この故に「臥病」といへるその意は病に臥して妻の家に行くを得ぬによりて、よみて贈りしならむ。

(二二三)

多氣婆奴禮、多香根者長寸、妹之髮比來不見爾、搔入津良武香。三方沙彌

○多氣婆奴禮 「タケバヌレ」とよむ。タケといふ語は四段活用動詞にて、髮絲繩などをたぐりあぐる意をあらはす、タケルといふと意似たれど別の語なり。この語の例は次の歌に「多計登雖言」卷九一八〇九の歌に「蘆屋之菟名負處女之八年兒之片生乃時從小放爾髮多久麻庭爾卷十一二五四〇の歌に「振別之髮乎短彌青草髮爾多久濫妹乎師曾於母布」とあり。これらはいづれも髮につきていへるなり。又卷七一二三三の歌に「未通女等之織機上乎眞櫛用搔上檜島波間從所見」とあり。これは「タケ島」といふ名にかけたるが、機の上にある櫛形のものにて搔上ぐる事をいへり。又卷十四三四五一の歌に「左奈都良能乎可爾安波麻伎可奈之伎我古麻波多具等毛和波素登毛波自」卷十九四一五四の歌に「秋附婆芽子開爾保布石瀬野爾馬太伎由吉氏」とあり。これらは馬の手綱をかいくるをいへり。古今集雜下篋の歌に「思ひきやひなのわかれにおとろへてあまのなはたきいさりせん」とはとあり。これは網の繩などを手操るなり。以上の例にてこの語の意は略知られつらむ。この語の解につきては契沖は「たけとはたくればなり」なりとも、あとたとは同韻にて通すればあくると云古語かともいへれど、あぐると同じ語にあるべからず。考には「多我ぬれば我奴の約具にて、多具禮婆とあるを、又その具禮を約れば牙となる故に多氣波といへり」といへり。攷證は之を非として「多氣波とは髮をたぐり揚る事にてたぐればのぐれの反けなれば、多氣波はたぐれば也」といへり。されどこれらの約音説はいづれ

も首肯せられず。按ずるに「たぐる」といふ語は通常「手繰る」にて「手にてくる由に解すれど然にはあらずして「たぎくる」の約なるべし。然るときはこの「たぐ」は「たぐる」の約にあらずして「かへりてその基をなせる語なり」と考へらる。されど今はこの語亡びたれば「たぐる」を以て代へて釋すべきなり。「奴禮は上にもいへるが、ここは髮絲などの結べどもしまりなくほどけて垂るをいふ。

○多香根者長寸 「タカネバナガキ」とよむ。「寸」を「キ」の假名に借ることは既にいへり。以上二句少女の髮のさまをいへり。髮をたぐりあけねば、長きにすぎ、さりとてたぐりあぐるにはなほ短くて十分に結び上げられず、解け易きといふなり。

○妹之髮 「イモガカミ」なり。この髮の事につきて考別記に曰はく「凡そ古への女の髮のさま、末にも用あれば、くはしくはん。そもそも幼きほどには目ざしともいひて、ひたひ髮の目をさすばかり生下れり。それ過て肩あたりへ下るほどに末をきりてはなちてあるを放髮とも、童故ともなる兒ともいへり。八歳子と成てはきらで、長からしむ。それより十四五歳と成て、男するまでも垂れてのみあれば猶うなるはなりともわらはともいへり。(中略卷十六に橘寺之長屋爾吾率宿之童女波奈理波髮上都良武香などあり。かくてそのるねて後に髮あけつらんかといへる、この沙彌が歌と似たり。且髮の事も年のほどをもしろべし。後のことながら伊勢物がたりに、ふり分髪も肩過ぬきみならずしてたれかあくべきかてふも是也」といへり。この説参考に供すべし。

○比來不見爾「コノゴロミヌニ」とよむ。「比來の義は、近來におなじ」「比來の來は、元來、爾來、以來、本來、近來などの來にして、多く時を示す助語辭に用ゐたり」「比はもと近隣の義なるよりして、近の義に轉じて用ゐたるか、若くは比歳を近年の意に用ゐるより轉用したるが、いづれかの一途によりて、比來といふ語生じたるものなるべきがその意は、近來におなじ。この語は、もとより支那にて用ゐしなるべきが、六朝頃の俗語とおなじく、經傳には見えぬ字面なり。本邦にては、この頃に用例少からず。正倉院文書寶龜三年桑名眞公不參解南京遺文に載す中に、仍請樂作比來之間治作續紀天平十九年七月の勅昔者五日之節當用舊蒲爲纒比來已停此事、天平寶字二年七月の勅に、比來皇太后寢膳不安經旬日、神護景雲元年四月の勅に、比來諸國頻年不登寶龜十年十一月の勅に、又調庸發期具著令條比來寬縱多不依限などあり。「ミヌニ」は「ミヌ間ニ」といふ程の意なり。

○搔入津良武香 舊訓「ミタリツラムカ」とよみ、古今六帖には「みだれつらむか」とあり。されど「搔入」は普通には「ミダル」とよむべき字にあらず。元曆本には「かきいれつらむ」とよめり。契沖は「カキレ」とよむべきかといひ、本居宣長は「入は、上の誤にて、カキアゲツラムカなるべし」といへり。かくのごとくにして、諸説紛々たり。さて「入を、上の誤とする説は卷十六、三八二二に「橋寺之長屋爾吾率宿之童女波奈理波髮上都良武可」とあるによれるものなるべけれど、「カミアゲ」と「カキアゲ」とは語別なれば之によりて、「カカゲ」とよまむこと如何なり。守部はこの字のままにて、「タガネ」とよむべしといへり。されどこれも理なし。さてこの處文字の誤脱もやと見るに、「搔を

温故堂本京都大學本に「搔」とかける由なれど、かかる文字なければ、これはなほ「搔」の訛なるべし。然りとすれば、ここに文字はこのままにして訓を考へざるべからず。さてこの文字のままにては「カキレ」とよむより外なき如く見ゆ。されど髪をかき入るとは如何にすべきことにか、この訓み方を主張する人々の説をよみて、その意知るを得ざるなり。按ずるにこの「搔」字は美夫君志にいへる如く「騒」字の通用ならむか。三國吳志陸凱傳の凱の上疏中に「而更傾動天心、搔擾萬姓、使民不安」又加有監官、既不愛民、務行威勢、所在搔擾、更爲煩苛、晉書唐彬傳に「恐邊情搔動、使彬密察之」とあり。かゝる例六朝の文中に少からず。さては「騒」の義によるべきが、「騒」は説文に「擾」とあれば、「ミダル」といふ義あることは考へらるべし。而してこれの和歌に「亂有等母」とあれば、「ミダル」といふ説の從ふべきを見るべし。「入は、イル」といふ動詞をあらはせるが、「イリ」とも「イレ」ともよむべく従つて「搔入」をば「ミダリ」とも「ミダレ」ともよむべきやうに考へられ易し。されど、ここは「入」といふ字の意義にて用ゐられたりとは考へられねば、假名に用ゐたるものと見らるるが、萬葉集中「入」を假名に用ゐたる場合には、「リ」とのみ用ゐられて、「レ」といふべきものを見ず。その例卷七、一一六七に「朝入爲等磯爾吾見之莫告藻乎」卷九、一七二七に「朝入爲流人跡乎見座卷十一、一九一八に「容爾也君之慮入西留良武卷十二、三〇一二に「登能雲入雨零河之左射禮浪などなり。卷八、一六四四に「梅花袖爾古寸入津」とある「入は、レ」の假名の如くなれど、然らずして「イ」の意明にしてその約なり。日本紀にも景行卷に「直入物部神宣化卷に「檜隈慮入野」舌事記宣化段に「檜桐之慮入野」など古より「入」を「リ」の假名に用ゐしを見る。さればここも「リ」にして「ミダ

リとよむべし。「ミダル」といふ語は今ならば下二段活用にすれど、古くは四段にも活用したるなり。今「みだり」といふはその四段活用の語より出でたるものなり。「ツラム」は「ツ」といふ確述の複語尾に「ラム」といふ推量の複語尾を重ねたるものなり。「カ」は疑の助詞なり。

○三方沙彌　これは作者を注記せるなれば、多くの古寫本に小字にせるをよしとす。かく注せるは次の女の歌に對して先づ女に贈れる歌なる由を示せるなり。

○一首の意　わがはじめてあひし時搔き揚ぐれば、長さ足らずして垂れ下り、搔き揚げずにおけば、長きにすぎたる我妹子の髪は、われ近頃病に臥して往き見ねば、さぞ長くのびて亂れてあるべきならむかと。これは後世に女の鬢そぎといふ女子成年の式は許嫁たる男のするわざ、未だ許嫁せざる時は父兄等の代る。なるを以て推し考ふるに、古夫もてる女の髪は夫とある男の理めし風俗などありしによれるなるべし。

(二二四)

人皆者、今波長跡、多計登雖言、君之見師髮、亂有等母、娘子

○人皆者「ヒトミナハ」とよむ。元曆本神田本には「人者皆」とありて「ヒトハナミ」とよめり。いづれもあしきにあらねど、今本のまゝにて意通れり。「人皆者」の例は卷十二「一一〇」の歌に「人皆者芽子乎秋云」あり。「人皆の」といへる例は卷五「八六二」の歌に「比等未奈能美良武麻都良能等」あり。○今波長跡　古來「イマハナガシト」とよみしが、古義には「イマハナガミト」とよむべしといへり。されど「ナガシ」といふがわろしといふ理由もなく、必ず「ナガミ」といふべき道理もなければ、もと

のままにてあるべし。わが髪も今はのびて見る人毎に今は長くなりたりといひての意なり。この「とは」といひての意を含めて解すべく、これより下の「雖言」につづく語脈なり。この「今は」といふ語には多少の意こもれり。これは今まで問題にせざりしことの今問題となりしを語るものにして、年もやう／＼長けて、今は男もつべきほどになりたればといふ如き心持の含まれあるならむ。

○多計登雖言「タケトイヘド」とよむ。「タケ」は上の歌にいへる「タク」の命令形にして、髪上げをせよといへどの意あり。髪を上ぐるは女の男せることをあらはす古の風俗なりしならむこと上にもいへり。朝鮮の風俗は今も然り。この「イヘド」は上の句の「ナガシ」といふ語と、この「タケト」といふ語の二を並べ受けたる面白き語法にして、歌に力を添ふるところ少からず。従來上の句の「と」を「トテ」と譯して、それを「タケ」につづくものとせるは當らずとす。

○君之見師髮「キミガミシカミ」とよむ。「君」がかの時見たまひし髪なればの意を含めたり。

○亂有等母　舊訓「ミタレタレトモ」とよめり。多くの古寫本また然り。神田本には「ミタリタレトモ」とよみ、童蒙抄に「ミタレタリトモ」とよみ、古義には「ミタリタリトモ」とよめり。この「等母」を「ドモ」とよむと「トモ」とよむとによりて、歌の意頗る異なるに至るべし。「ドモ」とよむときは上の「イヘド」といふ語に勢同じくして文勢收拾すべからざるなり。これは「トモ」といふ假設條件としていふ語にすべし。この「トモ」は假設條件を否定して下に接する意なれば、たとひ亂れてありとも君がみし髪なれば、そのさまをかふるに忍びず。そのままにあらむとなり。さて「亂有」

は「ミダレタリ」にても「ミダリタリ」にても差支なきなれど、上の歌にむかへて「ミダリタリ」とよむべし。

○娘子 多くの古寫本歌の下に小字にてこの二字あり。よりて之を加ふ。流布本は誤りて脱せるなり。この文字脱せるが爲に、その歌主知られず。従つて種々の臆説生じ、代匠記の初按に「園臣生羽女の五字脱せり」とし、考及び攷證にはこの歌の前に「園臣生羽之女和歌又は……報贈歌一首の如き題詞脱せり」とし、従つてこの贈答三首各その題詞の落ちうせたるならむとまでいへり。されど、上下の歌には「三方沙彌」の注あり、ここにも「娘子」とあれば、各々題詞ありしが脱せりなどいふ説は全く無用の事なりとす。ここの歌の記載方は、上の久米禪師(九六一—一〇〇)の贈答歌と趣同じ。

○一首の意 如何にも君が宣ふ如く、髪も多少は延びたれば見る人毎に、今は長くなれりといひ、又さては髪揚げしたまへかしなどいへども、こはわが君の見ましし髪なれば、君に見せずして髪のをさまを變ふべきにあらねば、たとひ多少亂れてありとも、われは君に會ひ奉らむまではこのままにあらむと思ふとなり。卷十一「二五七八」に「朝宿髪吾者不梳愛君之手枕觸義之鬼尾」とあるに感情相通じ、又伊勢物語に「くらべこしふりわけ髪もかたすぎぬ君ならずして誰かあぐべき」といへるに趣似たる點あり。

橋之、蔭履路乃、八衢爾、物乎曾念、妹爾不相而。三方沙彌

(二二五)

○橋之 「タチバナノ」なり。橋はいふまでもなく、かの田道間守が垂仁天皇の勅を奉じ、常世國に行きて傳へ來し菓樹なり。和名鈔菓類に「橋」に注して「和名太知波奈」とあり。

○蔭履路乃 「カゲフムミチノ」とよむ。古都の大路市の衢驛路などに菓樹を植ゑしめられたるなり。この事は古く、日本紀雄略天皇の十三年紀に「餅香市邊橋本」と見え、類聚三代格卷七に載する天平寶字七年の乾政官符には

右東大寺普照法師奉狀、傳道路百姓來去不絕。樹在其傍、足息疲乏。夏則就蔭避熱、飢則摘子噉之。伏願城外道路兩邊栽種菓子樹木者、奉勅依養。

とあり。これは京城市等にはもとよりありしを京城以外に及ぼさむと願ひしが許されしなり。かくてこの事永き制となりしと見え、弘仁十二年の官符にはその路樹を斫損するを禁ぜられ、延喜式雜式には「凡諸國驛邊植菓樹、令往還人得休息」本集卷三には「門部王詠東市之樹作歌」(三〇九)あり。これは何の樹とも明記せられねど、菓樹たるには疑なし。橋の植ゑられしことの例は古事記應神卷の御歌に「和賀由久美知能迦具波斯波那多知婆那波」とあるにても知らる。ここに「橋の蔭履む」といへるは上の乾政官符に「夏則就蔭避熱」といへる如く事實に基づける語なりと見え、その橋の繁茂して日蔭のありしことを想像するに足れり。以上二句は八衢といふ語を導かむ料の序なりとす。

○八衢爾 「ヤチマタニ」とよむ。「チマタ」は道股の意にて道の岐るる所をいふ。「ヤ」は數の多きをいふ。古事記上卷に「居天之八衢」といふ例あり。即ち八衢は岐路の多くて迷ひやすきにたと

へたるものにして、この句は次の物思ふさまの比喻なり。

○物乎曾念 「モノヲゾオモフ」なり。心をなやますなり。

○妹爾不念而 「イモニアハズテ」とよむ。「アハズシテ」とよめる本もあれど「アハズテ」にてよしとす。本来は「ズシテ」なるべきがそれを約め、打消の「ズ」より「テ」につづく形とすることは古語の一格なり。その假名書の例は卷五、八七九の「阿米能志多麻乎志多麻波爾美加度佐良受豆」をはじめ例多し。さてこの句は反轉法によれるものなれば、首にめぐらして釋すべし。

○三方沙彌 これは沙彌の歌なる由を注せるなり。多くの古寫本に小字にせるをよしとす。沙彌が上の答歌を得て更に娘子に贈れるなり。

○一首の意 われは久しく吾妹子にあひ見ることなれば、戀しさに堪へず、種々に物思ひ亂れてありとなり。按ずるに、この歌上にいへる如く、卷六にもありて、それは「橘木爾道履八衢爾物乎曾念、人爾不知所」二〇二七と見え、その第二句、第三句、第五句かはれり。この歌は天平十年秋八月二十日右大臣橘諸兄公の家の宴によめる歌にしてその左注に「右一首右大辨高橋安磨卿語云故豊鳥采女之作也。但或本云三方沙彌戀妻苑臣作歌也。然則豊鳥采女當時當所口吟此歌歟」といへり。即ち今のこの歌をば、この説の如く、時と所とに似付かはしく歌ひかへたるものなるべし。

石川女郎贈大伴宿禰田主歌一首

○石川女郎 この名の人の事紛はしく分け難きこと既にいへる所なり。

○大伴宿禰田主 この人の事は元曆本などに題詞の下に注して「即佐保大納言大伴卿之第二子、母曰巨勢朝臣也」とあり。大納言大伴卿は上の「一〇一」の歌をよめる安磨にして、母巨勢朝臣は「一〇二」の歌の巨勢郎女なり。これによりて巨勢郎女が安磨の妻となりしこと著しくその間に生れしがこの田主たるなり。この人の事史に見えず。

(一二六) 遊士跡、吾者聞流乎、屋戸不借、吾乎還利於曾能風流士。

○遊士跡 舊訓「タハレヲト」とよめり。古寫本「アソヒヲト」とよめるもあり。童蒙抄には「ミヤビトト」とよみたれど、官人と紛はしきによりて玉の小琴に「ミヤビヲト」とよむべしといへり。この遊士は下の「風流士」と同じ義なるべきものなるが、遊士とかける例は卷六、一〇一六の歌に「海原之遠渡乎遊士之遊乎將見登、莫津左比曾來之」とある左注に「右一首書白紙懸著屋壁也。題云蓬萊仙媛所賣、纏爲風流秀才之士矣。斯凡客不所望見哉」とあり。この左注なる「風流秀才之士」は即ち歌の中の「遊士」に相當するものにして、この歌の下の「風流士」は「風流秀才之士」を略したるものなるべく、畢竟同義たるべし。されば、この遊士は風流の士といふ義なるべければ、「タハレヲ」とよむは當らざるべく、「ミヤビヲ」とよむ方まされりとす。但し、その假名書の證を知らず。風流には「ミヤビ」とよむべき意あり。卷五、八五二に「鳥梅能波奈伊米爾加多良久美也、備多流波奈等阿例母布左氣爾于可倍許曾」といふ歌あり。この「ミヤビ」の連用形を體言化して「ヲ」につ

けたる語なり。

○吾者聞流乎「ツレハキケルヲ」なり。君は風流の士なりとかねて噂にわれは聞きたるをといふなり。

○屋戸不借「ヤドカサズ」とよむ。吾に宿を借さずなり。われを止むることをせずしてなり。この「ず」は終止にあらず連用にして、下のわれをかへせりにつゞくなり。

○吾乎還利「ツレヲカヘセリ」なり。

○於曾能風流士。この「風流士」も舊訓「タハレヲ」とよみたれど、上の説明によりて「オソノミヤビヲ」とよむべし。「オソ」は「遅シ」の語幹にして、こゝは心の働きの鈍きをいひ、愚鈍の義にして今の俗の「マヌケ」といふが如き意をあらはせり。卷九、一七四一の歌に「常世邊可住物乎、刀己之心柄於曾也、是君」とある、「オソ」も亦これにしてその本の長歌「一七四〇」には「世間之愚人」と書けるにて意知らるべし。

○一首の意。この歌二段落にして第四句までを第一段落とし、第五句また一段落なり。その意は君は風流才士なりと吾はかねて聞きたる故にわれは慕はしさに堪へずして昨夜君の許に到れりしに、吾を止めむともせず、われをすけなく還したまへり。これ何事ぞや。風流才士といはれたるは果して信か。信ならば、わが君を訪ひし眞意はやくもさとりべきに、之をもさとりえずしてありしは果して風流秀才の士といふをうべきか。さても愚なる風流秀才の士よとなり。なほこの歌の事は左注に委し。

大伴田主字曰仲郎、容姿佳艶、風流秀絶、見人聞者靡不歎息也。時有石川女郎、自成雙栖之感、恒悲獨守之難、意欲寄書、未逢良信、爰作方便、而似賤嫗、已提鍋子、而到寢側、哽音跣足、叩戸諮曰、東隣貧女、將取火來矣。於是仲郎暗裏非識、冒隱之形、慮外不堪、拘接之計、任念取火、就跡歸去也。明後女郎既恥自媒之可愧、復恨心契之弗果、因作斯歌、以贈謔戲焉。

○字曰仲郎。こゝの字は支那風の字なりとおほし。仲郎とは田主が第二子なりしによりていへるならむ。仲は伯仲叔の仲にして第二子をさすに用るたり。郎は男子の稱なり。

○容姿佳艶。艶は美色なること卷一にいへり。

○風流秀絶。風流は瀟洒にして世俗に超脱せをいふ。晋書王獻之傳に「少有盛名、而高邁不羈、風流爲一時冠」とあり。こゝも風流の時輩に抜んで秀でたるをいふ。「秀絶」の絶は「卓絶」「冠絶」などの「絶」の如く群を抜き、類を絶つをあらはす語遣なり。

○自成雙栖之感。雙栖は思ふ人と共に栖ふをいふなり。文選第二十三潘岳悼亡詩に「如彼翰林鳥、雙栖一朝隻」とあり。感は思ひなり。

○恒悲獨守之難。獨守之難は文選第二十九古詩第二首に「蕩子行不歸、空牀難獨守」とあるによりてかけり。獨り空牀を守ることの難きをいふ。

○意欲寄書。寄はよせ傳ふることなり。

- 未逢良信 信は使者なり。韻會小補古者謂使曰信也とあり。
- 爰作方便 方便は佛經の語なり。翻譯名義集卷七引淨名疏云方是智所詣之徧法便是菩薩權巧用之。能巧用諸法隨機利物故云方便と見えたり
- 似賤嫗 嫗は老年の女をさす。和名鈔に嫗に和名於無奈とあり。こゝはオミナとよむべし。石川女郎が賤の嫗に扮ちたるなり。
- 已提鍋子 鍋は古寫本多くは鍋につくれり。金と土との差あれど、いづれもナベをさせり。和名鈔瓦器類に辨色立成云鍋古禾反奈閉今案金謂之鍋瓦謂之鍋字或相通とあり。子は支那にて名詞の下に添ふるに用ゐる字なり。扇子、倚子、銚子、拍子等例多し。これ火を納れむ料としたるなり。
- 到寢側 田主の寢ねたる側をいふ。
- 哽音 哽は説文に語爲舌所介也と見ゆ。ムセブ、ムスなどの訓あれど、こゝは老女の聲色をつかふをいへり。
- 跣足 跣は古寫本多くは躡につくる。躡は廣韻に曲也、俛也、促也と注し集韻には躡躡不伸也と注す。躡は玉篇に躡躡行不進也とあり。いづれにしても老女の足もとのたどくしきさまをいへるなり。
- 叩戸諮曰 諮は玉篇に謀也問也とあり。こゝはハカリテとよむべし。
- 東隣貧女將取火來矣 火種を近隣に乞ひしは往時の實狀なり。それを得むが爲に山をも越え行きしことは御伽譚に残り傳はれり

- 暗裏 暗きうちなり。
- 非識冒隱之形 冒は玉篇に覆也とあり。物をかふりてその形を被ひかくせるを冒隱之形といへるなるべし。
- 慮外 思慮の外の義。晋書毛璵傳に事乖慮外とあるに意おなじ。今の俗語とは異なり。思ひもつかぬ事なればといふ程の事なり。
- 不堪拘接之計 拘は説文に止也とあり。接は説文に交也とあり。拘接とは止めて交るをいふ意なるべし。
- 任念取火 任念は念のまゝなり。
- 就跡歸去也 跡は類篇に步處也とあり、就は増韻に従也とある意なり。女郎の歩むあとに従ひて送り出すことなり。
- 明後 夜明けて後なり。
- 既恥自媒之可愧 自媒は文選第三十七曹植が求自試表に夫自銜自媒者士女之醜行也とありて媒を介せずして自ら嫁するをいふ。
- 復恨心契之弗果 心契は心に豫期せしことをいふならむ。
- 以贈謹戲焉 謹字流布本諺に作れど意をなさず。元曆本に謹とあるをよしとす。謹は諧諛の熟字にて見る如く、新撰字鏡には太波夫留と注せり。諛戲二字にてたはぶれたりとよむべし。

大伴宿禰田主報贈歌一首

○報贈歌「コタヘオクレルウタ」とよむべきか。考に「報贈を和」と改め、守部なども之に賛同せるは僻事なり。「和」といふ以上はそれに同意共鳴せざるべからざるものなるを忘れたるなり。これは止むを得ず、その詰問に答へたる歌なるべければ唱和とはいふを得ざるなり。

(一二七) 遊士爾吾者有家里屋戸不借令還吾曾風流士者有

○遊士爾吾者有家里 上の如く「ミヤビヲニワレハアリケリ」とよむべし。吾は風流士なりけりとなり。これにて一段落なり。

○令還吾曾 舊訓「令還をカヘセル」とよめり。古義は之を改めて「カヘセシ」とよめり。「令は、ス」をあらはし、令還の二字にて「カヘス」なり。されど「カヘス」は下二段活用にあらずして、四段活用なれば「カヘセシ」といふべきにあらずして「シ」をつくるならば「カヘシシ」とよむべきなり。さて「カヘセル」とよむ時は、有か在かの文字を加へてあるべきに、これなきを以てしかよむべき理由なければ「カヘシワレゾ」とよむべし。

○風流士者有 舊訓「タハレヲニアル」とよみたるが「風流士は、ミヤビヲ」とよむべきこと既に述べし所なるが、者字ある以上たゞ「ニアル」とよむべきにあらねば、略解の如く「ミヤビヲニハアル」とよむべし。古義に「者」を煮の誤としたれど證なきことなれば従ふべからず。「者」一字を「ニハ」と

よめること前後に例多し。

○一首の意 君は我をおその風流士なりと嘲られたれど、然らず。我こそは眞の風流士なれ。何ぞといふに、君の如き淺はかなるばかりに惑はされず、そのまゝ還らしめたる我こそ眞の風流士なるよとなり。これもまた戯れを以てこたへたるなり。

同石川女郎更贈大伴田主中郎歌一首

○同 この字類聚古集、古葉略類聚鈔及び本書目録になし。考には之を衍なりとして省けり。されど多くの古寫本ここにこの字あれば、理由なくばあらず。按ずるに、これは上の三首の贈答に引つゞきてそれに關聯するものなれば、その事を知らせむ爲か、若くは石川女郎の名は前より屢出でて紛はしければ、上の贈答せし人なるを知らせむが爲なるべし。

○更贈 「更」字を衍なりとして考に省きたり。されど、これは上の「同」と關聯して更めて再び贈れる由を示せるなれば、省くは筆者の眞意をさくらぬわざなるべし。

○大伴田主中郎 「中郎」も「仲郎」も同じ義なり。代匠記に「仲郎」の誤なりとす。されど、畢竟同義なれば、改むるにも及ぶまじ。童蒙抄にこれを「ナカイツラコ」とよみたれど、これは支那風の字なれば、音によむべきなり。又ここは目録に「大伴宿禰田主」とあるによりて、こゝを誤として目録の如くにすべしと考、攷證等に主張し、檜鳩手に「聞大伴宿禰田主足疾贈歌」と改作せれど、いづれも強事なり。

(二二八) 吾聞之耳爾好似葦若末乃足痛吾勢勤多扶倍思

○吾聞之「ワガキキシ」なり。

○耳爾好似 流布本「ミニニヨクニバ」とあり。仙覺は「ミニニヨクニル」とよみ、古義は「ヨクニツ」とよめり。この一二巻の用字を見るに「バ」といふ如き特別の意ある助詞を記さぬ例なければ「ニバ」とよむは穩ならず。古義の説は一往理ある如くなれど、かくては二段落となりて歌調くだくべし。仙覺の説をよしとす。「耳」とはきゝたる事をさす古語の一用法なり。卷十一「二五八一」に「言云者三三二田八酢之」とある、その例なり。さてこの「ニル」は終止の用法にあらずして連體として下の「吾勢」に對しての限定をなす格たるなり。その意はわがかねて噂に聞きし所の如くにあるわが兄といふなり。

○葦若末乃 舊本「若末」とかき「アシカビノ」とよめり。これにつきては古來種々の説あり。先づこの「若末」の文字につきて、古葉略類聚鈔に「若生」とあるによりて、本居宣長はそれによらば「アシカビノ」と訓すべしといひ、攷證には「アシカビノ」とせり。訓は古點に「アシノハノ」とよみたるを否として仙覺は「アシカビノ」とよめり。拾穂抄は「アシノハノ」を可とし、代匠記は「アシワカノ」とせり。略解には宣長説によりて「アシノウレノ」とし、守部また同じ説なり。按ずるに「アシカビ」は葦牙とかける如く、葦の芽ざしをいへるなれば「若末」「若生」といふ文字に必ずしも當らず。而して「若末」といふ文字はあるべくもあらねば「若末」なるを誤りしならむ。集中往々「末」「未」混同せ

ればなり、而してその「若末」は「ウレ」とよむべきなれば「アシノウレノ」とよむとせる説をよしとす。「若末」の字面は卷十の詠鳥の長歌に「神名備山爾明來者柘之左枝爾暮去者小松之若末爾里人之聞戀麻田山彦乃答響萬田霍公鳥都麻戀爲良思左夜中爾鳴(三九三七)とありて古來「ウレ」とよみて異論なき所なり。この「ウレ」につきては別に委しく論ぜるが故に、今略すべきが「ウレ」といふ語は普通に「末」と同じとのみ考へられたるやうなれど、新しく生長し行く末をいへるものにして生活しつゝある植物にのみいふ語なれば「若末」の文字よく意をあらはせり。又「若生」とありとても、なほ「ウレ」とよむに差支なきことなり。それらは上にいへる「うれの考」にいひたれば、今略す。

○足痛吾勢 古點に「アシイタワガセ」とよみしを仙覺が改めて「アナヘクワカセ」とよみたるが、京都大學本の一の訓には「アシヒク」とありといふ。童蒙抄には「アシヒカハアセ」とよみ考には「アシナヘワカセ」とよみ、その他古義には「アナヤム」とし、岡本保孝は「アシイタムワカセ」といひたり。按ずるに「痛」字には「蹇」の義なければ「ナヘグ」の訓従ひがたし。考に「アシナヘ」と體言に改めたるは更に悪しくしたるものにていよく、従ひ難し。古義の「アナヤム」といひ、用言とせるはよけれどなほ十分に首肯し難し。按ずるにこの「足痛」は左注に「足疾」と書けるに照して考ふるに、これは「足疾」とかきて體言とし、ここは「足痛」とかきて用言としてあらはしたるならむ。かくてその「足疾」の文字は卷四六七〇の歌に「月讀之光二來益足疾乃山乎隔而不遠國」とあり。又「足病」とかけるあり。卷七「二二六二」の歌に「足病之山海石榴開八峯越」これら「足疾」「足病」いづれも「アシ

ヒキとよむべきものなるに照して考ふれば、その用言たるものは、アシヒクなるべきことは疑なかるべし。されば新考の説によりて、アシヒクとよむべく、意義は足疾になやむ義とすべし。

○勤多扶倍的 「ツトメタブベシ」とよむ。「ツトメ」は日本紀舒明卷に「慎以自愛矣」の「自愛を」ツトメヨとよめり。この自愛の義を以て釋すべし。「タブ」は「たまふ」の古語たり。

○一首の意 われはかねて君が足疾になやみたまふと聞きたり。昨夜御目にかゝりし時見れば果してわが聞く通りにて違なき事なるを知りたり。されば、随分いたはり、自愛したまへやとなり。これ多少愚弄する意ありと見らる。

右依中郎足疾贈此歌問訊也。

○右依中郎足疾 「中郎」を諸家仲郎の誤とせり。されど、上の題詞に既に「中郎」とあれば、必ずしも誤にあらず。足疾は如何なる症なりしか、知るべからず。

○贈此歌問訊也 「訊」は玉篇に「問也」と注す。「問訊」二字にて「とぶらふ」なり。

大津皇子宮侍石川女郎贈大伴宿禰宿奈磨歌一首

○大津皇子宮侍石川女郎 「侍」字流布本、侍に作るは誤にして、多くの古寫本によりて「侍」なるを見るべし。「侍」は侍婢從女などの意にして古語「マカタチ」といへりと見え、日本紀の訓にこの語あり。欽明卷に從女の訓にこの語を用るたり。類聚名義抄には「嬪」に「マカタチ」の訓あり。この人上に屢あらはれたる石川女郎又は石川郎女と同じき人なりや否や。ここに「大津皇子宮侍」

と特にことわれるを見れば、或は別人なるべきにや。元曆本には注して「女郎字曰山田郎女也」とあり。然らば上にある「女郎大名兒也」とは全く別人たり。

○贈大伴宿禰宿奈磨歌 宿奈磨は元曆本に注して「宿奈磨宿禰者大納言兼大將軍卿之第三子也」といへり。この大納言兼大將軍卿とは大伴安磨にして、宿奈磨は實にその第三子たり。この人續日本紀によれば、和銅元年正月に從六位下より從五位下に叙せられ、靈龜元年五月には左衛門督に任ぜられ、養老元年正月に正五位下に叙せられ、養老三年七月に始めて按察使を置かれし時、安藝周防二國の按察使に任ぜられ、同四年正月に正五位上神龜元年二月に從四位下を授けられき。その歿年を知らず。

(一一九) 古之、嫗爾爲而也如此許戀爾將沉如手童兒。一云戀乎太爾忍金手武多和郎波乃如。

○古之 舊訓「イニシヘノ」とよめり。されど、古の嫗といふ語は穩かならねば、童蒙抄に「トシヘニシ」とよみたり。されど、古を「トシヘヌ」とよむも理無なきことなり。考には「フリニシ」とよむべしといへり。四音となれど、これをよしとす。

○嫗爾爲而也 舊訓「チウナニシテヤ」とよめり。されど、「チウナ」といふ假名にては、女の義にして、嫗の義にあたらす。古寫本には「オムナ」又は「オウナ」とかけるあり。代匠記には「オムナ」といひ、考に「オヨナ」とし、攷證に「オミナ」とせり。この中、考にいへる「オヨナ」といふ語は古今にその例證

なき語なれば従ふべからず。「オムナ」といふ語は、和名鈔に「嬬字に注して於無女」と訓し、靈異記中卷の訓釋に「嬬於于那」とあり。又新撰字鏡には「嬬於彌」とあり。按ずるに、嬬は老女をいふ漢字なればその義に該當するやうに訓むべきなり。さて「ナミナ」「ナムナ」といふ時は普通の女をさせるものにして老女の時には「オミナ」「オムナ」とよむべきものなるが、その「オ」は大の義をあらはせるなり。かくてこれは又「オウナ」ともいへるが、その源は「オミナ」にして一轉して「オムナ」となり、再轉して「オウナ」となれるなり。かくて、新撰字鏡にも「於彌奈」と見ゆれば、それより古き時代のこの集にてはもとより「オミナ」とよむべきなり。「ニシテ」は「ニアリテ」の意なり。今俗語「デアツテ」といふにおなじ。「ヤ」は疑の助詞にして、係となり、反語を起す力あり。

○如此許「カクバカリ」とよむ。この語の假名書の例は卷十五、三七三九に「可久婆可里古非牟等可彌豆之良末世婆」とあり。「ばかりは今ほど」といふに似たり。

○戀爾將沈「コヒニシヅマム」とよむ。「シヅム」は俗に泣き沈むといへるにて知らるべく、臥沈みて泣くをいふ。

○如手童兒 舊訓「タ、ワラハコト」とよみたれど意をなさず。古寫本には「テワラハノコト」とよめるもあり、「タワラハノコト」とよめるあり。これは下一説にある「多和良波乃如」と同じ語なるべきによりて「タワラハノゴト」とよむべきなり。契沖ははじめ「タワラハ」とよみしが、後その清撰本に句々異なるものをあけたるものなれば「テワラハ」とよむべしいへり。されど、これは第三、四句の異なるを示さむとてあけたれど便宜下句全體をも示したるものと見るをうべきも

のなれば、契沖の説必ずしも當れとすべからず。「タワラハ」といふ語の意義につきては契沖はその代匠記の初稿には「はめのなどの手をはなれぬをいふべし」といひ、考には「母の手さらすひたす程の乳兒をいふ」といへり。然るに、攷證にこの「た」は「發語にて、たもとほり、たばしる、たわすれ、たとほみ、などいふ類のた也」といへり。されど、この發語といへる「た」は用言の上には多くつきてこの他にも「たやすし」「たなびく」などの例あるものなるが、名詞の上に加へたる例はなし。されば、これはなほ「手の義の著しきものにして考などの説によるべし。なほ手童兒といへる例は卷四、六一九に「幼婦常言雲知久手小童之哭耳泣管」とあり。

○一云戀乎太爾忍金手武多和良波乃如 此の十六字流布本別行大字にせること左注の如し。されど、元曆本類聚古集等に小字にして本文の下に注記せるをよしとするによりて、今それに従へり。これこの一説には第三、四句の異なる傳あることをいへるなり。而して「太字、良字多」は「大」に作れるが、大矢本京都大學本等に「太、良」につくれるをよしとするによりて、今正せり。その三四句は「コヒラゲニシヌビカネテム」とよむべし。意は明かなり。

○一首の意 年を多く經來し嬬にてある我が戀によりてかく手童兒の泣きて物を乞ふ如く譯もなく思ひ沈むは如何なる事ぞ。まことにわが戀は小兒の如くすぢもたたぬ事よと切なる心をうたへるなり。

長皇子與皇弟御歌一首

○長皇子 卷一六〇にいへり。

○與皇弟御歌 「與は、アタフル」とよむべきか。皇弟は何人にましまさむか。皇子の同母弟ならば、弓削皇子なり。日本紀天武卷に「妃大江皇女生皇子與弓削皇子」とあるにて知るべし。然れども、皇弟は元來天皇の御弟をさす語なれば、皇子の弟の義とするは例に違へり。怪むべし。「弟」といふ語當時男女に通じて用ゐられたれば、或は當時の天皇の皇妹に呈せし歌か。いづれにしても不明なる事といふべし。

(一三〇)

丹生乃河瀬者不渡而由久遊久登戀痛吾弟乞通來禰

○丹生乃河 「ニフノカハ」とよむ。この名の川處々にあり。されど恐らくは大和なる丹生河ならむか。さて大和にては芳野宇智野兩郡を流れて吉野川の支流なる丹生河最も著し。この川の上には名高き官幣大社丹生川上神社ありて古來知られたるなり。この川の事は大和志に「宇智郡丹生河源出自吉野郡加名生谷經丹原生子等至靈安寺村入吉野川」と見えたり。この附近はかの内野のあるなるのみならず、後に、井上内親王、他戸廢太子などの幽閉せられて、その後御陵墓も亦この地附近にあり。靈安寺といふもその御靈を鎮め奉らるる爲の社なれば、この邊古より皇室に縁故深かりしなり。よりに思ふに、長皇子とこの皇弟なる方と二皇子この川の彼方此方に住みたまひしならむ。

○瀬者不渡而 舊訓「セハワタラテ」とよみたり。されど「ワタラテ」は後世の語遣なれば、契沖は

「セハワタラズテ」とよめり。これに従ふべし。「ズ」より「テ」につづくるは中間に「アリ」又はその代用なる「シ」などを略せるものなるが、この期にこの用法既に存せり。例へば、卷五「八七九」に「阿米能志多麻乎志多麻波禰美加度佐良受」八八一に「阿良多麻能吉倍由久等志乃可伎利斯良受」など例多し。河の瀬をば渡らずしてなり。

○由久遊久登 流布本「遊」を「遊」に誤れり。多くの古寫本みな「遊」とかけるを正しとす。よみ方は古來「ユクユクト」とありて、異説なし。その意は契沖は「天舟のゆくらなどよめるに同じ」といひ「思ふ心のはかゆかでのびのびなる意なり」といへり。略解には「又物思ひにたゆたふ也」といひたり。然るを攷證にはこれらを「あまり思ひすぐしたる説也」と評し、さて拾遺集なる菅原道真公の「君がすむ宿のこするのゆくゆくとかくるるまでにかへり見しはや」といふ歌を基として「菅家はこの御歌の由久遊久等を修行と心得給ひしと見えたり」といひ、なほ「これによりてことをば修行と心得べし。まへに丹生の川瀬はわたらすてといひくだしたるにては、修行の意なるを知るべし」といへり。されど、ここは「戀痛」といふ語をあらはむ爲の前置なれば、「修行」といふ語にては何の意もなき事なれば、なほ「ゆくらのゆくらの意と見らる。ゆくらのゆくらは猶豫ふ心にて卷十七「三九六」に「大船乃由久良由久良爾思多吳非爾伊都可聞許武等麻多須良武情佐夫之苦卷十九「四二二」に「於保夫爾能由久良由久良耳於毛可宜爾毛得奈民延都都可久古非婆」など、戀ひ慕ふ心の狀の形容に用ゐたるは、このこと同じきを見るべし。

○戀痛 舊訓「コヒイタム」とよめり。契沖は之によりて「戀怛て心の痛むなり」といへり。童蒙抄

には「コヒワブ」といへるが、意義は通すれど「痛を」ワブとよむは如何なり。考は「コヒタム」といひて説明なけれど、蓋し「コヒイタム」を約していへりとせるならむ。略解には「コヒタキ」とよみて「いと戀しきを強くいふ詞也。愛るを愛痛といふが如し」といへり。守部の説も略之に同じ。今按ずるに「メデタキ」などこの「戀痛」とは詞の類別なるべし。「愛痛は「メデイタキ」といふ詞よりいでたる如くに見ゆる字面なれど、これは元來、めでたきといふ形容詞なるを偶然「愛」と「痛」との二語を合せたるに似通ひたれば、借りてかく表せるに止まるものならむ。然るに「こひたき」といへる形容詞のあるべしとも思はれず、又古來の文獻にその證なければ、略解の説には従ふを得ず。攷證は又「コヒタム」とよみて、その「タム」は「集中回轉」などの字をよみてものなづみゆく意にいへり。されば「こひたむのたむはまへのゆく」とへかかりて戀になづみて行たむ意也といへり。されど回轉の意の「たむ」は行動又は道路などにいひて、しか戀など心の上を用ゐたりとは思はれず、攷證の説も僻せりといふべし。これはすなほに文字通りに「契沖説」の如くに戀ひ痛むにてよかるべし。但し、字餘りとなればよみ方は考の方に従ふべきか。

○吾弟 舊訓「ワガセ」とよめり諸家多く之に従へり。古義には「アオト」とよむべしといへり。これは、皇弟の實體如何によりてよみ方に變動を生すべきが、その實體明かならねば、いかによむとも確定的のものにはあらざるべし。契沖は此に弟の字をかける端作に皇弟とあれば意を得て「義訓せり」といひて「ワガセ」とよませたり。今姑く之に従ふ。

○乞通來爾 舊訓「コチカヨヒコネ」とよめり。代匠記には「イデカヨヒコネ」ともいひ略解それを

決定的にとり扱へり。「乞」を「コチ」といふ語に用ゐたる例は卷七、一〇九七に「吾勢子乎乞許世山登卷六、九二〇」に「越乞爾思自仁思有者卷七、一三三五」に「阿自呂人舟召音越乞所聞卷十二、二九七三」に「越乞兼而結鶴言下紐之所解日有米也」等あり。又「乞」を「イデ」とよむべきは卷一(八)に既に例あり。意はいづれにても通すべきさまなるが、通來るといふ語によくあはせむには「コチ」の方によるべきならむ。「來爾」を「コネ」といふは「コ」にて命令希求の語法をあらはせるに更に「ネ」といふ懇に念を推す意の終助詞を加へたるなり。その例は古事記中神武卷の歌に「志麻都登理宇加比賀登母伊麻須氣爾許泥」といふなどあり。

○一首の意 我は吾弟の君を見まほしく思へど、丹生の瀬を渡ることを得せずして君を戀ひさまさまに心を痛めつつあるなり。吾弟の君よ。願はくは御身より此方へ通ひ來たまへかしとなり。

柿本朝臣人麿從石見國別妻上來時歌二一首并短歌

○柿本朝臣人麿 卷一(二九)にいへり。

○從石見國別妻上來時 人麿は大方京に在りし人なりしことは前後の歌によりて知られたり。然るにここに石見國より上り來るとあるによれば國司としてその國に在任せしことありしならむ。その官職の程を考ふるに、史籍に記載する所なければ、守介などの顯職にあらず、掾目などのうちにありしならむか。かくてこの歌妻を國に止めおきて上京せるなれば、任滿ちて

歸京せし時にはあらずして、朝集使などとなりて、上京せし時の歌ならむ。朝集使は諸國より介掾目等を使として朝集帳を持ちて京に上せて辨官その他式部省兵部省等に就いて、雜政并に考選を申すなり。畿内は十月一日に上り、諸國は十一月一日に奉る。延喜式によるに調を貢する石見國の行程は上廿九日下十五日なり。されば、人麿が朝集使としての石見國發程は十月の朔日頃より遅くとも十日頃までにありしことを想像しうべし。この妻何人なるか、明記なければ次に依羅娘と記せる、その人なるべし。然るに考の別記に人麿に妻四人あるかなどの説ありて、この妻と次の依羅娘とは別人なりとせり。されど、妻は字義によれば齊也とありて、嫡妻にのみ用ゐるべき字にして、妾をも妻とかくことは、この時代既にあるべきにあらず。考及びその説に贊せる諸家の説強言なりとす。攷證にはこの下に、四首の二字脱せりといひて補へり。然れども本集の體例しか定まれるにあらず。ここは長歌を主としていひたるなればこのままにてあるべきなり。

(一三二)

石見乃海、角乃浦回乎、浦無等、人社見良目、滿無等、人社見良目、能啖八師、浦者無友、縱畫屋師、滿者無鞆、鯨魚取海邊乎、指而和多豆乃、荒磯乃上爾、香青生、玉藻息津、藻朝羽振、風社依米、夕羽振浪、社來緣、浪之共、彼緣此、依玉藻成、依宿之妹乎、一云波之伎余思、露霜乃置而之來者、此道乃八十隈、每萬段、顧爲騰、彌遠爾、里者放奴、益高爾、山毛越來、奴夏草之念、之柰要而、志怒布良武、妹之門

將見、靡此山。

○石見之海 古來「イハミノウミ」とよみしを。考には「イハミノミ」とよむべしといへり。これは日本紀神功卷の歌に「二所共に阿布彌能彌」淡海の海とあるを據としての事なるが、従ふべきに似たり。

○角乃浦回乎 舊訓「ツノノウラツヲ」とよめり。略解には「ツヌノウラマヲ」とよみ、古義には「ツヌノウラミヲ」とよめり。「角」は元來地名にして、和名鈔郷名に「石見國那賀郡都農乃」とある、これにして後世専ら「ツノ」といひ、今「都農津」といへる地その主點たり。さて「ツヌ」ツノ同じ語にして、音に古今の差あるなるが、この地名當時「ツノ」といひしか「ツヌ」といひしかと考ふるに本集卷十七「三八九九」にある「都努乃松原」とかける地は卷三「二七九」に「角松原」とかけ、又古事記仲哀卷に「高志前之角鹿」とかける地名を同應神卷の顔に「都奴賀」とかけり。されば古は「ツヌ」といひしなるべく、「農」も古「ヌ」の假名に用ゐるしことは、卷五「八八二」に「阿我農斯能美多麻多麻比豆」など、集中いづれも「ヌ」にのみ用ゐたり。されば古「ツヌ」とよびしならむ。「浦回」の「回」を「ミ」とよむべきことは卷一「四二」にいへり。「浦」は和名鈔に「四聲字苑云浦名古反和大川旁曲渚船隱風所也」とあり。「浦」はその浦のあたりなり。されば「ツヌノウラミ」とは今の都農津を主點としたるその邊一帯の海濱をさせり。さてその妻は國府におきたるなるべければ、ここはそこより東四五里にあり。

○浦無等 舊訓「ウラナミト」とよみたるが、又「ウラナシト」とよめる古寫本もあり。考には「ウラナ

シトとよめり。「ナミ」といは、その下にその歸結の語存せざるべからざるものたるが、ここにはしかよむべき理由なければ、ナシトとよむをよしとす。「浦無し」の義は契沖が「能浦なし」といへるをよしとす。

○人社見良目「ヒトコソミラメ」とよめり。「社」を「コソ」とよめるは古語と見えたり。日本紀孝徳卷大化二年二月の條に「神社福草」といふ人あり。又天武卷上に「社戸臣大口」といふ人あり。この「社戸」は「コソ」へとよみて、日本紀孝徳卷の注に「阿倍渠曾倍臣」とかけるに同じき氏なり。これは攝津國島上郡古曾部の地に因みある氏なるが、この外「社」が「コソ」といふ語にあたる證少からず。その「コソ」をば「こ」に助詞の「ソ」に借り用ゐるしなり。「ラメ」は「ラム」の已然形にして、上の「コソ」の係に對する結なるが、この「ラム」は通例終止形所屬の複語尾なるが、上代には上一段活用の動詞に限りて、その連用形より「ラム」「ラシ」につづけたるなり。今「ミラム」と假名書にせる例をあけむに、卷五八六二に「比等未奈能美良武麻都良能多麻志末乎」又八六三に「伊毛良遠美良牟比等能等母斯佐」とあるにて知るべし。これを「みるらむ」の略といへるは當らず。もとより古の語法の一格なり。「みらむ」の語遣は古今集にも見ゆ。

○瀧無等「カタナシト」とよむべし。「瀧」は玉篇に「瀧」と同字なりとし、廣韻亦然りとせり。されば新撰字鏡にもこの字に「加太」と注せり。「カタ」といふ語は和名鈔にも見えたり。それらの「カタ」は干瀉の義にして普通にはいづれもみな然釋せり。而して日本海岸は概して干瀉少き地なるが、これは古今を通じてかはらざるべし。然るにここに考ふべきことあり。そは他にあら

ず、日本海岸にて「カタ」といへるは太平洋岸にての「カタ」といへるものとは異にして、一種の鹹湖をさす名稱として用ゐるたるが、この事は古代よりと見ゆ。この「カタ」は海岸にありて、砂洲にて海と界せる湖水にして、古來名高き象瀉、八郎瀉の如きはもとより、若狭の三方郡の名は今もある、三の瀉より出でし名なり。又但馬に二方郡といふが、ありしも、今は七美郡と二方郡と合せて美方郡といふ、古は二の瀉ありしが故なるべし。その他、山陰、北陸、東山の沿海には瀉の名ある地頗る多きが、陸奥に「十三瀉」(青森縣)加賀に「柴山瀉」(河北瀉)能登に「邑知瀉」(越後に「鎧瀉」等は今も存す。又地名に瀉とありてその地に今瀉なきは、其の地海中に陥没せしならむ。而して、かかる瀉は通常風景よき地なれば、「出羽」の象瀉の如きことに名高し、この「カタナシト」も亦よき瀉なしといふ義なるべし。

○一云磯無登 この「一云」は一本にかくあるをいへり。「イソナシト」とよむべし。但し、これはよしとは思はれず。

○能咲八師 流布本に「能嘆八師」と「嘆」字をかきたれど、これを「エ」とよまむは無理なり。元暦本大矢本等多くの古寫本に「咲」とあるを正しとす。これは、卷十一「二六五九」に「縦咲八師」(卷十二「二八七三」)「縦咲也」(卷十三「三二二五」)「吉咲八師」(浦者無友)とあるなどにて「咲」を「エ」にて用ゐたるを見る。この「咲」は「笑」の俗體の字にして「ゑ」が「ほ」「ゑ」つほの「ゑ」にあたる語なり。さて又この「よしゑやし」といふ語の全く假名書なる例は、卷十五「三六六二」に「與之惠也」(卷十七「三九七八」)に「與思惠夜之」とあり。これにてそのよみ方を確むべし。さてこの語は先づ「ヨシエ」と「ヤシ」と

に分ちて見るべき語なり。「ヤシ」は古事記上卷に「阿那邇夜志」又本集卷七一三五八の「波之吉也」思などの「ヤシ」におなじく感嘆の意ある間投助詞「ヤ」と「シ」とを重ねたるなるが意の主點は「ヤ」にありて「ヨ」といふに似たり。さればこの「ヨシエヤシ」の主たる意は「ヨシエ」といふにあり。「ヨシエ」といふは本集にては別に卷十二「二五三七」に「心者吉惠君之隨意」といふあり。さてこの「ヨシエ」も亦「ヨシ」と「エ」とに分ち見るべきものにして、その「エ」は感嘆の終助詞にして、日本紀天智卷の童謠に「愛俱流之衛」阿例播俱流之衛又本集卷四「四八六」に「吾者左夫思惠卷十四「三四〇六」に「安禮波麻多牟惠」とあるが如く、すべて終止するをうる形につくものなり。さればこれはただ「よし」といへるなり。この「よし」は次に「縦字」をかける如く、そのままに任す意をあらはすなり。かくてその意は後世の「ままよ」といふにも似たるが、ここにては「よしゑやし」にて後世の「よしや」といふ語に似たる意と用とをなせり。即ち「よしや云々なり」ともいふべき關係の語遣なりとす。

○浦者無友 古來「ウラハナクトモ」とよみ來れるを玉の小琴に「ナケドモ」と改むべしといひ、之を古言の一格なりと論じてより人多くは之に従へり。されどこれは上に「よしゑやし」と許容放任の語法をとれるに對する語法にして、必ず假設の戻續條件なるべきこと古今一貫せり。如何に古言なりとも、假設の條件をば已然形よりすることあるべからず。されば舊訓の如くにてよし。かくの如き語の實例は卷十五「三六六二」に「與之惠也之比等里奴流與波安氣婆安氣奴等母」などあり。形容詞の未然形又「ク」より、ともにつづけたる例は卷十五「三七六四」に「山川乎奈可爾敝奈里豆等保久登母」などあり。或は之をば「石見國」には事實上、よき浦なく、よき潟なきに

よりて「なけども」といへりといふはこれまた人間の生きたる言語を知らぬ空論なり。かかる場合に「人が悪くいふならさうにしておけ」などいふなら、人の悪くいふが事實なる場合にも「なら」といふ假設條件を用ゐて、それに拘泥せぬ場合の語遣とするを見よ、血ありて活ける人の言語は空論にて變更しうるものにあらず。

○縦畫屋師 「ヨシエヤシ」とよむこと上に同じ。この「縦」を「ヨシ」とよむは、その語の本義を示せる正字なり。延喜式太政官式に「史仰云縦謂曰與志」とあるが如きその適例にしてこれはゆるす意をいへる語なり。「畫」はその「エ」なる音をとりて借りたる假名なり。

○瀧者磯者無鞆 「カタハナクトモ」とよむこと上の「ウラハナクトモ」に同じく、その語の意も同じ。「一云」は上の場合と同じく「イソハ」とありとなり。但し、これはもとより本行の方によるべし。

○以上一段落なるべし。上四句のさまは卷十三「三二二五」に「天雲之影塞所見隱來笑長谷之河者浦無蚊船之依不來磯無蚊海部之釣不爲吉咲八師浦者無友吉畫矢寺磯者無友奥津浪諍榜入來白水郎之釣船」に似たるが、それはその「よしゑやし……」との下にそれに對する歸結の語あるに、ここにはその歸結の語なし。されども、この下に契沖が「人は浦もなく潟もなしと見るとも吾ためには故郷にして妻とたぐひてすめば浦なし瀧なしとも思はず、住よしとなり」といへる如き意ありとす。されば、この歸結の語を略したる格にしてそれを含めて解すべく、随つてここに一段をなすなり。

○鯨魚取 「イサナトリ」とよむ。海の枕詞なり。日本紀允恭卷の歌に「異舍儼等利宇瀨能波麻毛

能」とあり。又本集卷十七三八九三に「伊佐魚取比治奇乃奈太平今日見都流香母」ともあり。「イサナ」は鯨の事にして卷三三六六に「勇魚取」とかける勇魚の義なり。仙覺抄又詞林采葉抄に引ける壹岐風土記に鯨伏西在郡昔者鮑罈追鯨鯨走來隱伏故云鯨伏云々俗云鯨爲伊佐」とあり、

○海邊乎指而 舊訓「ウナビヲサシテ」とよみ、攷證などに之をよしとせれど、その證とせる卷十四「三三八一」の「奈都蘇妣久宇奈比乎左之氏等夫登利乃」を證とすれども、これは地名なるべくして、ただ海邊といふにあらぬことは古義に既に論ぜり。さて卷十八四〇四四に「波萬部余里和我字知由可波宇美邊欲利牟可倍母許奴可」とあるによりて「ウミベヲサシテ」とよむべし。さてこの下に「行ク」といふ語を置きて考ふべし。

○和多豆乃 舊訓「ニギタツノ」とよめり。これは仙覺の按出せしものにして、これは下の歌に「柔田津」とあるより考へつきしことなるべきが、この國にかかる地名の存せりといふ證なき限りは無理なることなり。ここはなほ文字のまま「ワタツノ」の四音によむべし。これは今渡津村とて角津の東にある地をさせるならむ。その名義は江川の渡の津の義なるべし。

○荒磯乃上爾 舊訓「アライソノウヘニ」とよみ、代匠記に「アリス」ともよみ、考には、全く「アリス」と改めたり。集中卷十七三九九一之「良奈美能安里蘇爾與須流三九九三」之「夫多爾能安里蘇乃佐伎爾」など例多し假名書なるに「アリス」とあれば、しかよむべきなり。但し名義は荒き磯といふにあらずして現磯の義なるべし。さてこの下にも「生ふる」といふ語を略してありと心得べし。

○香青生 「カアヲナル」とよむ。この「生」字は生成の「ナル」の字なるを「ニアル」の約なる「ナル」に借用せるなり。「カアヲ」の「カ」は所謂接頭辭にして深き意義なし。卷五八〇四に「美奈乃和多迦具漏伎可美邇」などあるその例なり。この一句青色なるの義なり。以上且は實景をよみ、且は玉藻奥津藻といふ語を導かむ料とせり。

○玉藻息津藻 「タマモオキツモ」とよむ。玉は美稱。「息」は「オキ」といふ語なるを奥の意の「オキ」に借り用ゐたるためなり。「オキツ藻」とは海の奥に生ふる藻なり。日本紀卷二に「憶企都茂播陸爾播譽灰耐母」とあり。

○朝羽振 「アサハフル」とよむ。契沖曰はく「和名に鳥の羽振に翥の字を出せり。はふくとも同じ詞なり。風の海水をうちて吹來る音は鳥の羽を打て振ふ様なれば喩てかくいへり」と。攷證には「羽振」は風波の發りたつを鳥の羽を振にたとへたる也」ともそれを朝ふく風に浪の起にそへてあさはふるとはいへる也」ともいへり。次の「夕羽振」に對して對句としたるにて、朝夕に風のふくを形容していへるなり。

○風社依米 「カゼコソヨラメ」とよむ。略解には「ヨセメ」とよみたれど、依は「ヨル」とよむべき文字なり。古義には「來依」の誤なりとせれど證なし。從來の訓によるべし。さて從來の説にては風にこそ依るらめの意なりとせり。されどかかる場合の「に」を省くこと例を見ざれば、從ひがたし。按ずるに、これはただ風の吹き來るをいひたるにて、下の浪の生ずる事をいはむ序なり。○夕羽振流 舊來「ユフハフル」とよみ來れり。考には「流」字衍とせり。されどかかるかきさま集中に多し。按ずるに、あさに對してはいづれも「ヨヒ」といひたる事卷一五にいひし所の如くな

れば、こも、ヨヒハフル」なるべきなり。意は上の「朝羽振」と對句をなして朝夕に羽振るといふなり。

○浪社來縁

舊訓「ナミコソキヨレ」とよみたるを萬葉集指解に「ナミコソキヨセ」とよめり。されど「縁」は元來「ヨル」といふべき字なれば舊のままにてよかるべし。浪こそより來れといふなり。これは契沖が「此浪も風に依て立てば夕はふるといへり」といへり。この夕はふるは「朝はふる」に對する句としてあけたるまでにして朝に風ふけば夕に浪立つといふ意にはあらず。(さる事實際にあるまじきは論をまたず)これは朝夕に風のふきよれば浪もそれに伴ひて立ちてきて岸による由をいへるに止まる。以上二句次の浪をいはむ料にして上の玉藻息津藻に直接の連絡なし。さてこの下に「然る時にはの意をこめて釋すべし。」

○浪之共 「ナミノムタ」とよむ。「ムタ」は「共」といふ意に似たる古語なるが、必ず「何ノムタ」「何ガムタ」といひて「ト共」の意をなせり。卷十五「三六六一」に「可是能牟多與世久流奈美爾」又「三七七三」に「君我牟多由可麻之毛能乎」などあるその例なり。上にいへる玉藻息津藻が浪のよるにつれてなびきよるをいはむとてなり。

○彼縁此依 「カヨリカクヨリ」とよむ。彼を「カ」といひ此を「カク」といふが二者相對して用ゐたる例古極めて多し。古事記應神卷に「迦母賀登和賀美斯古良迦久母賀登阿賀美斯古邇」又卷四「六二八」に「鹿養藻闕二毛」卷五「八〇〇」に「可爾迦久爾保志伎麻爾麻爾」卷十七「三九九一」に「可由吉加久遊岐見都禮騰母」など例多し。彼方により此方によりさまざまの状態にしての義なり。さて

これは古義には「ヨル」とよみ切るべしといへり。若し古義の如くせば「玉藻與津藻の……」がよりにかくよる」といひて一段落となり下の句とは縁なくなるべきなり。かくては歌の意通らぬ事とならむ。従ふべきにあらず。これは上の玉藻與津藻の浪の共彼より此くよりする如くといひて下の「玉藻成すよりねし妹」を導かむ料なり。

○玉藻成 「タマモナス」とよむ。この「ナス」は「ノ如クニアル」の義あるなり。「依る」の形容に用ゐたり。

○依宿之妹乎 「ヨリネシイモヲ」とよむ。「ヨリヌ」とは傍にて添ひて宿ぬるをいふ。古事記允恭卷の歌に「余理泥豆登富禮」とあり。上述の如く依り添ひ寝し妹をばの義なり。最愛の妻をばの義なり。

○一云波之伎余思妹之手本乎 これは一本に上二句を「ハシキヨシイモガタモトヲ」とありとなり。「波」字流布本誤れり。多くの古寫本によりて改めたり。「はしき」は「愛すべき由」をいふ形容詞なり。「ヨシ」は「アチニヨシ」の「ヨシ」におなじ。さてこの語ここにてはよしとも思はれず。本行の方まされり。

○霜乃 「ツユシモノ」とよむ。玉勝間にはこれを露の事にして露と霜との二にあらずといへれど、ここにてはさる説は必要なし。露も霜も共に地におくものなれば「置く」の枕詞とせるまでなり。「露霜」といふ一種の露とすべき理由もなし。

○置而之來者 「オキテシクレバ」とよむ。「オキテ」とは殘し置くの義なるにて卷一に「倭乎置而」

九以來屢例ありしものなり。妻を國に留め置きて別れ來ればなり。
○此道乃「コノミチノ」とよむ。この道は人麿の今通る道即ち國府より都農の浦渡津と經來る道なり。

○八十隈毎「ヤソクマゴトニ」とよむ。これは卷一七九に「八十阿不落」とみると趣同じ。意もかれに準じて知るべし。

○萬段「ヨロヅタビ」とよむ。これも卷一七九にあり。

○顧爲騰「カヘリミスレド」とよむ。かへりみれどといふを意を強めたるいひ方なり。

○彌遠爾「イヤトホニ」とよむ。卷二十四三九八に「伊也等保爾國乎伎波奈例伊夜多可爾山乎故要須疑」とあり。行程の進むにつれてますます遠くなるをいへり。

○里者放奴 舊本「放」にかななし。古寫本中に「サトハハナレヌ」とよめると「サトハサカリヌ」とよめるあり。契沖は「サトハワカレヌ」とよみ童蒙抄には「サトハサカリヌ」とよめり。さて考が童

蒙抄の説を奉じてより後皆之に従へり。「サカル」は卷五七九四に「伊弊社可利伊麻須」とある如く、その間に隔りのあるをいふ語なり。後世の「遠さかる」といふ語も之に基づけり。

○益高爾 舊本「マスタカニ」とよみたれど語をなさず。童蒙抄に「イヤタカニ」とよみ考は「マシタカニ」によみたり。されど、これは本居宣長の説の如く「イヤタカニ」をよしとす。その語例は上の「彌遠爾」の下にあけたり。又卷十三三二四〇に「道前八十阿每嗟乍吾過往者彌遠丹里離來奴彌高二山文越來奴」などあるにてその意をさとりべし。

○山毛越來奴「ヤマモコエキヌ」とよむ。進むにつれて、いよく高山を多く越え來ぬとなり。以上第二段落なり。

○夏草之「ナツクサノ」とよむ。夏の草は烈しき日にあたりて萎ゆるものなれば、次の思萎ゆの枕詞とせり。

○念之奈要而「オモヒシナエテ」とよむ。契沖は下なる長歌に「思志萎而」と書けるによりて「シ」を助詞とし「萎」を「義」とせるによりて諸家之に従へり。然れども、卷十二二九八に「於君戀之奈要浦觸卷十九四一六六」に「宇知嘆之奈要宇良夫禮」とある例を見れば、「シ」を助詞なりと釋すること能はず。これは「ナエ」と意は似たれど、別の詞にして「シナエ」は「行下二段活用なる一種の動詞たるなり。種々に思ひわづらひて力なきさまになるを草の日にあたりてしなしたるにたとへたるなり。さて又「しなふ」(攪)といふ詞とも別なり。

○志怒布良武「シヌブラム」なり。意は上に屢いへり。これは連體格にして下の妹につづけて「シヌブラム妹」といふなり。思ひしなえてわれを戀ひ思ふらむ妹といふなり。これはわが妹を思ふことの切なるを妹の上に投影していへるなり。

○妹之門將見「イモガカドミム」なり。上にいへる如く思ひ戀ふる妻の家のあたりを見むと欲するなり。

○靡此山「ナビケコノヤマ」とよむ。今見る前方の山に靡けと命令せるなり。山に靡けといふは高き山の低く平に横に長くなびき臥せよとなり。かくせば、先の方のよく見らるべきわけ

なり。されど山の靡くなどはあるべきことにあらぬは勿論なるを戀情の切なるあまりの詞にして、その意氣の壯なるけにも人麿の歌といふべし。卷十二「三一五五」に「惡木山木末悉明日從者靡有社妹之當將見」といへるも似たる思想なるがこの方は意切なりとす。

○一首の意 第一段は國府を立ち出でて今通る石見の海なる角の浦をば人々の見て或はよき浦なしといひ或はよき瀉なしといふやうなるが、よしやよき浦はなくとも又よしやよき瀉はなくとも、われはわが愛する妹の住める地なれば然るべき地と思ふとなり。第二段はその妹のあたりを離れて旅行するをいへるにてこの角の浦をわが行けば渡津に至る、その渡津の荒磯の上に生ふる青き藻が、朝夕ふく風が海邊によれば、それにつれて浪の立つが、その浪のほとばしりに、彼方により、此方による如く、その玉藻の如く、我に依り添ひ寢し妻をば國に留め置きて來れば、わがこの旅道には幾度もく、顧みすれば、行くに従ひて益遠く里を放れ益高く山を幾重も越え來て今は妹がゐるあたりも見えずなりぬとなり。第三段はかく來りて思へば、國には種々に思ひ出して我を思ひ戀ふらむ妹のあるを、その妹が門を見むと思へば高角山にさはりて見えぬなり。この山がせめて低くもあらば見えむものを。この山よ汝は邪魔物なれば、かたすみに靡きよりてわが妹のあたりを見ゆるやうにせよとなり。「靡けこの山」といふあたり、その戀情の切なるをあらはしえて古今に稀なるうたなりとす。

反歌

○元曆本、大矢本、京都大學本等にこの下に二首の二字あり。實に二首あるなれば、ある方よかるべし。又目錄には反歌となくして短歌とかけり。この故に檜燻手には反歌を誤とせり。然れども、いづれにしてもよきことなり。

(一三二)

石見乃也、高角山之、木際從、我振袖乎、妹見都良武香。

○石見乃也 「イハミノヤ」とよむ。「ヤ」は間投助詞にして、調を添ふるのみにして、語の意義にも語の資格にも大なる影響を與ふることなし。その例は日本紀繼體卷に「阿苻美能野愷那能倭俱吾伊」又本集卷十四「三四四五」に「美奈刀能也安之我奈可那流」などみな、この下に「や」の添へるなり。意は「イハミノ高角山」とつゞくるものなり。

○高角山之 舊訓「タカツノヤマノ」とよめり。このよみ方悪しとはあらねど、角を古く「ツマ」とよめるに従ふ時は考の如く「タカツヌヤマノ」とよむべきなり。この山の所在詳かならず。或は都野津の海岸に突出せる丘陵を指せるなるべし」といふ説もありて、この山の西に人麿神社あり。されどそれは誤なることは石見國名跡考「石見藤井宗雄著」に指摘せり。而して今この名を以て知られたる山を知らず。然れども人麿が上京の順路にして石見國にあり、しかも、その妻の住せるあたりの詠めやらるる地點なりしことは歌の上より察せらる。

○木際從 「コノマヨリ」とよむ。考には一本に「從の下に」文とある本ありといひ、その本を可とし「て」コノマユモ」とよめり。然れども、今傳はれる諸の寫本に「文」の字ある本を見ざれば疑ふべき

のみならず、モを加へずしては不可なりといふこともなく、このまゝにて意もよく通り、調も悪きにあらず。

○我振袖乎、「ワガフルソデヲ」とよむ。袖を振るは、別れを惜む心を遙に隔りたる先方に知らせむ爲に行ふわざなり。卷六、九六六に「倭道者雲隠有雖然余振袖乎無禮登母布奈卷七一〇八五」に「妹之當吾袖將振木間從出來月爾雲莫棚引卷十一二四八五」に「袖振可見限吾雖有其松枝隱在」とあるなど例多し。又袖ならずして領巾をも振りしは、卷五、八七一に「得保都必等麻通良佐用比米都麻胡非爾比例布利之用利於返流夜麻能奈」など例多し。今も洋手巾をふりて分れを惜むを見れば古今の通情といふべし。

○妹見都良武香、「イモミツラムカ」とよむ。さてこの「見つらむ」といふ語をば、木際より直ちに受くるものとして、我が振る袖をば高角山の木際より妹見つらむかと解すべしといふ説と、わが高角山の木際より袖を振るを家にありて妹が見つらむかと解すべしといふ説あり。この二説の可否は高角山の所在とその妻の所在との二者明確ならば論議をなす餘地なき筈なるに、二者共に明かならねば、歌の上より判定せざるべからず。その高角山の木際より妹が見たりとする説は高角山を人麿の住める地とせるものとし、又はその高角山を上にいへる如く都野津の海岸の丘陵とし、都濃の地を妻の位地とせるものなるが、その都濃の地は妻の住地よりは隔たれることは、長歌にて知られたれば、たとひ高角山をその説の如くすとも、妻が高角山の木際より見る由の證とはなるべからず。これはその旅路の景を料としていひ來れる末なれば、

その高角山も亦旅路のうちにあること著しく、又語のつゞきも、亦木際よりわがふる袖と直ちにつゞくと見るが順當にして、他に之を否認すべき確證なき限りは穩かなる解し方とすべきものなりとす。

○一首の意 石見の高角山を越ゆとて、その木間より妹が家の見ゆるによりて、別れを告げむとてわが袖を振るをば、我が妹はその門より見つらむか如何にとなり。此方が木際より眺めて振る袖の遠方よりは容易に認めかぬるは常識よりいひてもいはずもが、な事なるを之を知らざるにあらずして行ふが至情といふものなり。

(一三三) 小竹之葉者、三山毛清爾、亂友、吾者妹思、別來禮婆。

○小竹之葉者 板本「ササノハハ」とよめり。代匠記には「ササカハニ」とよみ、童蒙抄は「シヌノハハ」とよみ、略解は「ササガハハ」とも訓ず。按ずるに「小竹」は「シヌ」とよむこと卷一にいひたる如く、なれど又古事記上に「訓小竹云佐々」とあり、又和名鈔に「篠鳥反和名之乃一云佐々細竹也」とあれば、「ササ」とよむも不可ならず。然らばいづれにてもあるべきが、「シヌ」とはその、撓ふ性の方につき、ての名「ササ」はその葉の音よりの名なるべきに、ここは、下に「サヤニ」といひて音をあらはす爲に用ゐたりと見ゆれば、「ササ」とよむをよしとすべきなり。

○三山毛清爾 「ミヤマモサヤニ」とよむ。「ミ」は眞と略同じき意にして、美稱として加へたるに止まること、みよしぬ、みくまぬなどの、みにおなじ。若し強ひて意を求めば、全山といふに近かる

べし。俗に「深山」とかきて「み山」にこの義ありとするは古語の義に當らず。この語の例は古事記顯宗卷の歌に「美夜麻賀久理豆」又本集卷十七三九〇二鳥梅乃花美夜萬等之美爾安里登母也」などの例あり。「清をばさや」とよむは「さやか」と同義にして卷十四三四〇二に「比能具禮爾宇須比乃夜麻乎古由流日波勢奈能我素低母佐夜爾布良思都卷二十四四二二に「伊波奈流伊毛波佐夜爾美毛可母」などにいへる「サヤ」の意にあたるものなるが、こゝはその「サヤ」といふ語をかりて上にいへる小竹の葉の風などによりて搖ぎて鳴りて立つる「サヤサヤ」といふ音をあらはす詞にかりたるなり。古語拾遺に「阿那夜慈」とあるに注して「竹葉之聲也」とあるも、その「サヤ」は竹葉の動搖ぎ相觸るゝ音を「サヤ」といへりとおほゆ。古事記仁徳卷に「斯賀阿麻理許等爾都久理：那豆能紀能佐夜夜」とあるも、その琴の音をあらはしたるなり。かくてその「さや」を基として「さやぐ」といふ動詞生じたるなり。その例古事記神武卷の歌に「宇泥備夜麻許能波佐夜藝奴」本集卷十一二三四に「葦邊在狄之葉左夜藝秋風之吹來苗丹」卷二十四四三一に「佐賀波乃佐也久志毛用爾」などあり。「ミヤマモサヤニ」とは「ミチモセニ」などいふと同じ語格にして「ミヤマ」又は「ミチ」は主格にして「サヤ」はそれに對して説明をなすべき位地に立てるが、それには述格をあらはすべき用言なきが「モ」といふ係助詞の力によりて、こゝに一句の資格を得、「ニ」といふ格助詞に導かれて修飾格に立てる一種の修飾句と考へらる。かゝる場合にはいつも「モ……ニ」といふ形式にてあらはるゝものなり。その二三の例をいはゞ古事記上卷は「奴那登母由良爾振濂天之眞名井而」本集卷十二〇六五に「足玉母手珠毛由良爾織旗乎」卷十四三三九二に「伊波毛

等杆呂爾於都流美豆」などなり。これにてその山路にある小竹の葉の吹く風に「ざわ／＼」と鳴りわたるをば「みや山もさや」といへるなり。

○亂友 舊訓「ミタレトモ」とよめり。代匠記には「マガヘドモ」とよむべしといふ一説をあげ、考には「サワゲドモ」とよみ、攷證には「マガヘトモ」とよみ、檜嶋手は「サヤゲドモ」とよめり。然るに、この亂字には「サワグ」「サヤグ」とよむべしといふ證古今に一も存せず。略解に卷十二三一七三の「松浦舟亂堀江之」とあるを「さわぐ」とよみたりとて證にしたれど、これは「ミダレ」とよむべきこと古義に既に論ぜり。「マガフ」とよむことは攷證に卷八一五五〇に「秋芽之落之亂爾」卷十一八六七に「今日毛鴨散亂見人無二卷十三三三〇三に「黃葉之散亂有」などかける亂を「マガフ」とよみて、その例によれるものなるが、その卷十卷十三なるは「みだる」とよみて不都合なることなきものなり。ただ卷八なるは「ちりのまがひ」とよむをよしとすべく、しかよむべき假名書の例も(卷十五三九六三)あれば、そこは「マガヒ」とよむをよしとすべきが、その「まがふ」といふ訓は「紊亂」といふ熟字にて示されたる意にて考ふべきものなるが、これらの「ちりのまがひ」といへるは、いづれも「ちる」に關していひしかも、それが視覺に訴へたる場合にいへり。今こゝは聽覺を主としていへるなるが、然るときはこゝはその竹葉のさやぐ聲を専らいひて、その聲を紛らす聲の雜然たるさまをいふとは考へられねば、こゝを「まがへども」とよむべき理由は存せず。さればなほ古の「まみだれども」とよむべし。この頃「みだる」は四段活用の語なりしが故に、「みだれ」は已然形にして、ともに接するは不合理にあらず。その山の笹が、風に吹き亂されて「ざわ／＼」と音を立つる

なり。

○吾者妹思 舊訓「ワレハイモオモフ」とよめり。童蒙抄には「イモシヌフ」といひたれど、必ずしもしか訓までよしとす。但し、他の例によらば「イモモフ」とよむとすべし。

○別來禮婆 舊本この訓を「ワカレキレバ」とかけるは仙覺本に「ワカレキヌレバ」とあるを書きあやまりしこと著し。

○一首の意 石見の山は一體に古笹繁りてありし由の證は新考にのせたるが、その全山が笹にて被はれてありしものとせば、風の吹き渡るにつれてその笹の葉がざわ／＼と音をたて、亂るるなり。されどもわれは、それらの外物の騒亂に紛れて心を奪はるるやうの事はなくして、一向に別來來たる妹を思ひつつありとなり。

或本反歌

これは上の「一三二」の石見乃也云々の反歌の別の傳として或本に載せたるものなるべきか。

(一三四)

石見爾有、高角山乃、木間從文、吾袂振乎、妹見監鴨。

○石見爾有 舊來「イハミナル」とよめり。「ニアル」を約めて「ナル」といへること上に屢いへり。

○高角山 上にいへり。

○木間從母 舊本「コノマニモ」とよめり。然れども「從」は「ニ」とよむべき字ならずして「ユ」とも「ヨ」と

もよむべし。この故に、代匠記には「コノマユモ」とよみ、古義には「コノマヨモ」とよめり。いづれにてもよかるべきが、今代匠記に従へり。日本紀神武卷の歌に「伊那瑛能椰摩能虛能葬由毛」などあり。

○吾袂振乎 舊本「ワガソデフルヲ」とよめるに従ふべし。「袂」は今「タモト」とのみよめど、玉篇に「袖也」と注したれば「ソデ」といふに差支なし。上の歌は振れるその袖を主としていひ、ここは袖をふるわざを主としていへるなるが、事實は一に歸すべし。

○妹見監鴨 「イモミケムカモ」とよむ。「かも」は疑の「か」に「も」を添へたるものなり。

○一首の意 上の歌に大略同じ。

(一三五)

角鄴經、石見之海乃、言佐敵久、辛乃琦有、伊久里爾曾、深海松生流、荒磯爾曾、玉藻者生流、玉藻成、靡寐之兒乎、深海松乃、深目手思騰、左宿夜者、幾毛不有、延都多乃、別之來者、肝向心乎、痛念乍、顧爲騰、大舟之、渡乃山之、黃葉乃、散之、亂爾妹袖、清爾毛不見、孀隱有、屋上山乃、自雲間、渡相月乃、雖惜、隱比來者、天傳、入日刺奴禮、大夫跡、念有吾毛、敷妙乃、衣袖者、通而沾奴。

○角鄴經 舊板本「ツノサハフ」とよみ、古寫本には「ツノサフル」とよみたるもあり。考には「ツヌサハフ」とよめり。「角」を「ツヌ」とよむべきは上にいへり。「鄴」は金澤本元曆本等に「障」に作る。この

郵字は本來地名に用ゐたる字にして、説文に「紀邑也」とあり春秋の注に「郵紀附庸國云々」ともいへり、攷證には「障郵通ずる事なし。誤なる事明かなれば、改む」といひたれど、郵字を障字に通ずることは手近き康熙字典にもいへり。そが例證として禮祭法に「蘇郵、鴻水而極死、漢書張湯傳に「居一郵間」とあるをひけり。されば、これは必ずしも誤にはあらざるなり。さてその字の訓の「サハル」の語幹の「サハ」といふをかり、之に「フ」の訓を有する「經」をかりて、加へて「サハフ」とよますべくせるものにして、「サフル」とよむべきにあらざるべし。かくいふは、「イハ」といふ語の枕詞として用ゐたるに、「ツヌサハフ」といふ語の例他に存すればなり。例へば、日本紀卷十一の歌に「兎怒瑳破赴以破能臂謎、同卷十七の歌に「都奴娑播苻以斯、籓例能伊開能」などあり。さてその「ツヌ」は、「ツナ」の轉にして、「イハツナ」(卷六、一〇四六)といふ語ある如く、石に纏ひ這ひ生ふる今「ツタ」といふものをさすといへり。冠辭考には、「ツヌサハ」は、「ツナ」にして、「ツタノハフ」なりといひ、荒木田久老は、「ツヌ」は、「ツタ」にして、「サハフ」は、「サハハフ」の約なりといへり。先「ツヌサ」といふ名詞の存することなければ、冠辭考の説はうけられず。又久老の「サハハフ」といへるも、うけ難し。按ずるに、「サハフ」の「サ」は接頭辭にして、「這ふ」をいふ語なり。「つた」は漢名「絡石」とある如く、岩に這ひ纏ほりて生ずるものなれば、「いは」の枕詞とせるなり。

○石見之海乃 前の例によりて、「イハミノミノ」とよむべし。

○言佐敝久「コトサヘグ」とよむ。「コト」は言語なり。「サヘグ」は「サワグ」に同じき古語なり。「コトサベク」とは言語の意のききとれず、たださわがしく聞ゆるのみなるをいふ。本卷の歌「一九九」

に「言左敝久百濟之原從」とあり。これらいづれも外國人の言語の意義わかれずして、ただ音の騒がしくきこゆるのみなるをさしていへるものなるが、その意にて「から」の枕詞とせるなり。

○辛乃琦有「カラノサキナル」とよむ。この地は萬葉集新講に石見風土記の逸文に「可良島秀海、中、因之可良琦云、度半里」とある地にして、渡津より東方十里許の邇摩郡宅野村の海上に辛島とある、その海濱の出鼻をいひたるものならむといへるは是なるに近からむ。「有」を「ナル」とよむは上に「ニ」ありと見ての事なり。

○伊久里爾曾「イクリニゾ」とよむ。從來の説に海中の石をいふといへり。日本紀應神卷の歌に「由羅能斗那訶能異句離珥」とあるを釋紀に注して「句離謂石也、異助語也」といへり。即ち「イ」は今いふ接頭辭なれば、「石」の義は「クリ」といふ語にあるべし。本集には卷六、九三三に「淡路乃野島之海子乃海底、奥津伊久里二、鮫珠左盤爾潛出」といふ例もあり。さて海中の石なることはもとよりなるが、如何なる場合の石もみないくり、又は「くり」といふかといふに必ずしも然らざるべし。袖中抄には「船路には石をくり」ともいへりといひ、仙覺抄には「山陰道の風俗石をばくり」と云也といへり。これに就きて考ふるに、日本地誌提要には長門より羽後までひろく日本海沿岸の地方の地勢用言に「暗礁を何繰」といへるもの頗る多し。これ恐らくは古言の残り傳はれるものなるべし。これによりて考ふるに、「山陰道の方言に石をくり」といふといへるも、「船路には石をくり」といふといへるも、いづれもこの事をいへるにて、「山陰道其他日本海沿岸地方にてこの暗礁をくり」といへるをさせるものたるべく考へらる。船路に云々とあるも、暗礁は船路

にてはことに注意を惹くものなればなるべし。なほ委しくは別にいへり。かくてこの「いくり」と次の「あり」とは相對し用ゐられたりと認めらる。

○深海松生流 「フカミルオフル」とよむ。海松は今もいふ「ミル」にして、和名鈔海菜類に「水松狀如松而無葉和名美流楊氏漢語抄云海松和名上同とあり。一種の海藻にして、海中の岩につきて生ず、綠色にして枝多し。さて深海松といふ名より見れば、海中深き處に生ずる故の名なる如くなるが、延喜式宮内省諸國例貢御費に志摩國よりの貢物に「深海松」とあり。されば特に「ふかみる」と名づけたるもの存すること明かなるが、いかなる種類の「みる」なるか、未だ詳かならず。深海松をよめる歌はなほ卷六、九、四六に「三犬女乃浦能奥部庭深海松探」卷十三、三三〇一には「神風之伊勢乃海之朝奈伎爾來依深海松暮奈藝爾來因俣海松」三三〇二にもありあり。こは下の「深目手」を導く序としたるなり。

○荒磯爾曾 舊本「アライソニゾ」とよめり。代匠記には「アリソ」とよめり。いづれにてもよきが、音調の上より代匠記に従ふ。「アリソ」は「現磯」にして、上の「いくり」に對して「いへるもの」と思しく一は「暗礁」一は「現磯」と相對せしめしものと見えたり。

○玉藻者生流 「タマモハオフル」とよむ。玉藻のことは屢いへり。

○以上はその見る所を叙し來りて、次の語を導く序としたるなり。

○玉藻成 上にいへるにおなじ。これは上の「玉藻は生ふる」をうけて、その玉藻の如くといひ、さて「なびく」の枕詞としたるなり。

○靡寐之兒乎 「ナビキネシコヲ」とよむ。「靡きねし」とは卷一、四七に「打靡寐毛宿良目八方」の下にいへる如く安く臥したるさまにいふ語なるが、わが傍にそひふしたるをいふと見ゆれば、用の方ややかはれり。卷三、四八一に「百細之袖指可倍氏靡寢吾黒髮乃」とあるはここの意にかよへり。「兒」とは人を愛し親みていふ語にして、こは己が妻をさせり。似たる用例は古事記下雄略卷に「本陀理斗良須古」とのたまへるは袁杼比賣をさしたまひ、本集卷頭の歌に「菜探須兒卷五八四五」に「宇米我波奈知良須阿利許曾意母布故我多米」又卷七、一四一四に「薦枕相卷之兒毛」などあるを見るべし。この「チ」は一句隔てたる「深めて思ふ」にかかるなり。

○深海松乃 上の深海松を受けて、之をくりかへし、下の「深め」の枕詞とせり。上にあけたる卷十三の例又かくの如くに用ゐたるものなり。卷十三、三三〇一に「深海松乃深目師吾乎」三三〇二に「深海松之深目思子等遠」とあり。

○深目手思騰 舊本「フカメテオモフト」とよめるを考には「フカメテモヘド」と改めたり。こは前後の文勢を以て推すに「ド」といふ助詞にて接續せしむべき意明かなれば、考の説にしたがふべし。心を深めて妹を思へどもといふ心なり。

○左宿夜者 「サメルヨハ」とよみ來れり。古義には「サネシヨハ」とよむべしといへるが、この説に従ふべし。卷五、八〇四に「佐爾斯欲能伊久陀母阿羅爾婆」と同じ趣の語遣なればなり。「さ」は接頭辭にして深き意なし。

○幾毛不有 舊訓「イクハクモアラズ」とよみたるが、考に「イクダモアラズ」とよみ、古義之に従へり。

玉の小琴に「イクラモアラズ」とよみ略解これに従へり。按ずるに幾何は上にいへる如く卷五「八〇四及び卷十、二〇二三」左尼始而何太毛不在者」の例によらば「イクダ」とよむべく、卷十七、三九六二に「年月毛伊久良母阿良奴爾」とあるによらば「イクラ」とよむべし。さて「イクダ」の「ダ」は「ラ」の轉じたるものにて「ココラ」の「ココダ」となれるも同じ趣なれば畢竟「イクダ」「イクラ」同じ語の音の變化によりて二語と見ゆるなり。而して二者共に例あれば、いづれにてもよき筈なるが普通の語なる點によりて「イクラ」とよむを穩かなりとす。この「アラズ」は連用形にして、下の「別れ」につづく意なり。

○延都多乃「ハフツタノ」とよむ。「つたは上にもいへる草の名にして薦の彼方此方に這ひ別る如くといふ意にて別る」の枕詞とせり。

○別之來者「ワカレシクレバ」なり。「シ」は間投助詞にして、妻に別れくれればなり。

○肝向 舊訓「キモムカヒ」とよめるを管見に「キモムカフ」とよみたり。童蒙抄には「肝」の上に「村」を脱し「向」は「乃」の誤にして「ムラキモノ」といへり。然れどもこの誤字説は證なければ従ひがたし。契沖は「肝向」と點せるは叶はず「向ふ」と改むべし。古事記下仁徳天皇の御歌末云岐毛牟加布許々呂袁陀邇迦阿比淤母波受阿良牟此を證とすべしといへり。これに従ふべし。かくてこれを以て「ココロ」の枕詞とせり。「肝」とは今肝臓をさせるものなるが古は必ずしも肝臓のみに限らず、内臓の類を汎くいへるものなるべく「向ふ」はそれらは多く相對してあるものなるによりていひしものなるべく、これを「ココロ」の枕詞とせる理由は宣長は「まづ腹の中にあるい

はゆる五臟六腑の類を上代にはすべて皆きもと云し也。さて腹の中に多くのきもの相對ひて集りありて凝々しと云意にて「ココロ」とはつづくる也」といへり。これにつきて考ふるにいかん古代なりとて「はらわた」までも「きも」といふべからねば「きも」はなほ五臟までに止まるべし。又「こりこり」といふ意なりといふ説もあまりに常識に遠しといふべし。これは萬葉集新講にいへる如く古は心の働きは「きも」より起れるものと考へしものたることは疑ふべからず。かくて考ふれば卷一の「村肝」を心の枕詞とせる點もこの常識説にて解決すべく思はる。

○心乎痛「ココロチイタミ」とよむ。この語のことは卷二「五」村肝乃心乎痛見」の下にいへる如く「ココロ」痛みとは深く物を思ひて堪へ難きによりてといふ意なるなり。

○念乍「オモヒツツ」なり。妹を念ひつつにして直ちに下の「カヘリミスル」につづくなり。

○顧爲騰「カヘリミスレド」とよむ。

○大舟之「オホフネノ」なり。舟にて渡るといふ詞つづきにて「わたり」の枕詞とす。

○渡乃山之「ワタリノヤマノ」とよむ。この山明かならず。島ノ星山をさすといふ説あれど證なきことなり。

○黄葉乃「モミヂハノ」とよむ。本集中「モミヂ」に黄葉の字を多く用ゐたること卷二「一六」にいへり。

○散之亂爾 舊板本「チリノマガヒニ」と訓じ元曆本等に「チリシミタレニ」とあり。古義は「チリノミタリニ」と訓せり。按ずるに卷十五「三七〇〇」に「毛美知葉能知里能麻河比波」卷十七「三九六三」

に「春花乃知里能麻可比爾」とあるによりて「ちりのまがひとよむべし」。古義の説は「亂といふ文字はミダリ」とよみて「マガフ」とよむべきにあらすといふを根據とするものならむが、「紛亂」錯亂「混亂等の熟字をなし又呂覽論人に「此不肖主之所以亂也」とありてこの亂は惑の義なりといへり。されば「マガフ」とよみて無理にはあらぬなり。黄葉の散る事によりて、それにまぎらされて他のもの見えぬをいふなり。さてここに黄葉の散のまがひといへるは事實に基づけるものなるべければ、その時節の舊曆十月頃なりしことを證すといふべし。

○妹袖 「イモガソテ」なり。妻の姿をさすものなるが特に袖といへるは、上にもいへる如く、妻が別れを惜みて袖を振りてあらむと想像して、さてその袖が見えぬといへるなり。

○清爾毛不見 「サヤニモミエズ」なり。この清は正字にして之を「サヤ」とよむは「サヤカ」の意なるなり。その語の例は上の「一三三」の下に引けり。明かにも見えすといふなり。この「ミエズ」も連用形にして重文をなせるなり。

○婦隠有 舊板本「ツマゴモル」とよめり。元曆本は「ツマカクレナル」とよみたるなど古寫本に種種の説あれど、板本の訓をよしとす。その假名書の例は日本紀卷十六に「返摩御暮屢鳴佐褒鳴須擬」とあり。さてこれは下の「ヤ」の枕詞とせるものにしてその例はなほ卷十二「一七八」に「妻隠矢野神山」とあり。古は妻を娶れば、新に屋を建てたることかの素戔鳴尊の神詠に「ツマコミニヤヘガキツクル」とよまれたる如くなれば「ツマゴモル」が家の枕詞となるなり。

○屋上山乃山乃 「ヤカミノヤマノ」とよむ。「ヤカミ」といふ地名は所々にあれば或は因幡ならんと

いひ(冠辭考)備前ならんといひ(代匠記)たれど石見の内なるべし。屋上山は日本地誌提要に「高仙山 又屋上山ト云那賀郡淺」とあり。淺利村は渡津より東、山陰道の要路に當れば、この邊に屋上山といふがある以上はそれなるべし。

○一云室上山 これは屋上山とある代りにかくかける本ある由を注せるものなるが、記し入るる方法不注意の爲に、屋上山一云室山乃となりたれば、契沖は「山字は衍かさらすは乃の字なるべし」といひたれど、これは「屋上山乃山」の下にかくべきを誤りしものと見れば、論はなきなり。さてこれは文字のままならば「ムロカミヤマ」とよむべきものなるが、攷證は「訓は同じけれど、文字のかはれるによりてあけたるなるべし」といへり。かく見れば、論なきことなるが、新講は「屋上の山は渡津から江ノ川に沿うて一里許り上流に行つた所にある屋上山の事」といへり。この室上山は上の屋上山とは別なるべく、或は今いへる室上山がこれに當るべし。但し、余は未だこの山の事の他に證ありやを知らず。

○自雲間 「クモマヨリ」なり。かかる「ヨリ」はそこを経て進行する地點を示すに用ゐるなり。卷八「一四七八」に「霍公鳥從此間鳴渡」卷十八「四〇五四」に「保等登藝須欲奈根和多禮」などこの例なり。○渡相月乃 「ワタラフツキノ」とよむ。「ワタラフ」は「ワタル」といふ事の繼續して行はるるをいふ語なり。曇りたる夜に東より西に渡り行く月の偶雲間より見ゆるが、それも間もなくかくれ行くべきなれば、かくはいへるなり。卷十二「二四五〇」に「雲間從狹徑月乃」とあるも相似たる趣あり。以上は次の句を導く爲の語の上の序にして實景にあらず。

○雖惜 舊訓「ヲシメドモ」とよめるを代匠記に「ヲシケレドともよむべし」といひ考は之に従ひ、略解は「ヲシケドモ」とよめり。この訓み方の相違は先づ「惜」を動詞として「ヲシム」とよむか、形容詞として「ヲシ」とよむかの別にあるものなるが、その字は二様によるべく、又この頃にこの二様の語共に用ゐられたれば、これらにて一方に決することは不可能なり。然れども、若し「惜む」といはば、上の月を惜む意なれば、月をといふ語法をとらざるべからず。「月の」といひて「惜む云々」といふ事必ず不可能なりといふにあらねど、上に「月乃」とあるに合せて、すなほに考ふれば、月の惜くあることをいふべきなれば「惜し」といふ方によるべし。今の如き歌の例は卷十一「二六六八」に「二上爾隱經月之雖惜妹之田本乎加流類比來」とあるも「月之」とあり。されば「を」の方によむこととせむが「を」しけれどとよむべきか「を」しけれどもとよむべきか。「を」しけれどは「を」しけれどにして「を」しけれどもはその「を」しけれどもを約めたる語なれば、これも結局同一の語なるが、この頃の假名書の例には「を」しけれどとかけざるを見ずして、卷五「八〇四」に「伊能知遠志家隱卷十七三九六二」に「伊乃知乎之家隱三九六九」に「伊能知乎之家登」とあり。「を」しけれどもといふ假名書の例は見えず、音數の上よりしてかくよむべし。さるは卷四「五五三」に「遠鷄跡裳卷十七三九八一」に「等保家騰母」などの例に準じて見れば、これも無理にあらざるなり。

○隱比來者 古來「カクロヒクレバ」とよめるを古義に「者」を「乍」の誤として「カクロヒキツ」とよめり。先づこの「者」を「乍」とかける本なければ従ひがたきことなるが上に「は」とよみて意とほらぬ事なければ古來のままにてよしとす。「カクロフ」は「カクル」の繼續作用をいふ語なり。「カク

ロフ」の語例は、上にいへる卷十一「二六六八」の歌又卷三「三一七」に「度日之陰毛隱比」などあり。さてこれは上に對しては月の雲間に隠るるをいふやうの語つづきなるが、歌の本意よりは「つまごもる」を「し」けれどもは「ただかくろふ」といはむ爲の序にして、その上なる「妹が袖さやにも見えすかくろふをいふなり。かくかくろひくれば」といへる由は妹がある家のあたりの漸々にかくれゆきて見えすなりぬるをいへるなり。かくてこの下の「入日刺奴禮」につづきたるものなるが、かかる場合の「ば」は條件を示すにあらすして同時に起る事を下にいひて、今の語に「と」共に又は「さうしてゐると」といふ如き用と意とをあらはせり。たとへば、卷十五「三六七四」に「久佐麻久良多婢乎久流之美故非乎禮婆可也能山邊爾草乎思香奈久母古事記上卷に於須比遠母伊麻陀登加泥婆遠登賣能那須夜伊多斗遠」など例多し。

○天傳 古來「アマツタフ」とよめり。代匠記には「アマツタヒ」といへり。されど、これは古來いへる如く「日」の枕詞なるべく、枕詞ならば終止形を以てする例なれば、舊來のままにてよし。太陽は天をつたひ渡り行くものと見て「日」の枕詞とせるなり。

○入日刺奴禮 「イリヒサシヌレ」とよむ。「入日サシ」といふは卷二「一五」の歌に假名書の例あり。さてこの「奴禮」は已然形のままにて條件を示す古の語格の一にして、後世の語ならば、この下に「ば」を加へてさて下につづくるものなるが、ここはその「ば」なくして、しかも下の語の條件となるなり。ここに似たる例は卷三「四六〇」に「晚闇跡隱益去禮將言爲便將爲須敝不知爾四七五」に「久堅乃天所知奴禮展轉濯打雖泣將爲須便毛奈思」など少からず。

○大夫跡念有吾毛「マストラヲトオモヘルワレモ」とよむ。卷一五其他この語の例多し。「大夫を」マストラヲとよむこともそこに既にいへり。

○敷妙乃「シキタヘノ」とよむ。卷一七二に既にいづ。夜寝ぬる時の衣なる事もそこにいへり。

○衣袖者「コロモノソデハ」とよむこと勿論なり。

○通而沾奴「トホリテヌレヌ」とよむ。卷十三三二五八に「吾衣袖裳通手沾沼」卷十五三七一一に「和我袖波多毛登等保里豆奴禮奴等母」卷十九四一五六に「服之欄毛等寶利氏濃禮奴」とあり。悲しみの涙の爲に夜の衣の袖の表より裏まで通りてぬれたりとなり。

○一首の意 われは公事によりて最愛の妻に別れて京に上る道すがら海邊の事なれば深海松や藻やといふものを見るにつけてもいよく妹を思ふことなるがあまりの慕はしさに妻の住むあたりを願みしつれど、妻の吾を慕ひて袖を振るらむと思ふそれを見むと思へども、山の紅葉のちるにまぎれて、よくも見やられず。されば歎きつつ行けば行くにつれて、妹があたりもかくれ行きゆく道の進むと共にはや入日さして日も暮るることとなりたれば、止むを得ず、旅宿もすべくなりたるが思へば、悲しさに堪へざるなり。常には自ら大丈夫ぞと思ひ居る我なれど今は前後も忘れめめしきことながら片敷く衣の袖も涙にぬれとほりぬとなり。

反歌二首

○ 檜婦手反歌を短歌と改めたり。必ずしもしかせずともありなむ。

青駒之足搔乎速雲居曾妹之當乎過而來計類一云當者 隱來計留

○青駒之「アヲゴマノ」とよむ。「あをうまなり」「あをうまとは所謂青毛の馬にして被毛長毛共に黒色なるものをさす。然るに、中古の日記物語類より以下儀式の書に正月七日に白馬節會といふを載せ、之を「アヲウマノセチエ」とよみならはせるによりて「アヲウマ」即ち白馬をさすならむの疑ひあり。然れどもそれは既に古事記傳卷十八玉勝間卷十三に論ぜる如く、續日本後紀卷三承和元年の條「觀青馬同六年の條」覽青馬文德實錄仁壽二年の條「同上」三代實錄貞觀七年の條「同上」貞觀十一年の條「同上」元慶元年の條「同上」及び内裏式「青岐馬」貞觀儀式「青馬」延喜式左右馬寮式等にはいづれも青馬とありて白馬とはかゝず。而して、白馬とかけるは歴史にては日本紀略天曆元年の條に「白馬宴」とあるより後白馬とのみありて青馬とかけるはなく、儀式の書にても、西宮記には「白馬」とあり。これより後は國史も儀式の書も、物語も日記もみな白馬節會とかけり。かくて音にて「ハクバノセチエ」といひ、又舊の名をも呼びて「アヲウマノセチエ」といへり。然れば青馬を白馬と改められしは延喜天曆の間にあるべきか。かくてこの正月七日に青馬を見るといふ事はもと支那より傳はりし行事にして、年中行事秘抄に引ける帝皇世紀に曰はく「高辛氏之子以正月七日恒登崗命青衣人令列青馬七疋調青陽之氣馬者主陽主春崗者萬物之始人主之居七者七耀之清微陽氣之溫始也云々」とあるにて見るべく、本義は青馬を見るにてありしは明かなり。されば、本集卷二十天平寶字二年正月七日侍宴の爲に大伴家持の

預めつくれる歌四四九四に「水鳥之可毛能狩我比能羽能伊呂乃青馬乎家布美流比等波可藝利奈之等伊布」とあり。これ即ち當時の青馬節會の爲にして、その青馬は眞の青毛にてありしことば「かもの羽の色の」といへるにて明かなりとす。さればこは白馬にあらずして眞の青毛の馬なりしことは疑ふべからず。而してこの青駒はその人麿の旅行に騎りし馬をさしていへるものなりしなるべし。

○足搔乎速 「アガキヲハヤミ」とよむ。「アガキ」の「ア」は「足」なり。「足の音」を「アノオト」といふ如く、卷十四「三三七」安能於登世受由可牟古馬母我「足を古ア」とのみもいへり。さて「あがき」は足を搔くにて足を動かして歩む状をいふ。新撰字鏡に「蹠蹠也、馬奔走貌阿加久」とあり。本集卷七「一一四一」に「赤駒足何久激沾禰流鴨」卷十一「二五一〇」に「赤駒之足我根速者」卷十四「三五四〇」に「安可故麻我安我伎乎波夜美」卷十七「四〇二二」に「許乃安我馬乃安我根乃美豆爾」とあり。あがきは「はやみ」は足搔が早きによりてなり。

○雲居曾 「クモキニゾ」とよむ。「ニ」は無けれど、加へてよむなり。卷一「五二」の歌の下にいへる如く「クモキ」即ち空なるが、空は遠く遙かにあれば、遙なることのとひとせり。卷十二「三一九〇」に「雲居有海山越而伊往名者」などもこの例なり。文勢はこれより下の「すぎて」につづくなり。

○妹之當乎 「イモガアタリヲ」なり。「イモガアタリ」は卷一「八三」にいへる如く、妹がすむ家の邊なり。この語集中に例少からず。

○過而來計類 「スギテキニケル」とよむ。この「すぎて」は現前の現象にあらずなりたるをいへるにて卷六「一〇六九」に「常者曾不念物乎此月之過匿卷惜夕香裳」などいへる如くその家のわが視界より去りて見えすなりたるをいへるならむ。これは上の「クモキニゾ」の係を受けて「ケル」と結べるなり。

○一云當者隱來計留 此は一本に「妹ガアタリハカクリ來ニケル」とありとの意なり。その意は本文と大差なし。考にはこの「一云」の方をよしとせり。

○一首の意 妹がすむ故郷の邊を今暫し見てありたしと思へども、乗れる馬の足搔の早くして、今ははや遠く離れ過ぎ去りて見えすなりける事よとなり。これその馬の足搔が特に早きをいへるにあらずして、己が妹があたりを久しく見てありたしと思ふ心に、その馬の歩みの特に早く覺ゆるものなればかくいへるなり。

(一三七)

秋山爾落黃葉須臾者勿散亂曾妹之當將見一云知里勿亂曾

○秋山爾 「アキヤマニ」なり。この時秋なりしなり。

○落黃葉 舊訓「オツルモミヂバ」とよめるを古義には「落の下に」相又は「合」の字脱せりとして「チラフモミヂハ」とよめり。然れどもこの誤脱ある木一も見えねは脱字の説はうけ難し。さて「落」は「ちる」の義あること上にもいひたる所なれど、下に「ちり」といふ語あれば、こはなほ「おつ」とよみてよかるべし。木葉の落ち散るを「おつ」といへる例は古事記下雄略卷の長歌に「本都延能延能宇良婆波那加都延爾淚知布良婆聞那加都延能延能宇良婆波那加都延爾淚知布良婆聞」

○須臾者 舊本「シバラクハ」とあり。略解は「シマラクハ」とよみ、古義は「シアシクハ」とよめり。この語は上「一一九」に「シマシクモ」「シマラクモ」のいづれにかよむべき由いへるが、かく「ハ」につづけるは卷十四「三四七一」に「思麻良久波彌都追母安良牟乎」とありて「シマシクハ」といふ假名書の例見えねば、こゝは「シマラクハ」とよむべきなり。

○勿散亂會 舊訓「ナチリミダレソ」とよめり。代匠記には「ナチリマガヒソ」といひ考には「ナチリミダリソ」といひたり。「マガヒ」といはゞ我が見ての詞にして「ミダレ」といはば、その葉の方につきていへるなれば「ミダレ」といはむ方歌の意に當れりと見ゆ。さてその「ミダレ」を四段活用とせば「ナチリミダリソ」となり、下二段活用とせば「ナチリミダレソ」となる。こゝは古き方につきて四段活用によむべし。よみて「ナチリミダリソ」とす。これは所謂「ナ」の格にして「ナ」と「ソ」の間に動詞の連用形を置くべきものなるが、こゝは「ナチリミダレ」といふ熟語の連用形を置きたるなり。卷十四「三五七五」に「可保我波奈莫佐吉伊低曾彌」とあるこの例なり。

○妹之當將見 「イモガアタリミム」とよむ。意は明かなり。

○一云知里勿亂會 此は一本に上の「ナチリミダリソ」を「ナチリナミダリソ」とありとなり。かくの如くいふ事も古はありしなり。たとへば卷九「一七四七」に「須臾者落莫亂會」とあるはこゝに似たり。意はかはることなし。

○一首の意 秋山に落つる黄葉よ。心あらばしばらくは亂れ散ることを止めよ。その間だにもわれは妹が住む故郷のあたりを見むと思ふものをとなり。

或本歌一首并短歌

○これは上の長歌二首のうちの初の歌(一三二)に對しての異本の歌をあけたるなり。されば、次にはただその異なる點のみを注す。攷證にはこの短歌の下に「一首の二字あるべきが脱せり」とて補へり。されど、かく書ける本一もなく、又目錄にもなければ、このままにてよかるべし。

或本歌一首并短歌

○津乃浦乎無美 「ツノウラナミ」とよむ。考には「津」の下に「能」を脱し「浦」の下に「回」を脱せりとし「無美」は衍なりとして、本の歌の如く「ツノウラナミ」とよむべしとし、檜嶋手は「津奴乃浦回乎を

(一三八)

石見之海津乃浦乎無美浦無跡人社見良目滿無等人社見良目吉吟八師浦者雖無縱惠夜思滿者雖無勇魚取海邊乎指而柔田津乃荒磯之上爾蚊青生玉藻息都藻明來者浪己曾來依夕去者風己曾來依浪之共彼依此依玉藻成靡吾宿之敷妙之妹之手本乎露霜乃置而之來者此道之八十隈每萬段顧雖爲彌遠爾里放來奴益高爾山毛越來奴早敷屋師吾孀乃兒我夏草乃思志萎而將嘆角里將見靡此山。

○津乃浦乎無美 「ツノウラナミ」とよむ。考には「津」の下に「能」を脱し「浦」の下に「回」を脱せりとし「無美」は衍なりとして、本の歌の如く「ツノウラナミ」とよむべしとし、檜嶋手は「津奴乃浦回乎を

正しとし古義も亦大體考の説により津の下に野又は努脱せりとしてツヌノウラミニとよめり。然れどもこの所いづれの本にも誤脱なし。而してかく異なる點あればこそあけたるなるべければそのつらのうらといふ地知られずともかく異本にありといふことなれば改むるは強事なるべくただ疑はしきを闕くに止まるべきなり。

○吉喚八師 縦惠夜思 共にヨシエヤシとよむ。その意は上にいへり。

○勇魚取 イサナトリとよむ。意は上にいへり。

○柔田津乃 ニキタツノとよむべし。石見にかかる地名あるを知らず。ニギタツは卷一八に見えたるが或はこれは上の和多豆の和をニギとよむによりて卷一の地名に附會して後人の書き改めしものなるべくして人麿の原本にはあらざるべし。

○蚊青生 上に香青生とかけるにおなじ。

○明來者 アケクレバとよむ。上の歌の朝羽振のかはりにおきしものなるが夜が明けて朝になることをさせり。この語集中に多きが假名書のもの卷十五三六二五に由布佐禮婆安之敵爾佐和伎安氣久禮婆於伎爾奈都佐布可母須良母同三六六四に之可能宇良爾伊射里須流安麻安氣久禮波宇良未許具良之可治能於等伎許由など多し。

○夕去者 ユフサレバとよむ。上の歌の夕羽振のかはりにおきしものにして夕になればの意なるがアササレバと對していへる例は上の卷十五の三六二五の外この卷一五九に八隅知之我大王之暮去者召賜良之明來者問賜良之暮去者綾哀明來者裏佐備晚卷六九一三に開來者朝

霧立夕去者川津鳴奈辨卷十一九三七に明來者柘之左枝爾暮去者小松之若末爾など例多し。

○浪已曾來依 風已曾來依 これは上風社依米浪社來縁を置きかへたるものなるが二句ともに「キヨレ」といひしかも浪を前にし風を後にしたるはそれをおきかへたるものとして拙きわざといふべし。

○彼依此依 「カヨリカクヨリ」にして上にいへると同じ。

○靡吾宿之 「ナビキワガネシ」とよむ。上の歌のは妹が吾に依り宿しをいひこれは吾が妹に依り宿しをいへるなり。

○敷妙之 「シキタ」の事は既にいへるがこれは下の袂につづくにて妹が敷妙の手本なるなり。

○妹之手本乎 「イモガタモトヲ」なり。手本といふも袖なる由は既にいへり。

○里放來奴 「サトサカリキヌ」とよむ。上の里者放奴を少しくいひかへたるまでなり。

○早敷屋師 「ハシキヤシ」とよむ。これははしきといふ語に「ヤシ」といふ助詞の添へるなり。その「ヤシ」は上の「ヨシエヤシ」の「ヤシ」におなじ。「ハシキ」とは「ハシ」といふ形容詞の連體形にして「ハシ」といふ形容詞は漢字にては愛字にあたること上の「三吉野乃玉松之枝者波思吉香聞」(一一三)に既にいへり。即ちここは「愛しきわが嬬」といへるなり。この語の假名書の例は卷七一三五八に「波之吉也思吾家乃毛桃卷十二三一四〇に「波之寸八師志賀在戀爾毛有之鴨」などあり。又ここに似たる書方のは卷十一二三六九に「早敷八四公目尙欲嘆」卷十二三〇二五に「早敷八師君爾戀良久吾情柄」などあり。

○吾孀乃兒我「ワガツマノコガ」とよむ。「孀」を「ツマ」とよむことは、卷一「一三」にいひ、その妻を「コ」といふことは上「一三五」にいへり。

○將嘆「ナゲクラム」とよむべし。上の「シヌブラム」をいひかへたるまでなり。

○角里將見「ツヌノサトミム」なり。角の里は上にいへるなるが、この趣にてはその角の里に人麿の妻の住めるにて上の歌と趣異なり。恐らくはこれは誤なること攷證の説の如くならむ。

○一首の意 大差なければ、再び説かず。

反歌

○これは上の「一三二」の歌に似て異なる故にあけたるならむ。

(一三九)

石見之海打歌山乃木際從、吾振袖乎妹將見香。

○石見之海「イハミノミ」とよむべきこと「一三一」にいへり

○打歌山乃 古來文字のまゝ「ウツタノヤマノ」とよみ來れり。萬葉考には「打歌」を音にて「タカ」とよみてきて曰はく「此打歌は假字にて次に角か津乃などの字落し事上の反歌もて知へし。今本にうつたの山と訓しは人わらへ也」といへり。古義には「打歌」は「竹綱」の誤として「タカツヌヤマノ」とせり。「ウツタノ山」といふ所ありや詳かならずして誤あるべく思はれざるにもあらね

ど、諸本みな然り。而して諸説皆得心しがたし。強ひて説を立てても今の分にては明かにあらぬ事なれば、そのままにて姑く舊訓に従ひおくべし。

○妹將見香 古來「イモミツラムカ」とよめり。これは「一三二」の歌によりて姑く古來のままにす。○一首の意 いふまでもなし。

右歌體雖同句相替、因此重載。

○上の歌を載せたるにつきての注なり。

柿本朝臣人麿妻依羅娘子與人麿相別歌一首

○柿本朝臣人麿妻依羅娘子「依羅は氏の名にして「ヨサミ」とよむ。依羅氏は河内攝津などに住みてその地名ともなれるが、新撰姓氏録によるに宿禰姓なるあり、連姓なるあり。依羅宿禰は開化天皇の皇子「彦坐命之後也」といひ、依羅連は饒速日命之後なると、百濟國人素禰志夜麻美乃君之後なるとあり。この依羅娘子はいづれの氏人なるか詳かならず。さて考にはこの人を上石見國に置きたる妻にあらずして京におきたる妻なりとして次の如くいへり。曰はく「かのかりに上る時石見の妹がよめる歌ならんと思ふ人あるべけれど、さいひては前後かなはぬ事あり」といへり。然れども何處にも之を證すべき點一も存せず。これは上の歌のつづきに置けるによりて、なほ石見國に留り残れる妻の歌とせざるべからず。按ずるに人麿には前

に妻ありしがそれが身亡りしことはこの卷挽歌の中の長歌にて明かなるが(二二〇七)その下に人麿が石見國に在りて死に臨みし時に自ら傷しみて作れる歌(二二三)の次に「人 死時妻依羅娘子作歌」とあれば依羅娘子とあるはその後の妻なること明かなり。しかもこれの歌をば京に在りてよめりとするによりて上の如き説も出でしなるべきが、その歌の解き方をさる意にとりなしたりしによることにて、その歌の趣にてはその墓地を明かに見知りての詠と思はるれば、この依羅娘子が石見に在りしことを思ふべきなり。なほその歌に行きていふべし。

○與人麿相別歌 上に人麿の妻に別れてよめる歌をあげたるに對してここにその妻の詠をもあげたるなり。

(一四〇)

勿念跡、君者雖言、相時、何時跡、知而加、吾不戀有乎。

○勿念跡 舊來「オモフナト」とよめるを代匠記に「ナオモヒト」とも訓すべしといひ、考には「ナモヒソト」とよめり。意義はいづれにも同じ事なれど、勿を上にする書き方によらば「ナオモヒト」といへる代匠記の説によるべきか。「ナソ」の格は古くは上の「ナ」のみにして下に「ソ」なくとも用ゐしなり。その例古事卷上卷に「阿夜爾那古悲岐許志」卷五九〇四に「父母毛表者奈佐加利」卷十一「二六六九」に「清月夜爾雲莫田名引」などあり。もとより下に「ソ」を添へたる例もあれど「ナモヒソト」の如く「オモフ」とわざと「モフ」と約めてまで下に「ソ」を添ふる必要あるまじきなり。

○君者雖言 舊訓「キミハイフトモ」とよみ代匠記は「キミハイヘドモ」とよめり。この字面はいづれともよまらるべき字面なれど、いふともいふは「勿念」といふ事を假設していふこととなり、いへどもといはば「勿念」と實際にいへる事となる。ここは人麿が慰めて「莫念」といひたるを受けたりとすべき所なれば「キミハイヘドモ」とよむをよしとす。

○相時 古來「アハムトキ」とよみ來りしを代匠記に「アフトキヲ」ともよむべしといひ、美夫君志又之に従へり。この相時は下の「知而加」の目標なれば「ヲ」の格たることは明かなれど、必ず「ヲ」を加ふべしといふ説は入りほがなり。それよりも、これを「アハムトキ」とよむがよきか「アフトキ」とよむがよきかを考ふる必要あり。然るときは後に再會せむ時といふ義なれば「アハムトキ」とよむべくかくて「ヲ」助詞はなくともその格に立てること明かなり。かかる例は集中極めて多く、一々あぐべきにあらず。

○何時跡知而加 「イツトシリテカ」とよむ。君に相はむ時を何時とも知らぬによりていへるなり。

○吾不戀有乎 古來「ワガコヒザラム」とよめり。よみ方につきては異論を見ず。これには古寫本の多くに「乎」を「牟」とつくれるによりて「牟」を正しとして「乎」を誤なりといふ説もあれど、乎をかける古寫本も亦少からざるのみならず、乎は元來疑辭なれば、その本義よりして借りて疑問の歌辭とせるならむ。よみ方は卷十七「三八九一」に「伊頭禮乃時加吾孤悲射良牟」とあるによるべし。かくてこは上句の「加」によりて反語をなせるなり。

○一首の意 吾に對して君は思ひ歎くなと言ひて慰め給へども、再びこの地に還り來給はむ日